

第3期

矢板市地域福祉計画

矢板市地域福祉活動計画

令和5年3月

矢 板 市

社会福祉法人

矢板市社会福祉協議会

はじめに



近年、少子高齢化や核家族化が急速に進行し、価値観や生活スタイルの多様化により、地域での住民相互の社会的なつながりは希薄化し、介護や子育てへの不安、高齢者の孤立、児童虐待への対応や障がい者の自立支援など、市民の皆さまが抱える生活課題は多様で複雑化・複合化してきています。

加えて新型コロナウイルス感染症拡大により、新しい生活様式に対応した取り組みのため日常生活に多大な影響を及ぼしています。

このような状況において、本市では、関係機関が協働で支えあうしくみづくりの指針となる「矢板市地域福祉計画」と「矢板市地域福祉活動計画」を一体的に策定し、行政サービスの充実と、地域住民が地域福祉活動に主体的にかかわる「支えあい」のしくみづくりによる、地域福祉の向上に努めてまいりました。

このたび、第2期計画の計画期間が終了することから、地域福祉の取り組みをさらに推し進めるべく、市民の皆さまと約2年をかけて検討し取りまとめた、第3期計画を策定いたしました。

本計画は、令和5年度から令和14年度までの10カ年を計画期間とし、第3期計画の基本理念を「ともに認めあい 支えあい いきいきと暮らせる 安心・安全なまち 矢板」と定め、「地域福祉を担う人づくり」、「みんなでつながる安心安全なまちづくり」、「安心して社会参加できる地域づくり」、「地域共生社会推進の仕組みづくり」の4つを基本目標に設定しています。

すべての人が支えあいながら、安心した地域生活を送ることができるよう、計画に沿った取り組みを積極的に推進してまいりますので、市民のみなさまの、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました矢板市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員の皆さまをはじめ、地域福祉に関する市民アンケートに、ご協力いただきました皆さまに心から感謝申し上げます。

令和5年3月

矢板市長 齋藤 淳一郎

はじめに



少子高齢化が急速に進み、生活様式や価値観の多様化など、様々な問題・課題を抱えながら地域社会が大きく変容し、それと同時に地域における住民相互の社会的なつながりも希薄化してきております。

こうした状況を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける社会の実現に向け、地域における社会福祉協議会の役割は益々重要になってきております。

地域福祉活動計画は、全ての地域住民が安心して自立した日常生活を送ることができる環境づくりをめざす計画で、市の地域福祉計画と一体的に策定し、地域課題を行政とともに共通理解を図りながら、それぞれの立場から「住んで良かった」と言えるまちづくりをめざすものです。

つまり、私たちが「地域社会において互いに助け合い」、「地域を大切にする」意識を育み、「郷土に愛着を持ち、本当に住んで良かったと言えるまち」を創り出すため、失われつつある地域の「連帯意識」や「絆」の再構築をめざそうとするものです。また、計画を推進するためには、行政はもとより、市民の皆さま方をはじめ、自治会や民生委員・児童委員あるいは社会福祉関係団体等の皆さま全員が主体的に取り組んでいく必要があります。

当協議会としましても、地域福祉活動を活発にすることにより、よりよい地域福祉の向上に努め、地域の特性や特色を生かした福祉のまちづくりを展開し、この計画の推進に全力をあげて取り組んでまいりますので、皆さまのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました策定委員会の皆さまをはじめ、アンケートにご協力をいただきました市民の皆さまに、心からお礼申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人 矢板市社会福祉協議会

会長 福田 博 光

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	2
2 地域福祉・地域福祉計画・地域福祉活動計画とは.....	3
3 計画の位置づけ.....	5
4 計画の策定体制.....	6
5 計画の期間.....	7
第2章 矢板市の地域福祉を取り巻く現状と課題.....	8
1 統計データから見る矢板市の現状.....	9
2 市民アンケート調査結果に見る市民意識.....	23
3 第2期計画の進捗状況.....	40
4 矢板市の主な地域課題.....	47
第3章 目指すべき地域福祉.....	48
1 基本理念.....	49
2 基本目標.....	50
3 計画の体系.....	51
第4章 地域福祉計画.....	52
基本目標1 地域福祉を担う人づくり.....	53
基本目標2 みんなでつながる安心安全なまちづくり.....	57
基本目標3 安心して社会参加できる地域づくり.....	61
基本目標4 地域共生社会推進の仕組みづくり.....	67
第5章 地域福祉活動計画.....	71
基本目標1 地域福祉を担う人づくり.....	72
基本目標2 みんなでつながる安心安全なまちづくり.....	78
基本目標3 安心して社会参加できる地域づくり.....	82
基本目標4 地域共生社会推進の仕組みづくり.....	85
各地区の重点項目について.....	90
第6章 計画の推進と進捗管理.....	97
1 計画の推進体制.....	98
2 計画の進捗を管理する体制.....	99
資料編.....	100

1	第3期矢板市地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策とSDGs	101
2	第3期矢板市地域福祉計画策定委員会設置要綱	104
3	第3期矢板市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	106
4	第3期矢板市地域福祉計画及び矢板市地域福祉計画策定委員会委員名簿	108
5	計画策定の経過	109

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、人口の減少や高齢化、核家族化などによる家族機能の低下、地域のコミュニティやつながりの希薄化、人々のライフスタイルの多様化等により、地域や家族を取り巻く環境は大きく変化しています。

それに伴い福祉課題の多様化、複雑化の中で、これまでどおりの支援では対応が困難なケースも顕在化してきています。

こうした状況の中で、国では制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域のさまざまな主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会「地域共生社会」を目指しています。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

矢板市と矢板市社会福祉協議会では、こうした社会状況を踏まえ、市における地域福祉の理念と仕組みを示す「地域福祉計画」と、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的にした「第3期矢板市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定し、すべての市民が住み慣れた地域において支えあいながら、安心して自立した生活を送ることができる地域共生社会の実現を目指します。

2 地域福祉・地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるように、行政や福祉関係の事業者・団体、ボランティアなど地域に関わるすべての人や団体が力をあわせ、地域における生活課題の解決に取り組んでいくことが地域福祉となります。

これからの地域づくりは、住民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らしていける仕組みをつくり、それを維持していくことが求められています。そのためには、さまざまな生活課題について、

「住民一人ひとりの努力（自助）」

「隣近所や自治会等、近隣地域の中で協力し合うこと（互助）」

「支えあいの取り組みを関連機関等が行うこと（共助）」

「行政が公的サービス等を行うこと（公助）」

の4つの連携によって解決していこうとする取り組みが重要です。

【自助・互助・共助・公助】

<p style="text-align: center;">自助</p> <p style="text-align: center;">できる限り自分自身や家族で 解決して対応すること</p> <p style="text-align: center;">市民 (自分・家族)</p>	<p style="text-align: center;">互助</p> <p style="text-align: center;">隣近所の支えあいで 対応すること</p> <p style="text-align: center;">近隣地域 (隣近所・自治会等)</p>
<p style="text-align: center;">共助</p> <p style="text-align: center;">ボランティア等の市民同士の 支えあいで対応すること</p> <p style="text-align: center;">関連機関等 (社会福祉協議会・NPO・ボランティア団体 等の各種団体)</p>	<p style="text-align: center;">公助</p> <p style="text-align: center;">行政による公的な福祉 サービス等で対応すること</p> <p style="text-align: center;">行政 (市、警察、消防、県等の行政機関)</p>

「地域福祉計画」は、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするために、社会福祉法第 107 条に基づき市町村が作成するものです。

地域福祉計画は、以下の5つの事項について具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込むことが求められています。(社会福祉法第 107 条)

- ①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく社会福祉協議会が主体となって、地域の社会福祉の推進を目的として策定する、実践的な活動計画です。

この計画は、市民参加のもとに地域住民、ボランティアなどが自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携し地域での組織化を具体的に進めていく「互助（住民活動）」の性格をより明確にした計画であるといえます。

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための、市民活動・行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。

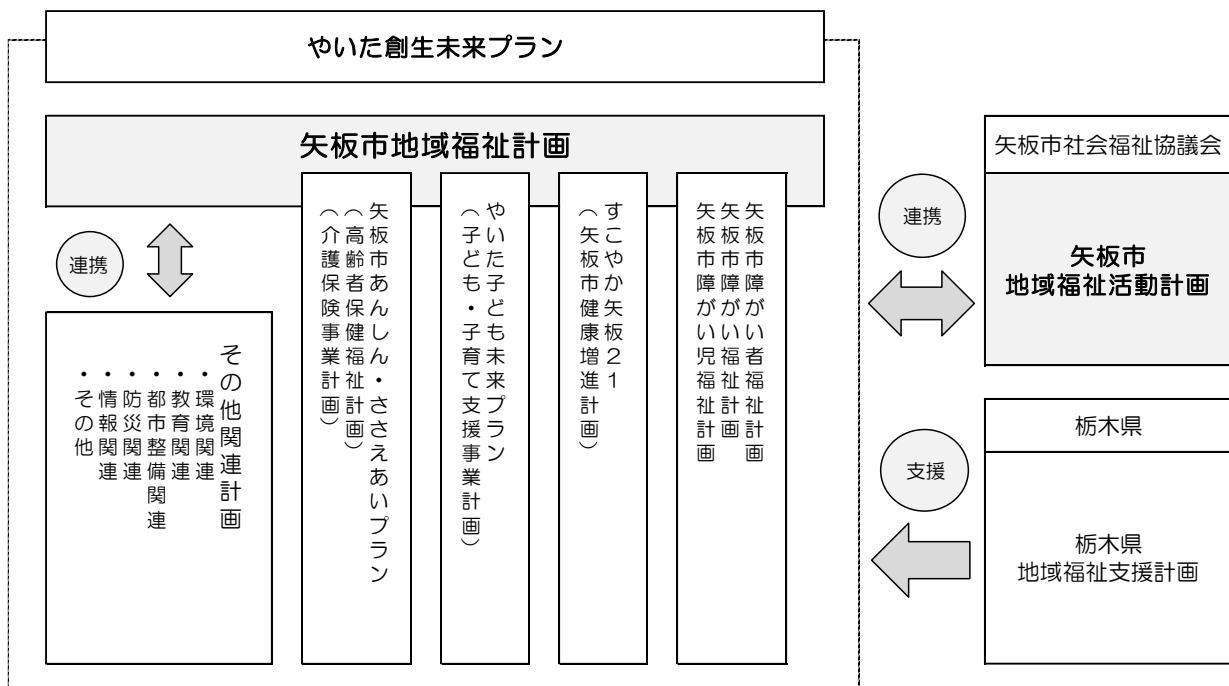
市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とは、重複している部分が多くあるため、これら計画を一体的に策定することで、強い連携で、より効率よくそれぞれの事業を進めることが可能となります。

3 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画でまちづくりの指針となる、「やいた創生未来プラン」を基盤としながら、福祉に関連する高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、健康増進等の各個別計画を横断的につなぎ、連携を図りながら、地域福祉の充実を図ります。

なお、本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づき定められる「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村成年後見制度利用促進基本計画）」としても位置づけて策定します。

【本計画の位置づけ】



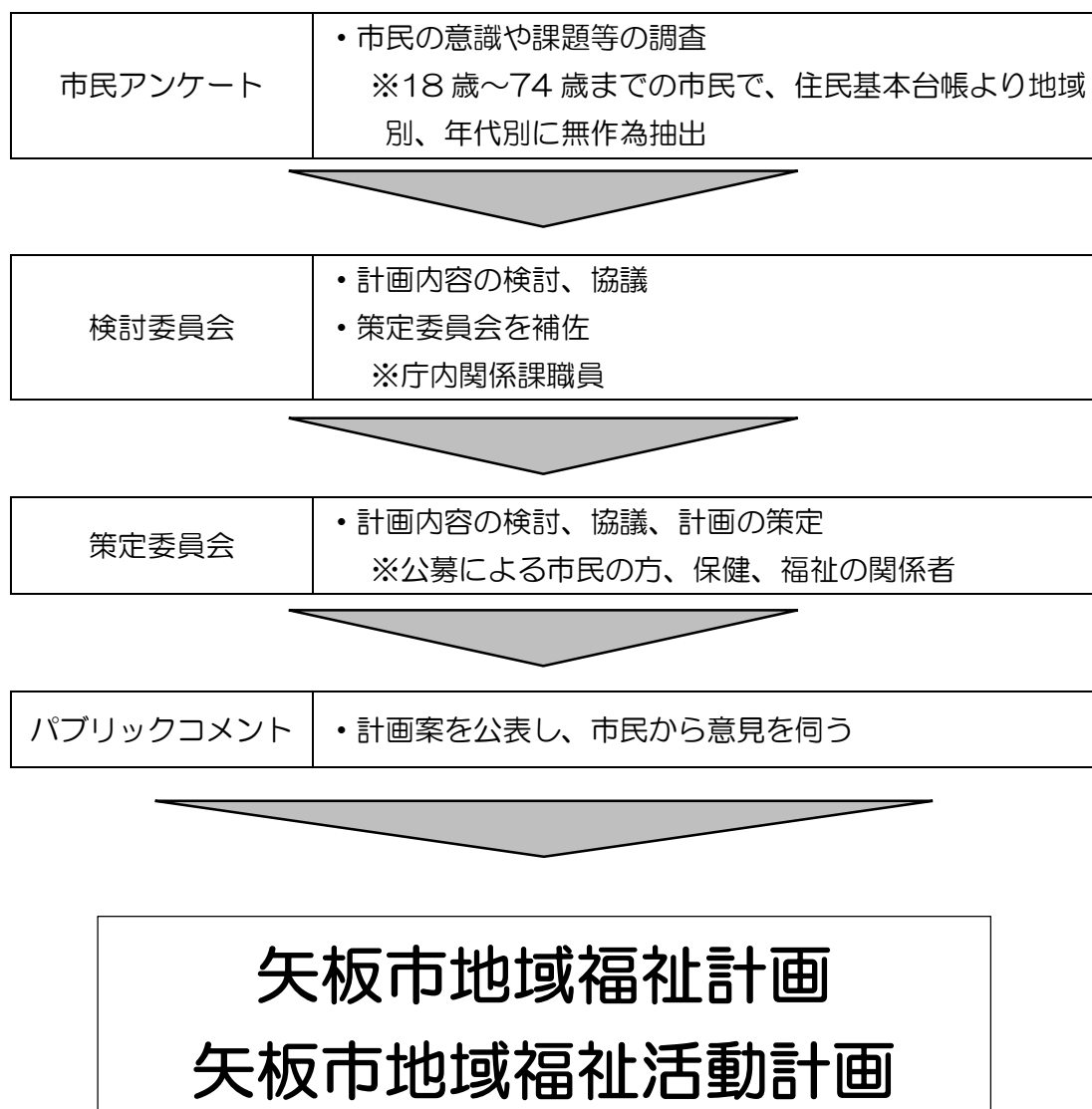
4 計画の策定体制

本計画の策定に先立ちアンケートを行い、地域福祉に関する市民の意識や意見などを把握し、計画策定のための基礎資料としました。

また、一般公募市民、保健や福祉の関係者などの参画により、「策定委員会」を設置し、計画内容の検討・協議を行い、計画案を策定しました。

更に、「策定委員会」を補佐するため、庁内において「検討委員会」を組織し、関係各課との連携を図り、具体的な施策について継続・見直しなどの検討調整を行いました。

計画案に対し、広く市民の方々よりご意見を伺うため、パブリックコメントを実施し、計画として策定しました。



5 計画の期間

この計画は、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とします。この期間に社会情勢や市の状況、関係法制度などに著しい変化があった場合、必要に応じて見直しを行うこととします。

～令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年
第2期矢板市地域福祉計画 矢板市地域福祉活動計画				第3期矢板市地域福祉計画 矢板市地域福祉活動計画									第4期計画 (予定)	
第2次矢板市総合計画		やいた創生未来プラン (第3次)				第4次計画 (予定)				第5次計画 (予定)				
第1期計画	第2期 やいた子ども未来プラン				第3期計画 (予定)				第4期計画 (予定)					
第7期計画	第8期 矢板市あんしん・ ささえあいプラン		第9期計画 (予定)			第10期計画 (予定)		第11期計画 (予定)		第12期計画 (予定)				
第4次計画	第5次 矢板市障がい者福祉計画					第6次計画 (予定)				第7次計画 (予定)				
第5期計画	第6期 矢板市障がい福祉計画		第7期計画 (予定)			第8期計画 (予定)		第9期計画 (予定)		第10期計画 (予定)				
第1期計画	第2期 矢板市障がい児福祉計画		第3期計画 (予定)			第4期計画 (予定)		第5期計画 (予定)		第6期計画 (予定)				
第2期すこやか矢板21計画						第3期計画 (予定)								

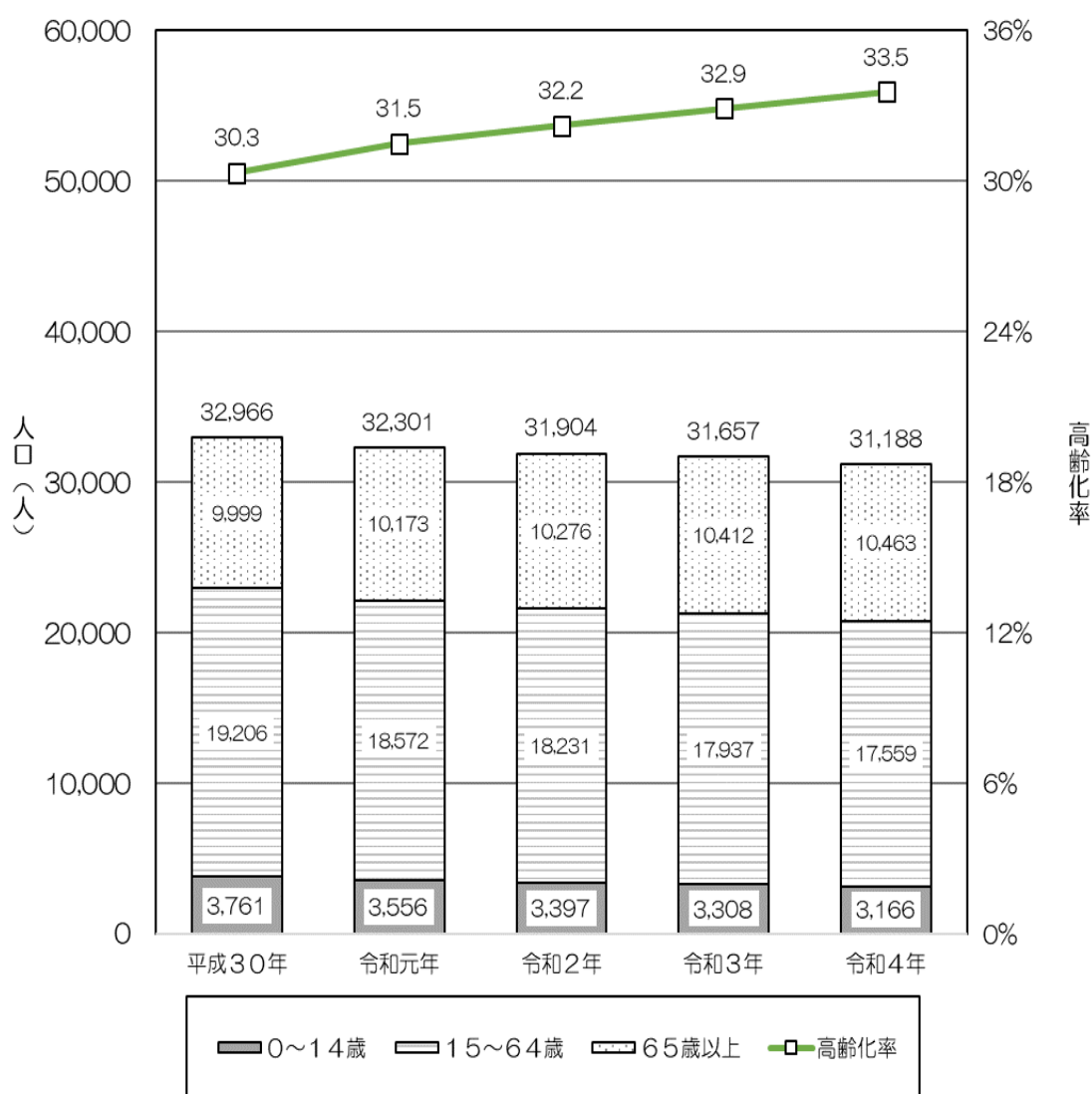
第2章 矢板市の地域福祉を取り巻く 現状と課題

1 統計データから見る矢板市の現状

(1) 人口や世帯などの状況

矢板市の令和4年4月1日の時点での総人口は 31,188 人で、平成 30 年の 32,966 人より 1,778 人、割合としては約 5.4%減少しました。年齢3区分別で細かく見ていくと、14 歳までの年少人口が 595 人、15 歳から 64 歳までの生産人口が 1,647 人、合計 2,242 人減少しています。一方、65 歳以上の高齢者人口は 464 人増加しています。

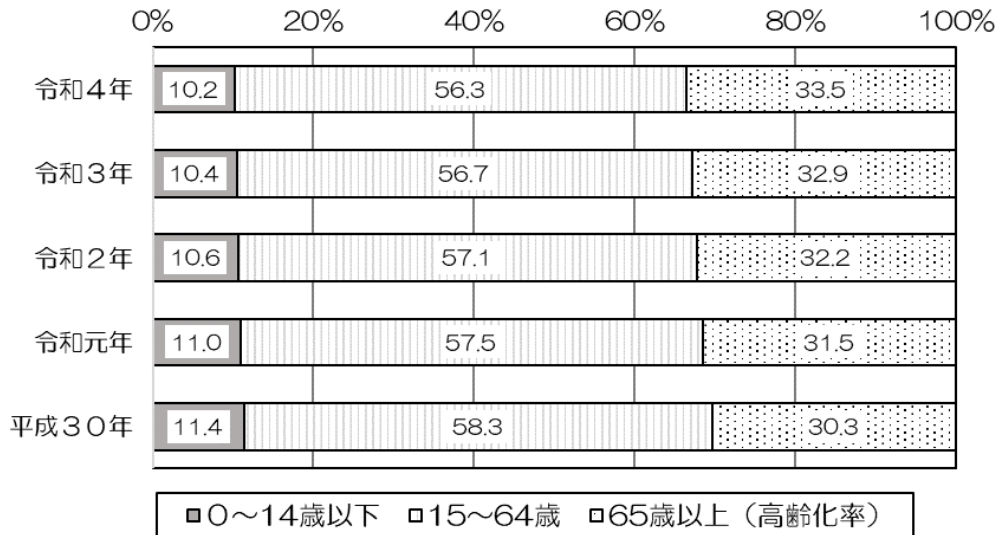
【総人口、年齢3区分別人口と高齢化率の推移】



出典：住民基本台帳（各年4月1日）

また、年齢3区分別の年齢を割合で見えていくと、平成30年より年少人口と生産人口の割合はゆるやかに減少する一方、高齢者の割合は年々増加し、現在は33.5%となっています。

【年齢3区分別人口比の推移（※）】

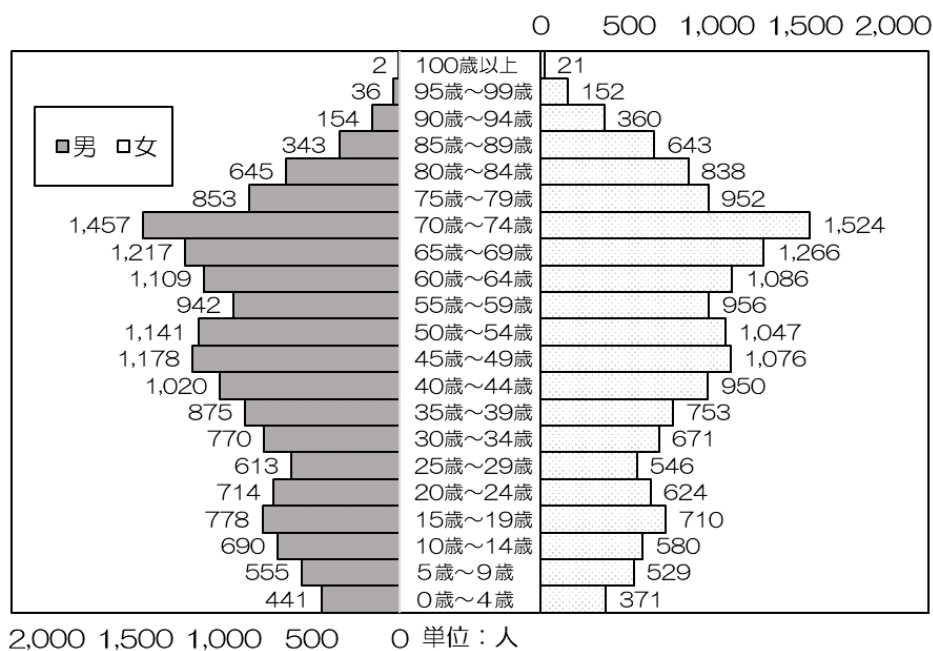


（※）構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%にならない場合があります。

出典：住民基本台帳（各年4月1日）

更に、人口ピラミッドから年代の分布を見ていくと、男女共に70歳～74歳が最も多いことがわかります。

【矢板市 人口ピラミッド】

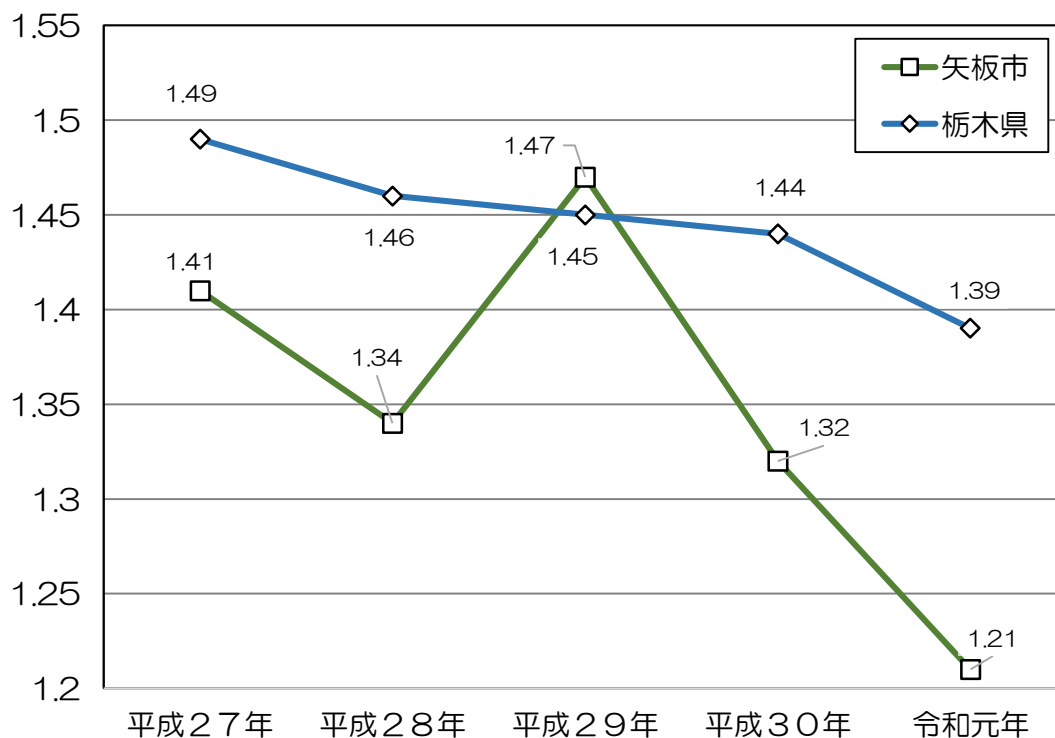


出典：住民基本台帳（令和4年4月1日）

(2) 子どもをめぐる状況

一人の女性が一生に出産する子どもの数の指標である合計特殊出生率は、栃木県と比較して低い傾向にあります。

【合計特殊出生率の推移】

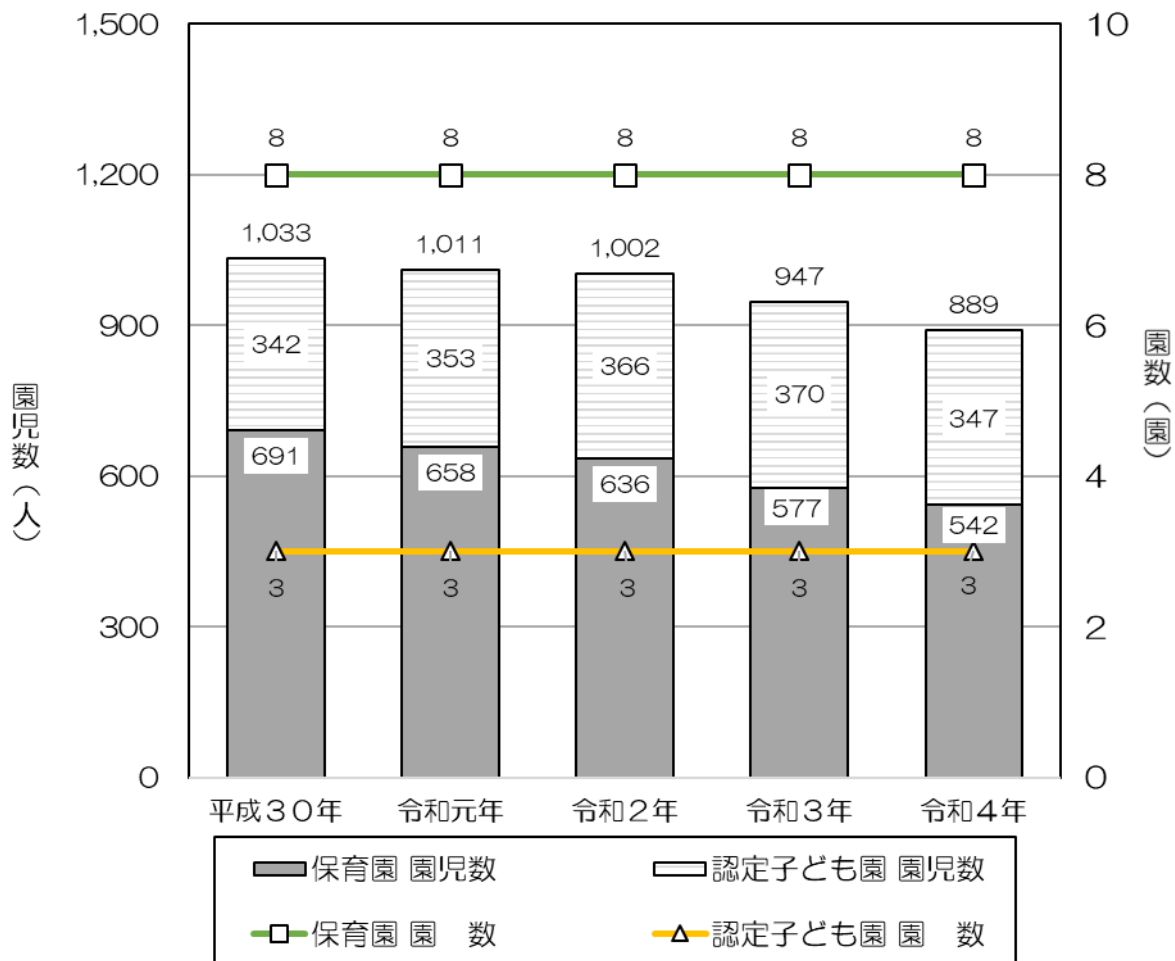


	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
矢板市	1.41	1.34	1.47	1.32	1.21
栃木県	1.49	1.46	1.45	1.44	1.39

出典：栃木県保健統計年報 第1章人口動態統計

令和4年4月1日時点の保育園、認定こども園を合わせた園児数は889人で、平成30年の1,033人よりも144人、割合としては約13.9%減少しました。

【各園と園児数の推移】



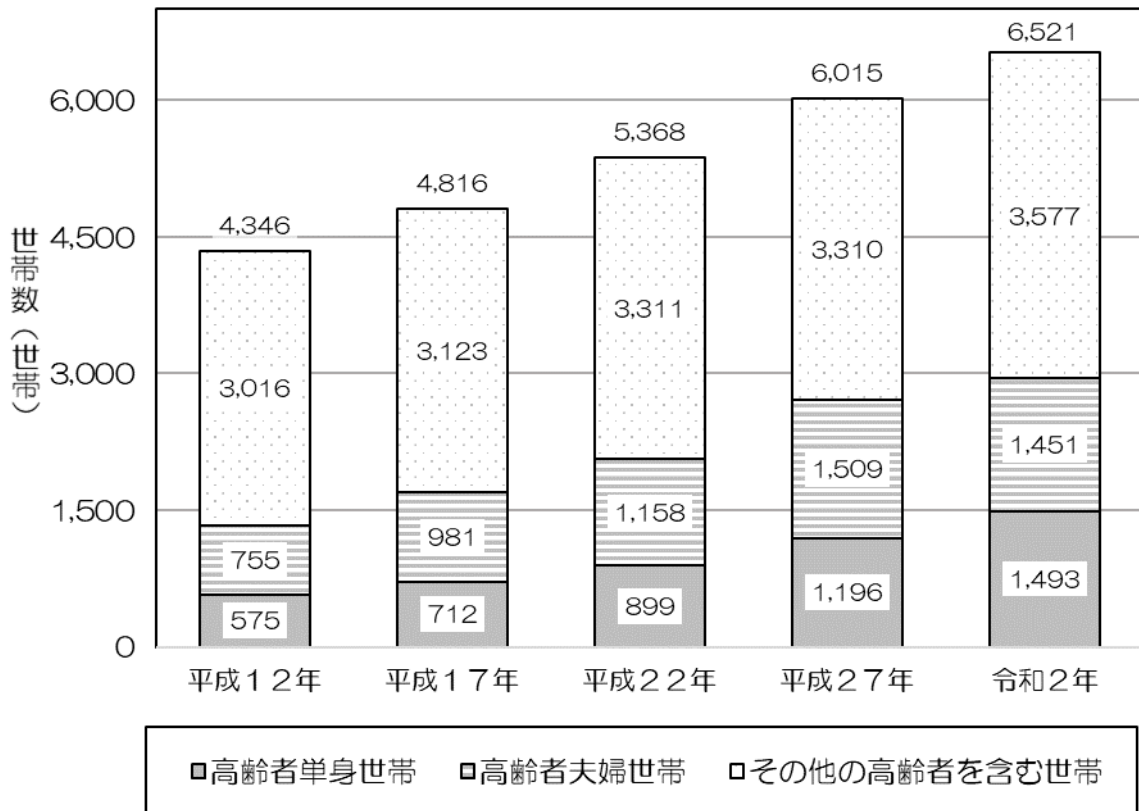
出典：矢板市子ども課（各年4月1日）



(3) 高齢者の状況

高齢者を含む世帯全体の数は、5年ごとに10%程度ずつ増加しています。中でも、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の増加率は高くなっています。

【形態別高齢者世帯の推移】



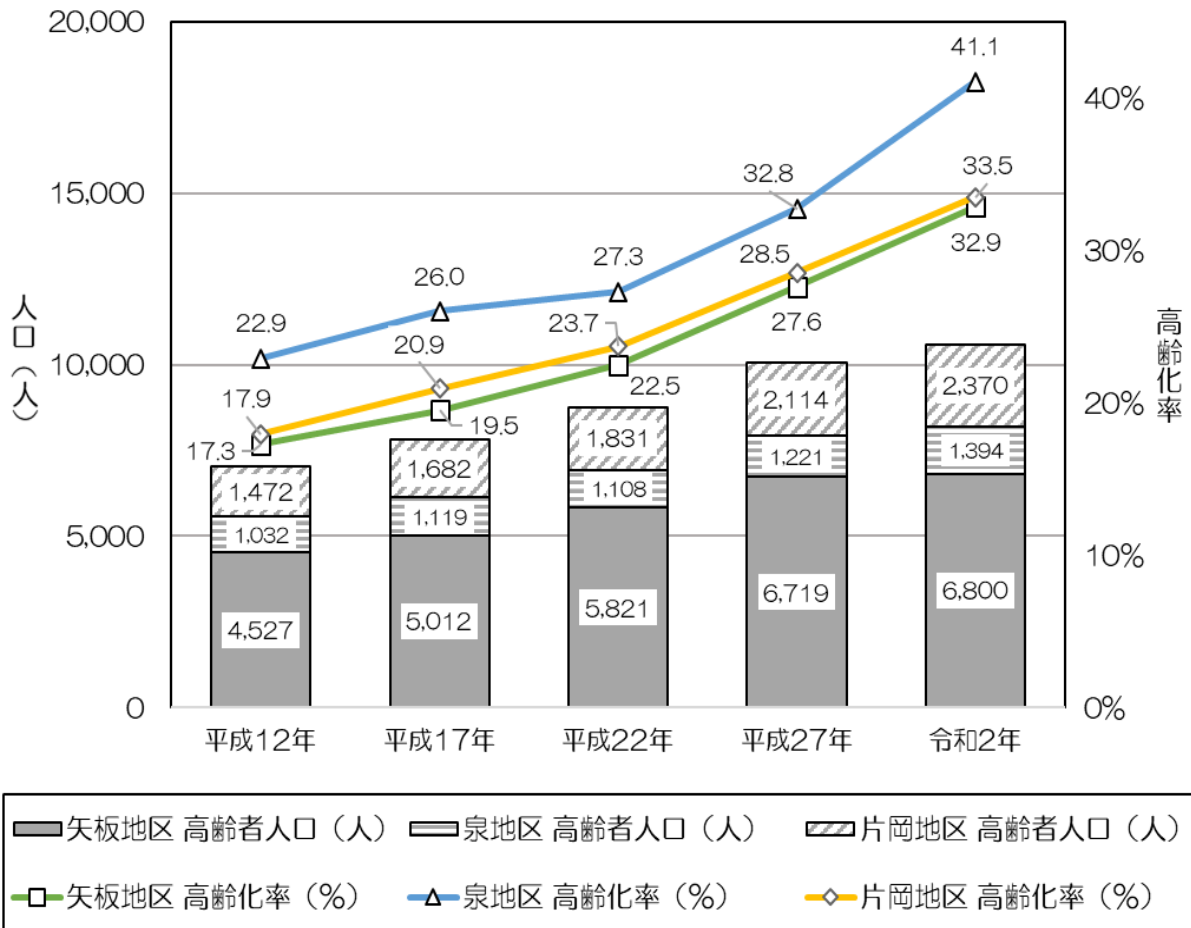
【矢板市の高齢者世帯の現状】

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数	11,604	11,907	12,438	12,342	11,978
高齢者単身世帯	575	712	899	1,196	1,493
高齢者夫婦世帯	755	981	1,158	1,509	1,451
その他の高齢者を含む世帯	3,016	3,123	3,311	3,310	3,577
高齢者を含む世帯全体	4,346	4,816	5,368	6,015	6,521
高齢者単身世帯増加率		123.8%	126.3%	133.0%	124.8%
高齢者夫婦世帯増加率		129.9%	118.0%	130.3%	96.2%
その他の高齢者を含む世帯増加率		103.5%	106.0%	100.0%	108.1%
高齢者を含む世帯全体増加率		110.8%	111.5%	112.1%	108.4%
高齢者単身世帯率	5.0%	6.0%	7.2%	9.7%	12.5%
高齢者夫婦世帯率	6.5%	8.2%	9.3%	12.2%	12.1%
その他の高齢者を含む世帯率	26.0%	26.2%	26.6%	26.8%	29.9%
高齢者を含む世帯全体率	37.5%	40.4%	43.2%	48.7%	54.4%

出典：国勢調査（各年10月1日）

地区別高齢者数と高齢化率を見ると、ここ 10 年常に増加しつづけています。高齢者人口は矢板地区が最も多いですが、高齢化率は泉地区が最も高くなっています。

【地区別高齢者人口と高齢化率の推移】



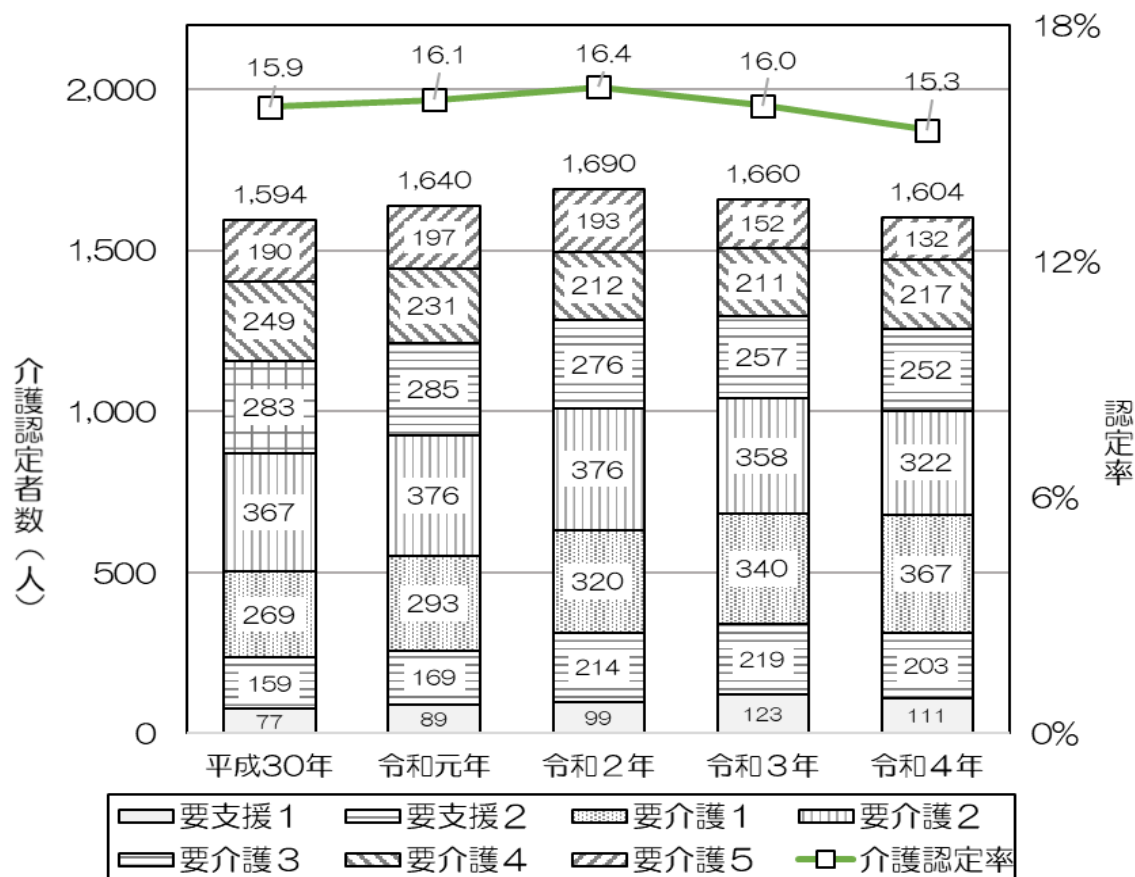
【地区ごとの総人口、高齢者人口と高齢化率】

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
矢板地区	総人口 (人)	26,196	25,717	25,885	24,337	20,694
	高齢者人口 (人)	4,527	5,012	5,821	6,719	6,800
	高齢化率 (%)	17.3	19.5	22.5	27.6	32.9
泉地区	総人口 (人)	4,503	4,305	4,062	3,728	3,394
	高齢者人口 (人)	1,032	1,119	1,108	1,221	1,394
	高齢化率 (%)	22.9	26.0	27.3	32.8	41.1
片岡地区	総人口 (人)	8,201	8,035	7,720	7,406	7,077
	高齢者人口 (人)	1,472	1,682	1,831	2,114	2,370
	高齢化率 (%)	17.9	20.9	23.7	28.5	33.5

出典：国勢調査 小地域（各年 10 月 1 日）

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者の総数は年々増加する傾向にありましたが、令和2年の1,690人をピークに、令和4年は86人減少しました。被保険者に占める認定の割合（認定率）は、令和2年の16.4%からゆるやかに減少し、令和4年は15.3%となっています。

【介護認定者数と認定率の推移】



	1号被保険者 (※)数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成30年	10,009	77	159	269	367	283	249	190	1,594
令和元年	10,187	89	169	293	376	285	231	197	1,640
令和2年	10,286	99	214	320	376	276	212	193	1,690
令和3年	10,405	123	219	340	358	257	211	152	1,660
令和4年	10,452	111	203	367	322	252	217	132	1,604

出典：矢板市高齢対策課（各年4月1日）

(※) 1号被保険者

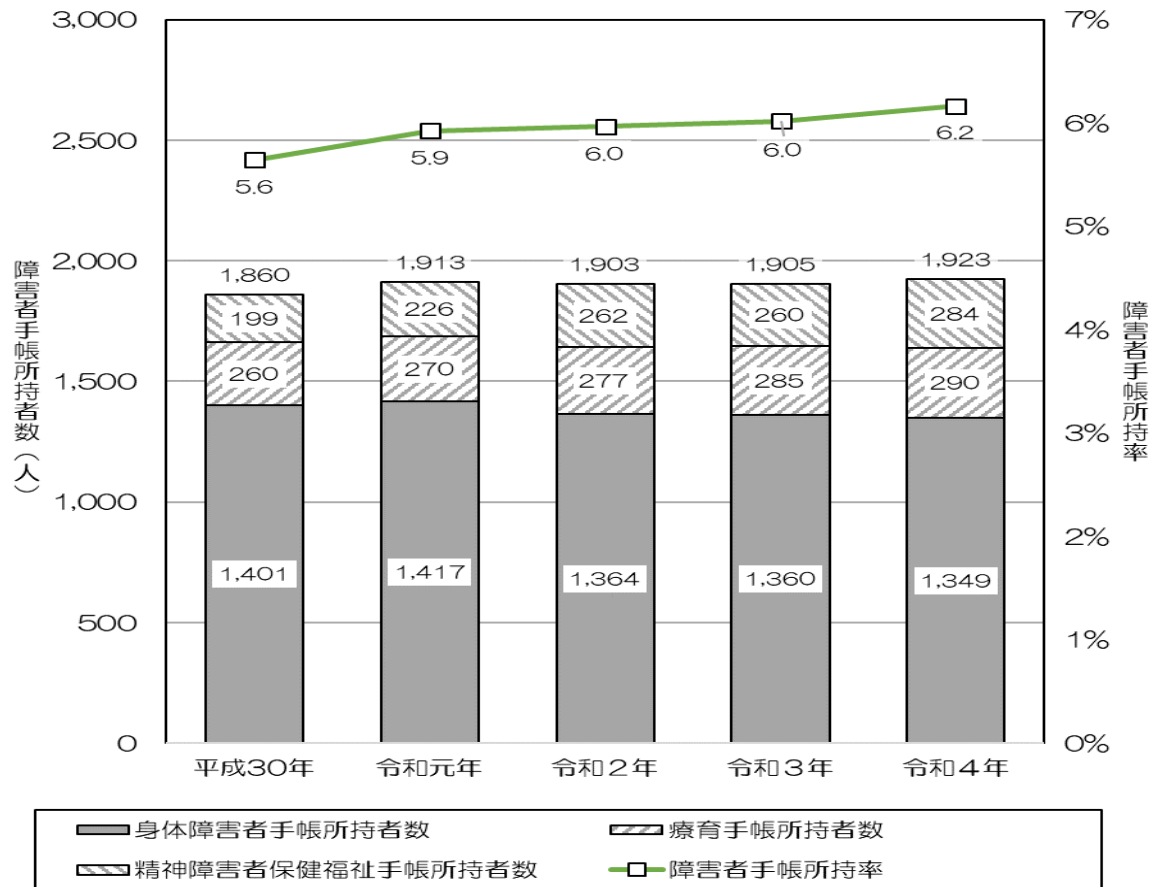
65歳以上の方。原因を問わず、要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。

(4) 障がいのある人の状況

障害者手帳所持者は、平成30年から令和4年までに63人増加しました。また、障害者手帳所持者数を総人口で割った所持率は、年々上昇しています。

障害者手帳の種類別内訳を見ると、身体障害者手帳所持者数が最も多いですが、種類別割合は、精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が増えています。

【障害者手帳の種類別推移】



出典：矢板市社会福祉課（各年4月1日）

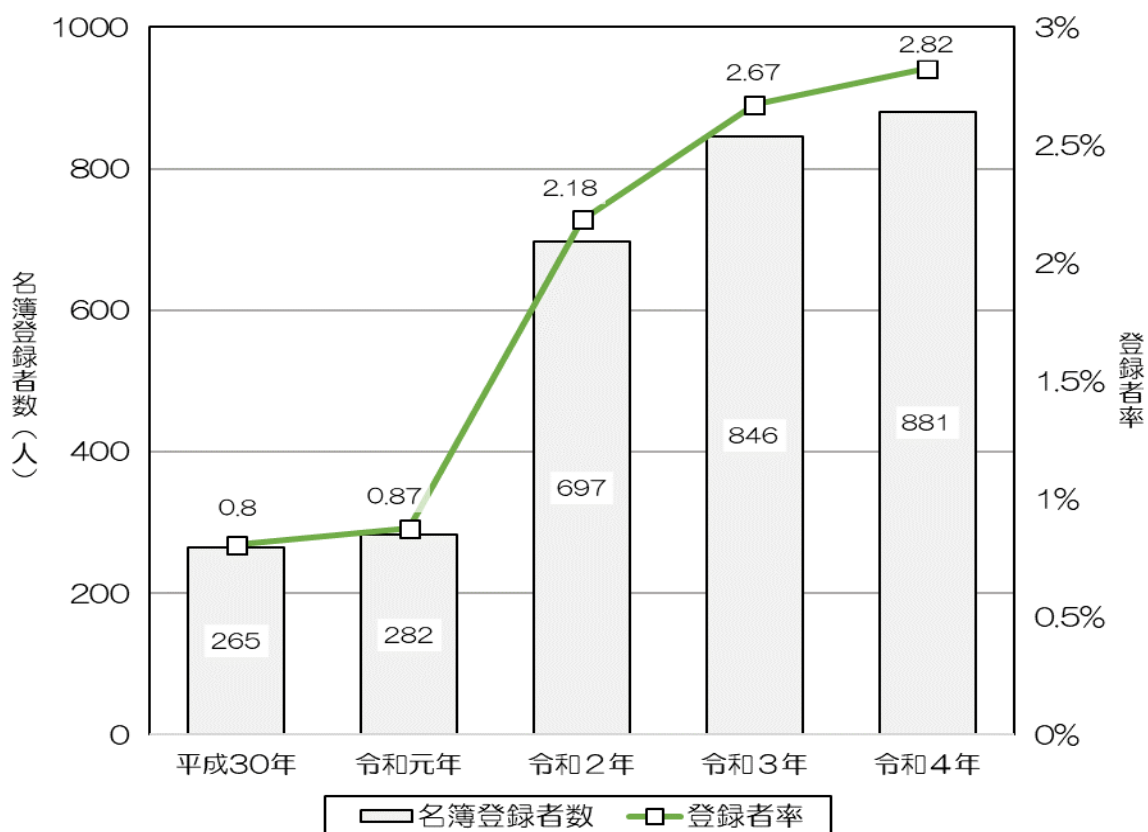


(5) 避難行動要支援者の状況

避難行動要支援者名簿登録者数の推移を見ると、令和元年度から避難行動要支援者へ個別周知を行った結果、令和2年度以降登録数は増え続けています。また、避難行動要支援者名簿登録数を総人口で割った登録者率も、増加のカーブを描いています。

登録者の地区別の構成比は、矢板地区の割合が徐々に減少し、泉地区・片岡地区の割合が増加しています。

【避難行動要支援者名簿登録数の推移と登録者率】



【地区別に見る避難行動要支援者名簿登録者数の推移】

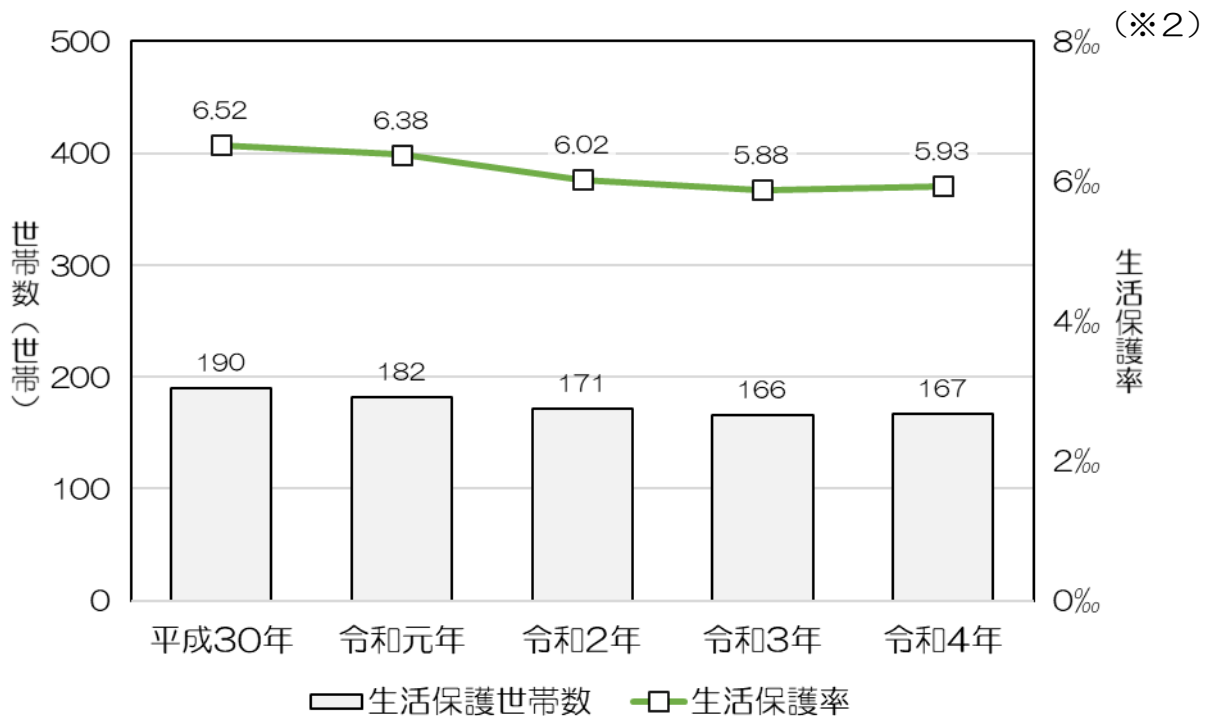
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
矢板地区	登録者数 (人)	209	217	497	604	628
	構成比 (%)	78.9	77.0	71.3	71.4	71.3
泉地区	登録者数 (人)	18	18	76	98	93
	構成比 (%)	6.8	6.4	10.9	11.6	10.6
片岡地区	登録者数 (人)	38	47	124	144	160
	構成比 (%)	14.3	16.7	17.8	17.0	18.2

出典：矢板市社会福祉課（各年4月1日）

(6) 生活保護世帯などの状況

生活保護世帯数は 200 世帯前後でしたが、ここ 5 年は減少傾向にあります。それと連動して生活保護率（※1）も低下傾向にあります。

【生活保護世帯数と生活保護率の推移】



	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
市総人口	32,966	32,301	31,904	31,657	31,188
被保護実人数	215	206	192	186	185
矢板市生活保護率 (‰)	6.52	6.38	6.02	5.88	5.93
生活保護世帯数	190	182	171	166	167

出典：矢板市社会福祉課（各年 4 月 1 日）

（※1）生活保護率

「被保護実人員（1 か月平均）」÷「矢板市総人口」×1,000

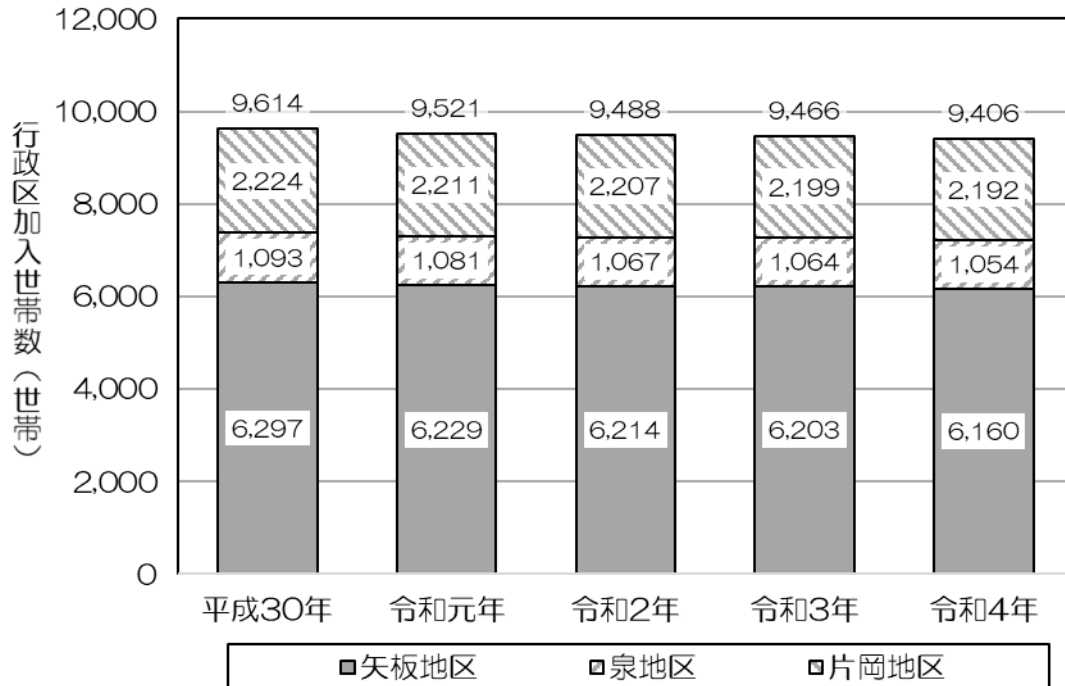
（※2）‰（パーミル）

1,000 分の 1 を表す単位。

(7) 地域活動の状況

行政区加入世帯は、年々少しずつ減少しており、平成30年から令和4年にかけて約2.2%の減少となっています。また、地区別に見ると、矢板地区で2.2%、泉地区で3.6%、片岡地区で1.4%の減少がみられます。

【地区別行政区加入世帯数の推移】

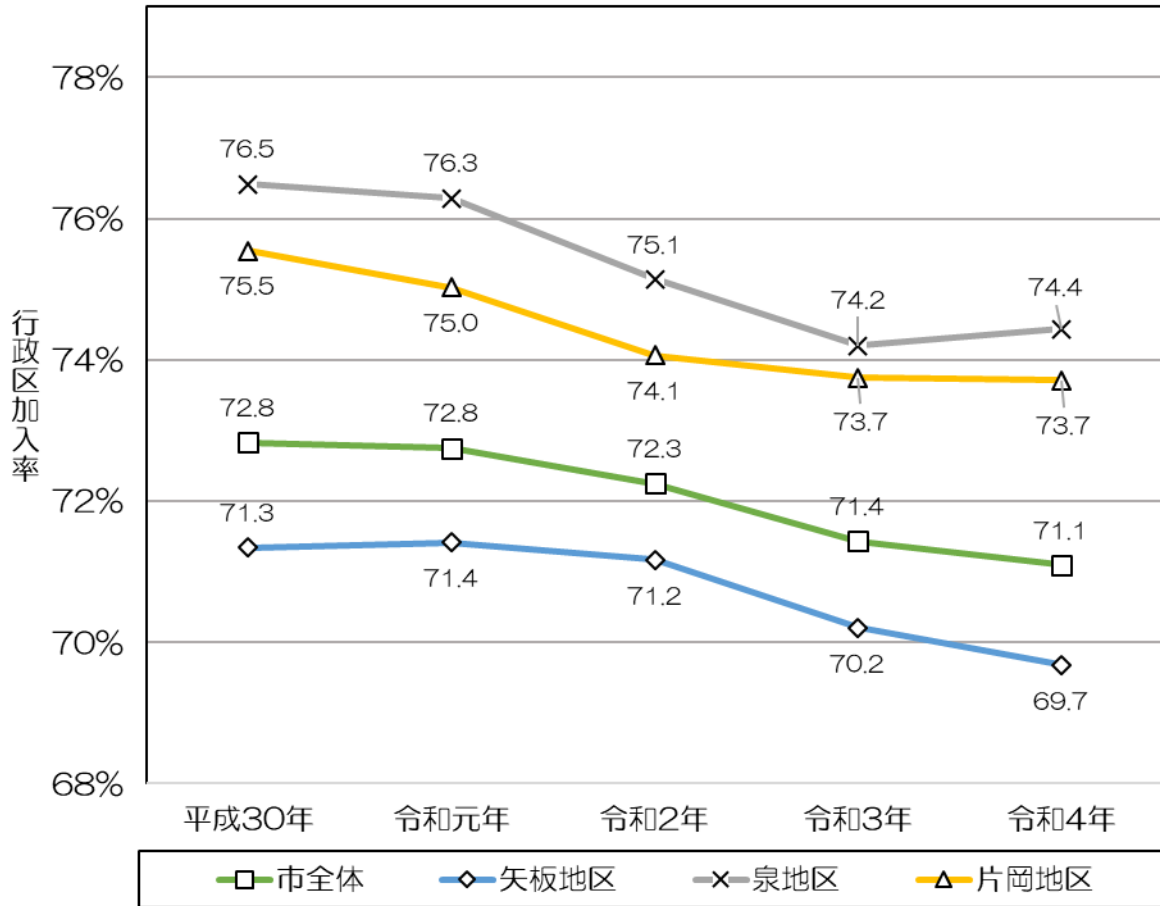


出典：矢板市総務課（各年4月1日）



行政区加入率も低下傾向にあります。今まで加入率の高かった泉地区においても下落幅が大きくなっています。

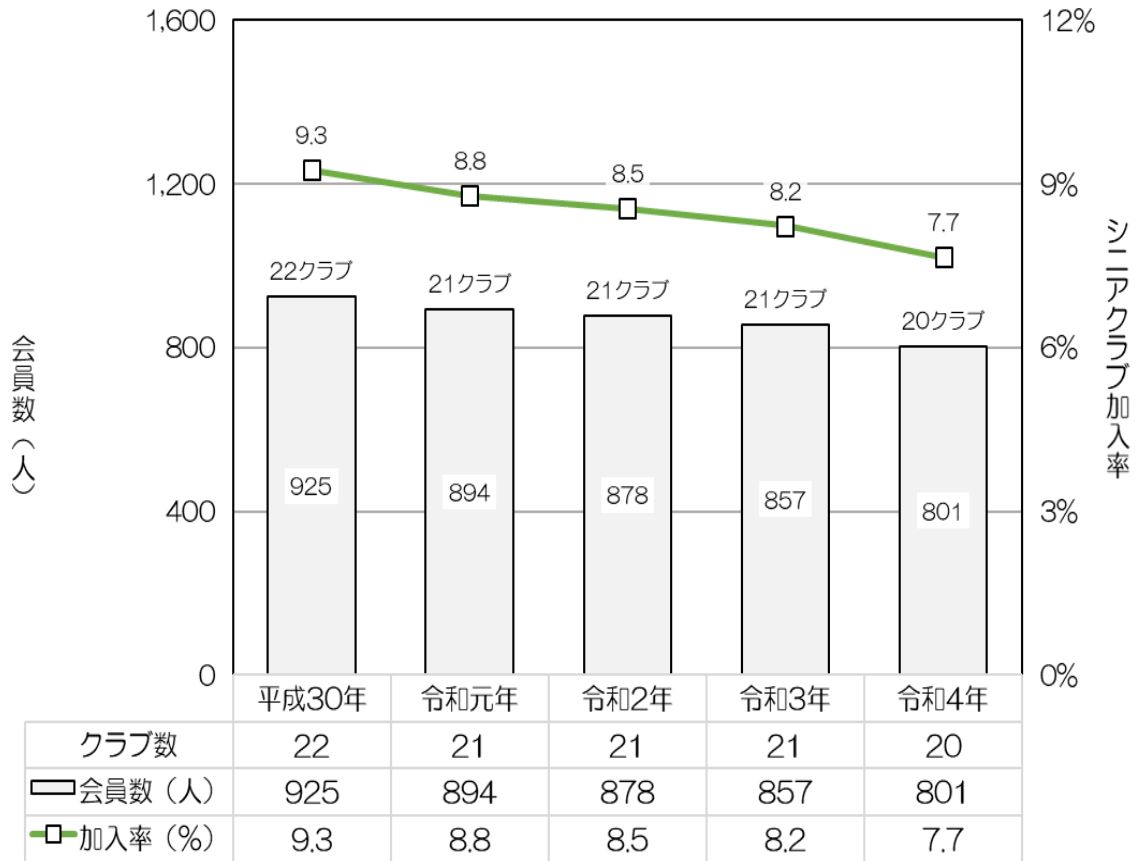
【地区別行政区加入率の推移】



出典：矢板市総務課（各年4月1日）

シニアクラブ団体数及び会員数は年々減少しており、平成 30 年から令和 4 年までに 124 人減少しています。また、同様に会員数を高齢者人口で割った加入率も低下しています。

【シニアクラブ会員数及びクラブ数の推移】

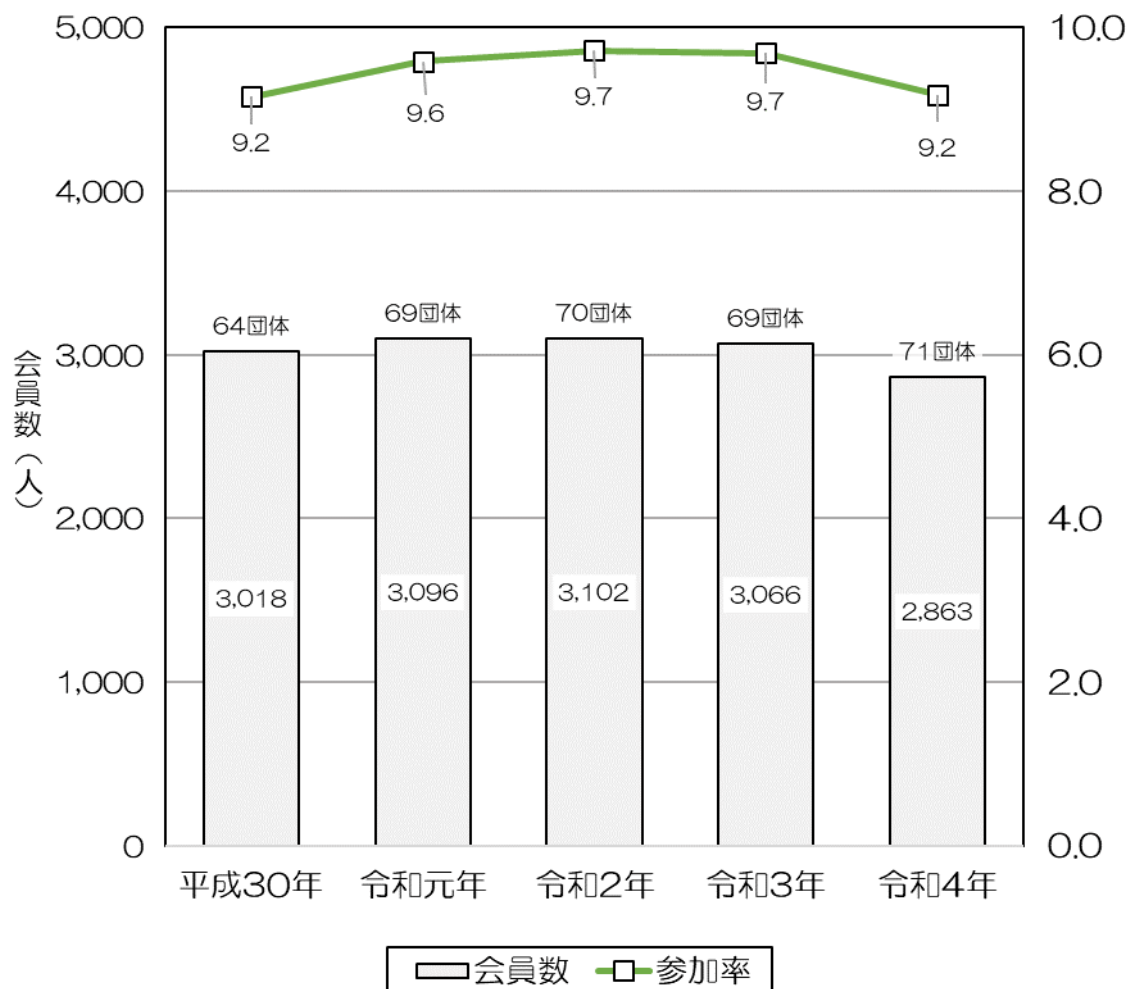


出典：矢板市社会福祉協議会（各年 4 月 1 日）



ボランティアの団体数は横ばいが続いています。令和4年度の会員数は減少しました。令和4年現在、団体数は71団体、会員数は2,863人となっています。また、会員数を総人口で割った参加率は9.2%となっています。

【ボランティア会員数と参加率の推移】



出典：矢板市社会福祉協議会（各年4月1日）

NPO 法人数は、令和2年以降は横ばい傾向にあります。

【NPO 法人数の推移】

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
NPO法人数	8	10	9	9	9

出典：矢板市総合政策課（各年4月1日）

2 市民アンケート調査結果に見る市民意識

(1) 調査の目的

「第3期矢板市地域福祉計画・矢板市地域福祉活動計画」を策定するにあたり、前回調査結果からの経年変化や、現行計画や市の施策の浸透度を知り、市における地域福祉施策のための基礎データにするとともに、地域における福祉的課題を抽出することを目的として18歳から74歳までの市民2,000人を対象にアンケート調査を行いました。調査方法や回収状況は以下のとおりです。

【調査方法】

項目	詳細
調査対象地域	矢板市全域
抽出方法	住民基本台帳から要件に該当する個人を、地域別、年代別に無作為抽出
調査形式	アンケート形式（郵送配布・郵送回収またはWeb回答）
実施時期	令和3年12月3日（金）～令和4年1月4日（火）

【回収状況】

対象		配布数	回収数	回収率
合計		2,000	832	41.6%
矢板市在住の 18歳から74 歳までの方	内訳（年齢別）	配布数	回収数	回収率
	18歳～29歳	285	68	23.9%
	30歳～39歳	280	76	27.1%
	40歳～49歳	380	151	39.7%
	50歳～59歳	365	141	38.6%
	60歳～69歳	425	237	55.8%
	70歳～74歳	265	159	60.0%
	内訳（地区別）	配布数	回収数	回収率
	矢板地区	1,320	530	40.2%
	泉地区	220	104	47.3%
	片岡地区	460	198	43.0%

【報告書を見る際の注意事項】

調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出し、小数点第1位までを表示しています。したがって、回答者比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。

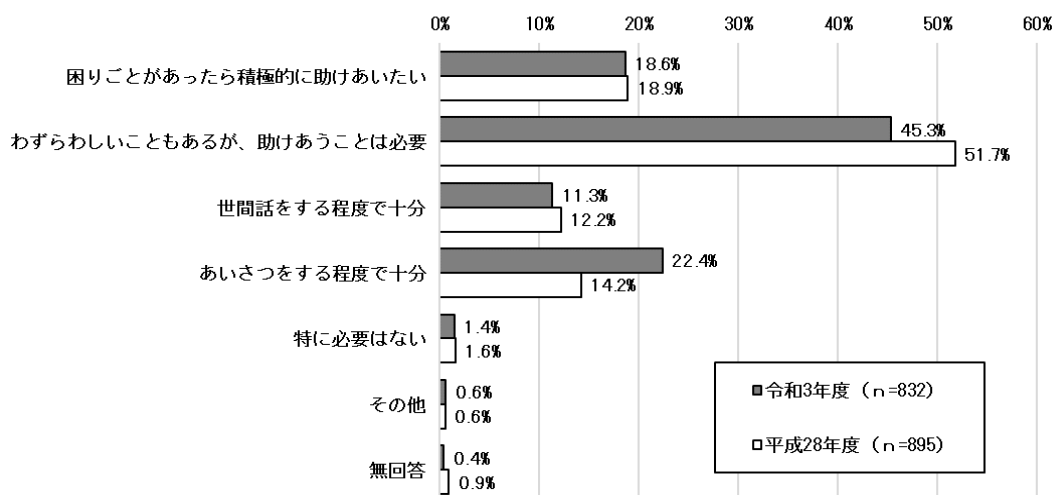
複数回答形式の設問については、その設問の回答者数を基数として比率を算出していますので、すべての回答比率の合計は100%を超えることがあります。

(2) 調査結果の概要

1. 地域との関わりについて

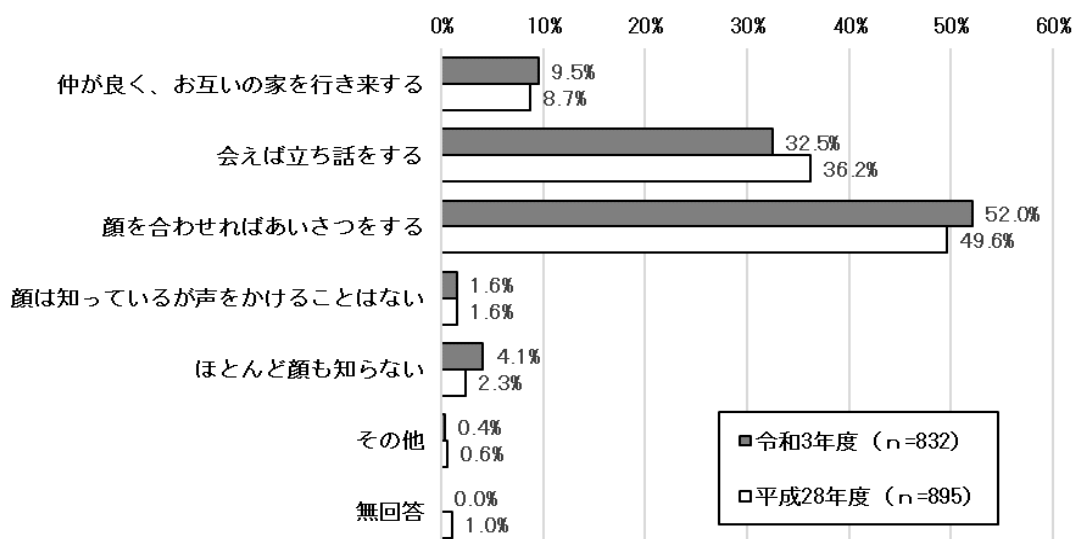
■近所付き合いについての考え方では、「積極的に助けあいたい」「助けあうことは必要」を合わせると63.9%に上がります。一方で実際の付き合い方は「お互いの家を行き来する」は9.5%「会えば立ち話をする」は32.5%を合わせても42.0%と半数に達しません。また、「あいさつをする程度で十分」は22.4%と前回調査から8.2ポイント増加し、「顔を合わせればあいさつをする」も前回調査から2.4ポイント増加しています。

【近所の人との付き合いについて（ひとつに〇）】

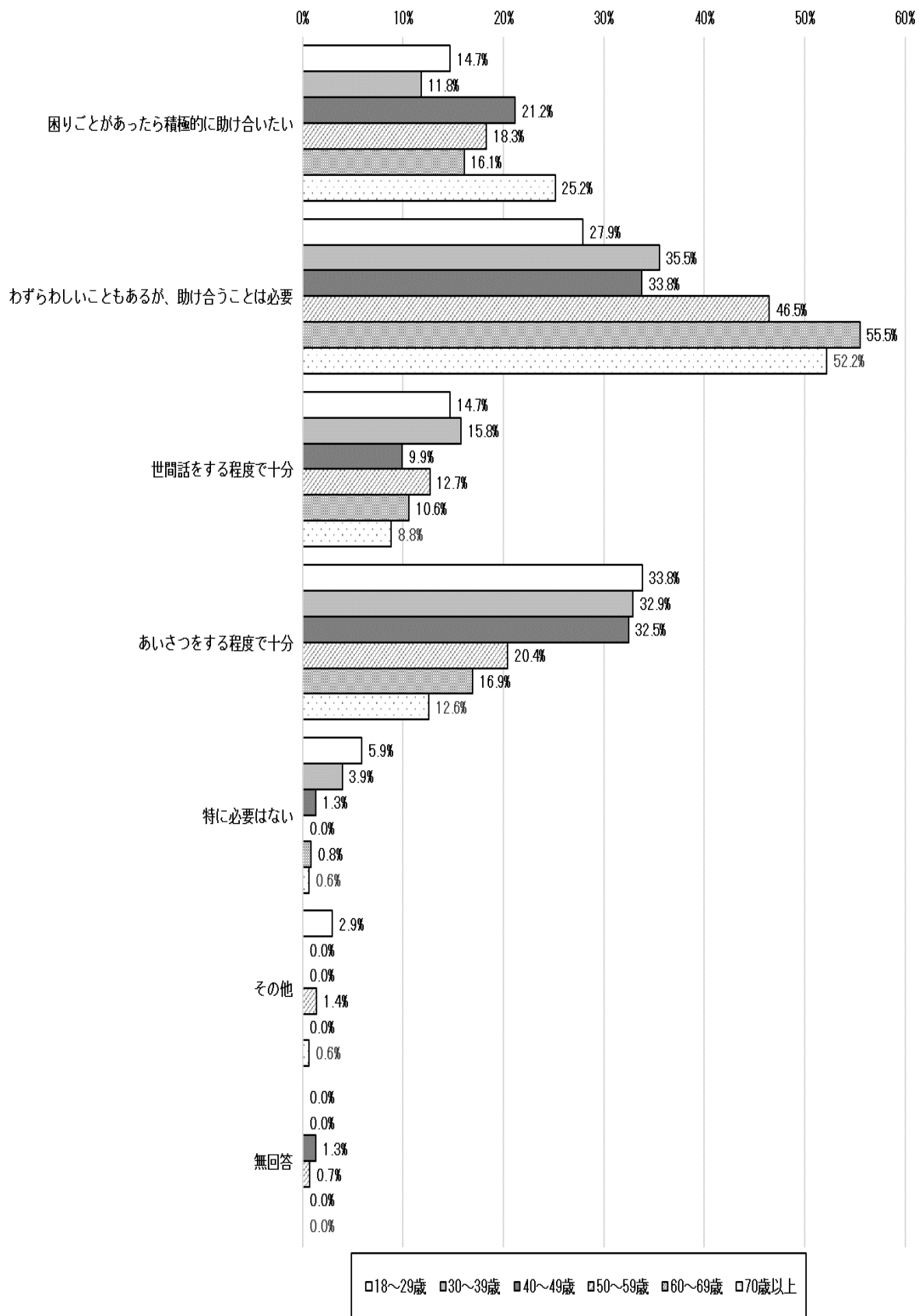


(※) 図表中の「n (number of case)」とは、その設問の回答者数を表していません。(以降同様)

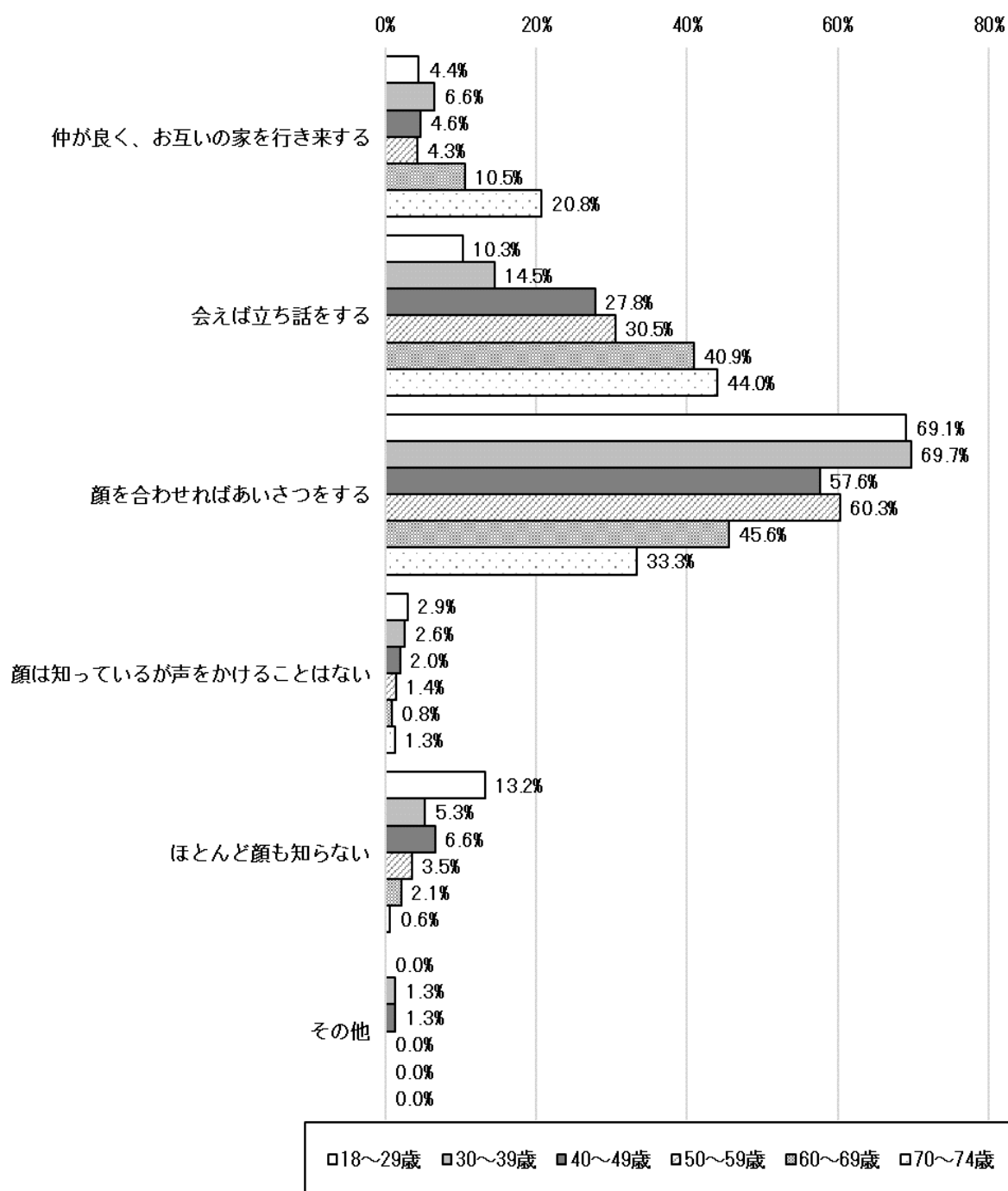
【近所の人とどのような付き合いをしているかについて（ひとつに〇）】



【近所の人との付き合いについて（年代別クロス集計）】

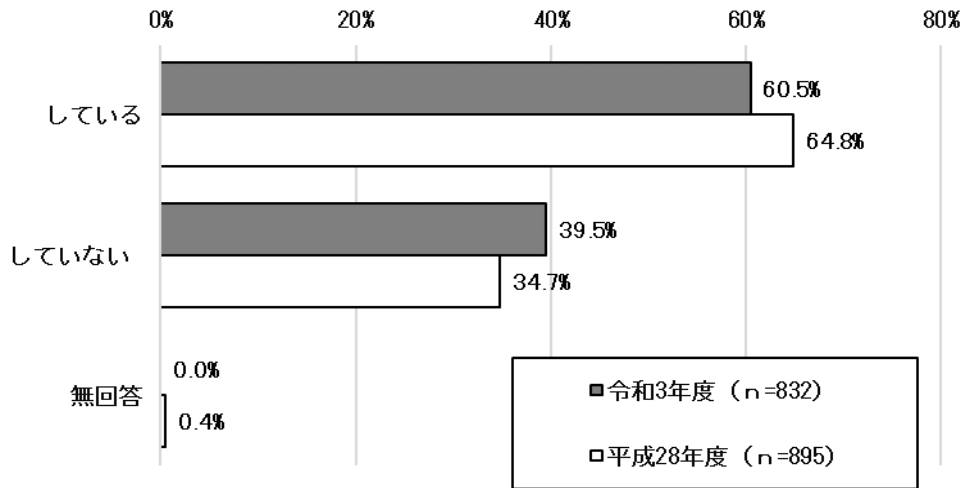


【近所の人とどのような付き合いをしているかについて（年代別クロス集計）】

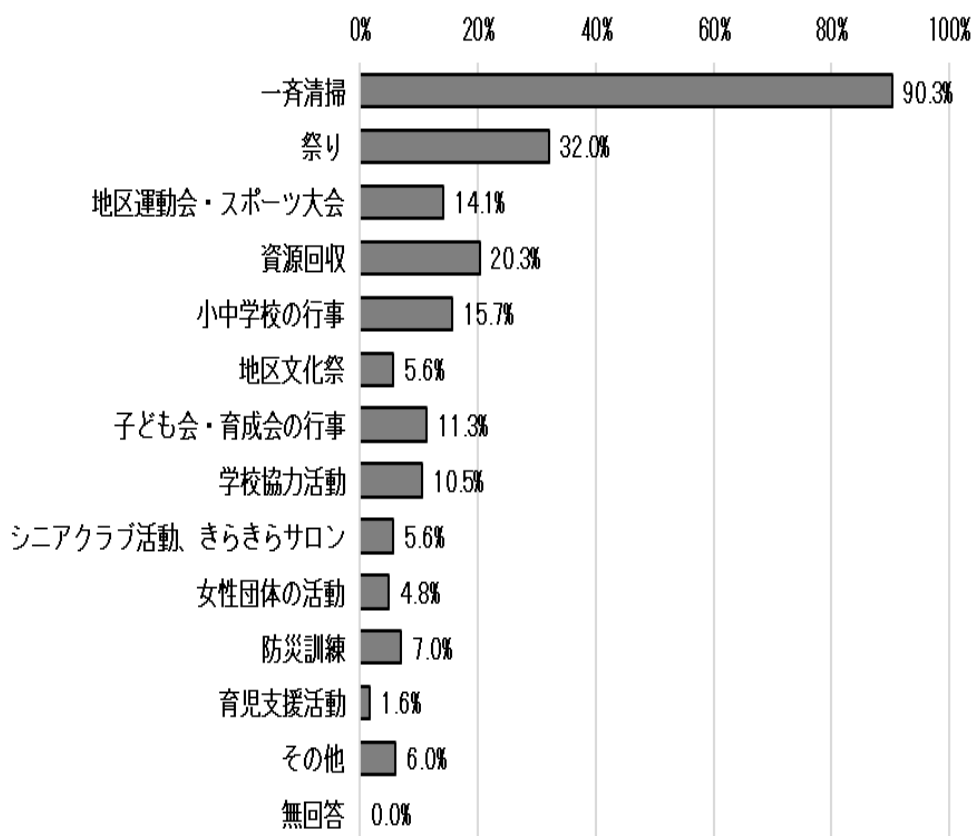


■地域活動への参加は「している」が60.5%で、前回調査より4.3ポイント減少しています。参加している地域活動では、「一斉清掃」が90.3%と最も多いです。

【地域活動への参加について（どちらかに○）】

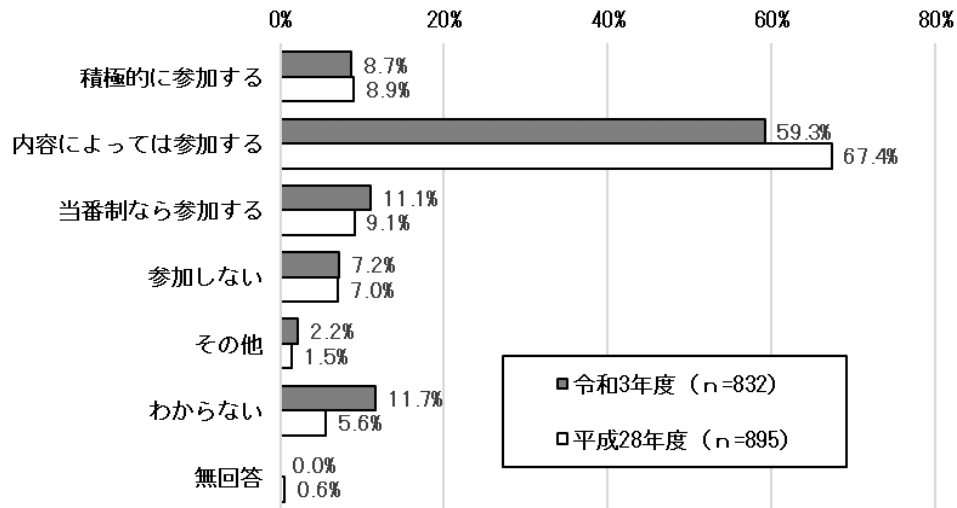


【参加している地域活動について（あてはまるものすべてに○）】



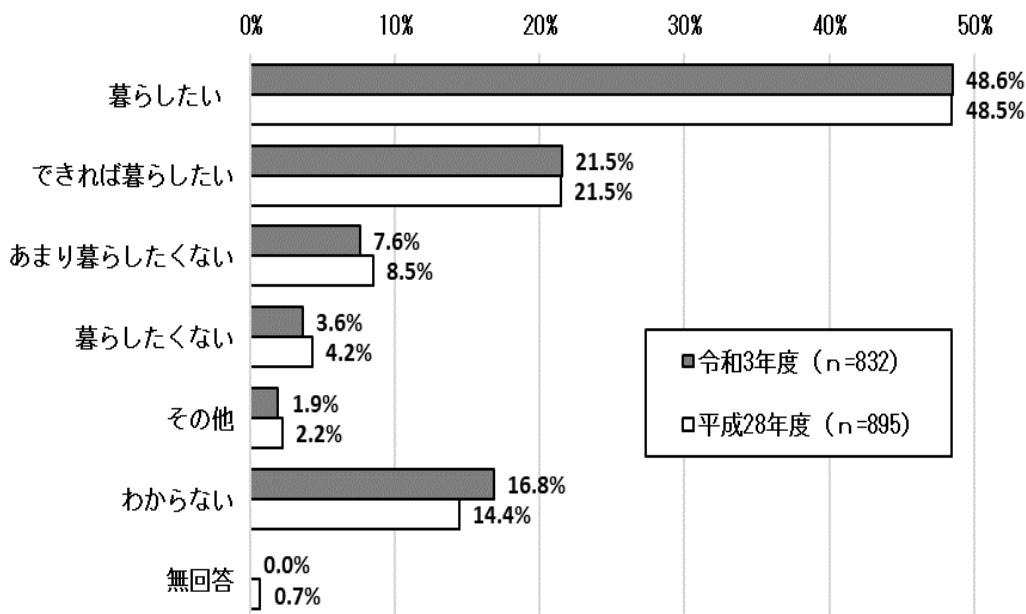
■地域活動への参加の依頼があった場合では、「内容によっては参加する」が59.3%と最も多く、次いで「わからない」が11.7%、「当番制なら参加する」が11.1%となっています。

【地域活動への参加の依頼について（ひとつに〇）】

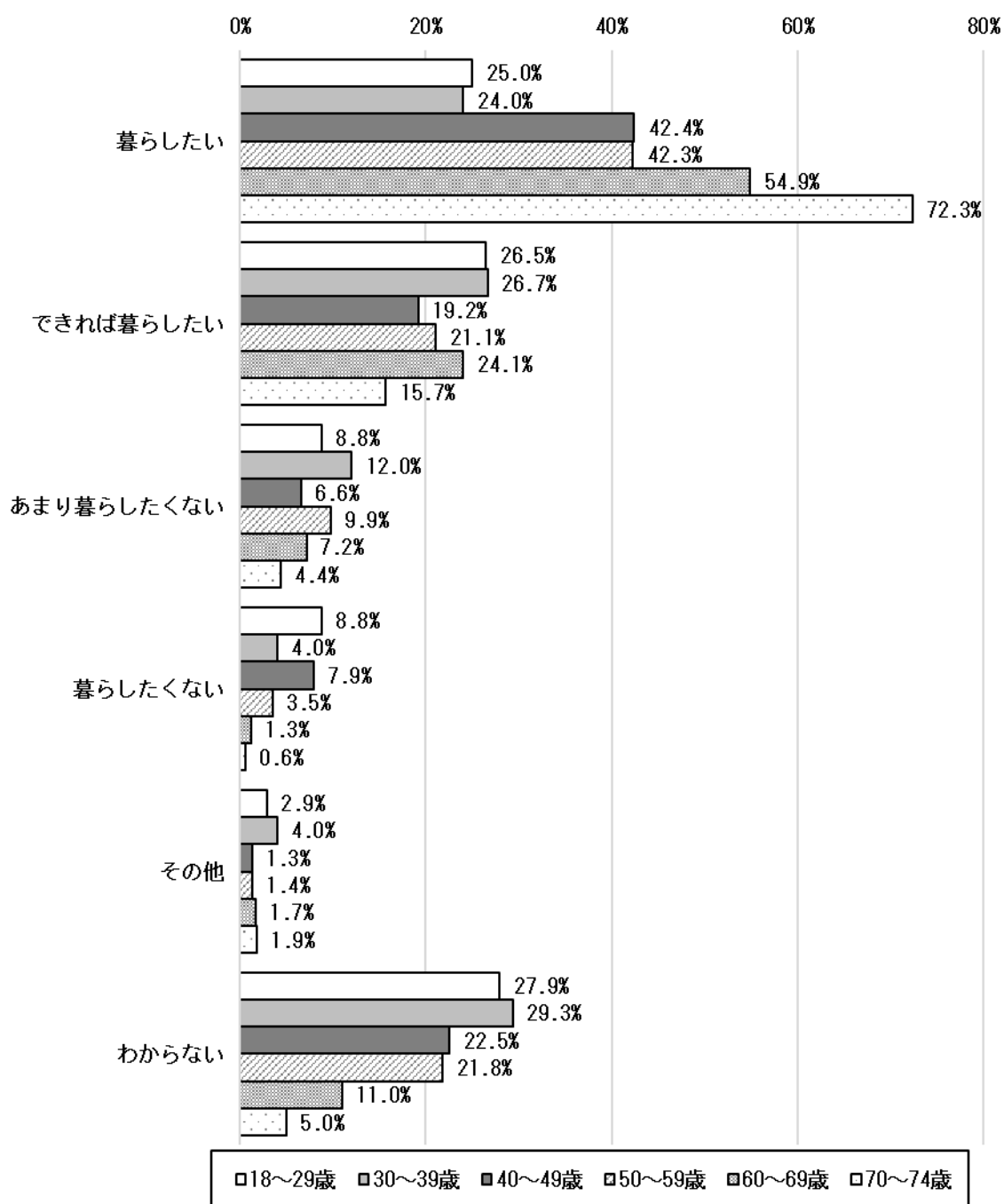


■将来も現在の地域で暮らしていきたいと思うかでは、「暮らしたい」が48.6%と最も多く、「できれば暮らしたい」を合わせると70.1%となっております。

【将来も現在の地域で暮らしたいかについて（ひとつに〇）】



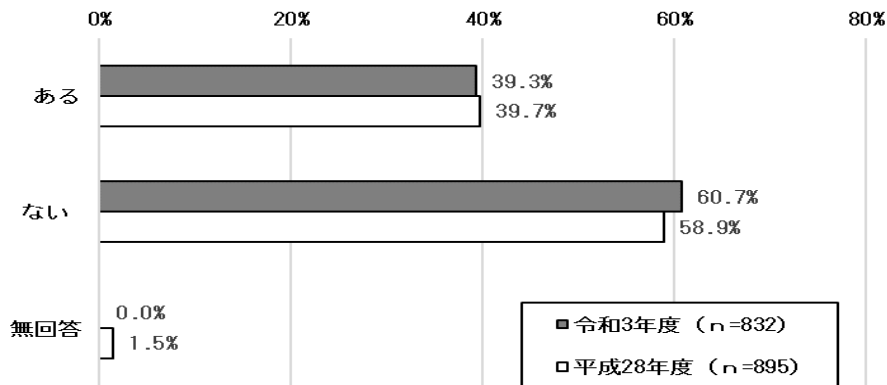
【将来も現在の地域で暮らしたいかについて（年代別クロス集計）】



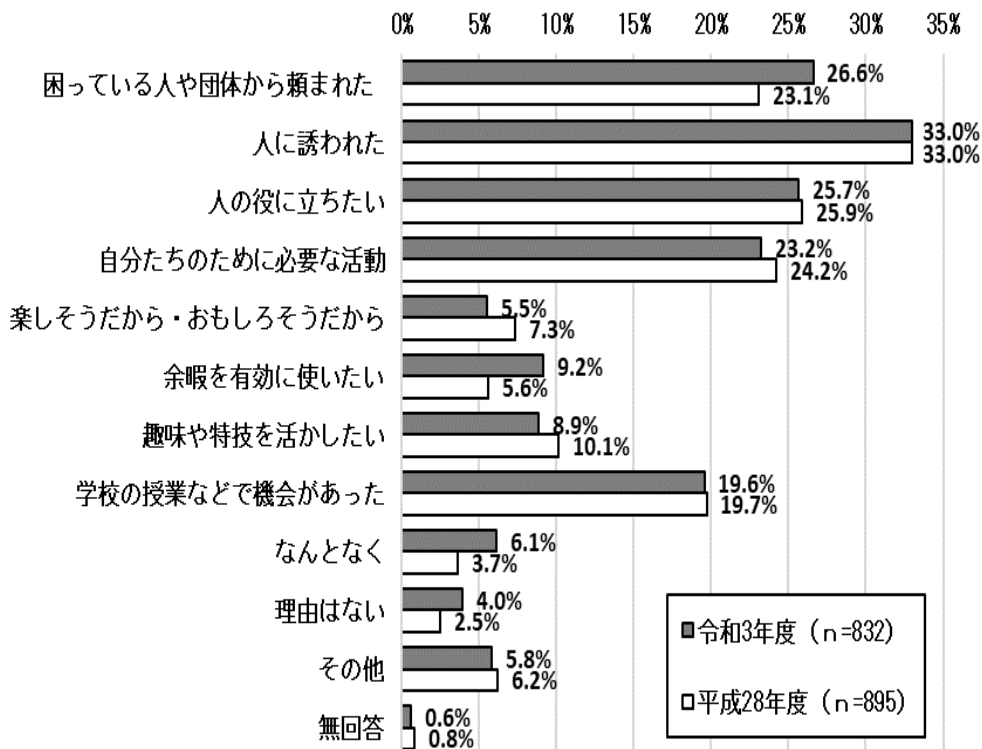
2. ボランティア活動について

■ボランティア活動に参加したことがあるかでは、「ある」が39.3%、「ない」が60.7%となっています。前回調査と比較すると、「ない」が僅かではありますが、1.8ポイント増加しています。ボランティアに参加したきっかけでは「誘われた」が33.0%、「頼まれた」が26.6%と、受動的な回答が多くなっています。

【ボランティア活動の参加の有無について（どちらかに○）】



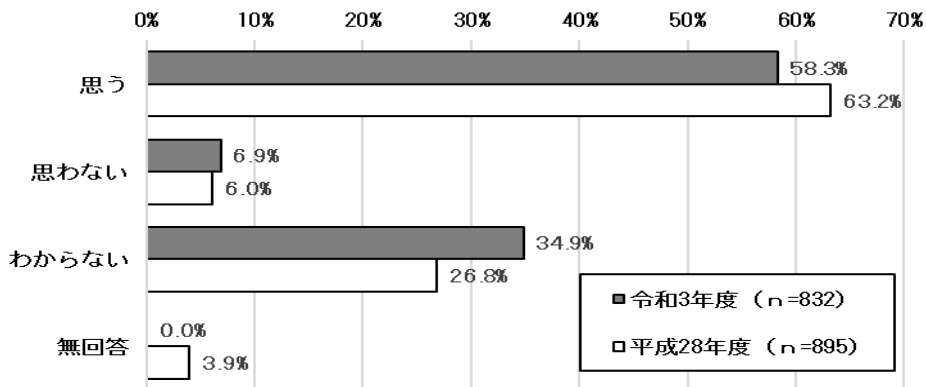
【ボランティア活動に参加したきっかけについて（あてはまるものすべてに○）】



3. 地域福祉の考え方について

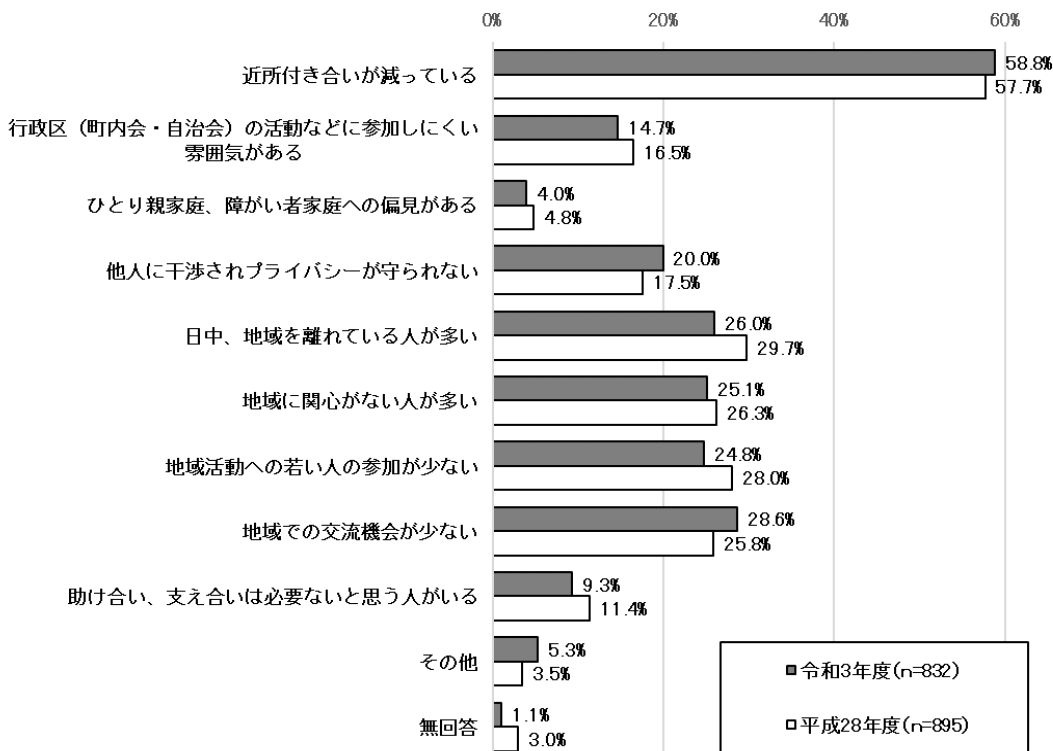
■地域生活での問題に対して自主的な協力関係が必要だと思うかについて、「思う」が58.3%で「必要」と考えています。

【地域福祉での問題に対して自主的な協力関係が必要かについて（ひとつに〇）】



■住みよい地域社会を実現していくうえで問題となることでは、「近所付き合いが減っている」が58.8%と最も多く、次いで「地域での交流会が少ない」が28.6%、「日中、地域を離れている人が多い」が26.0%、「地域に関心がない人が多い」が25.1%となっています。

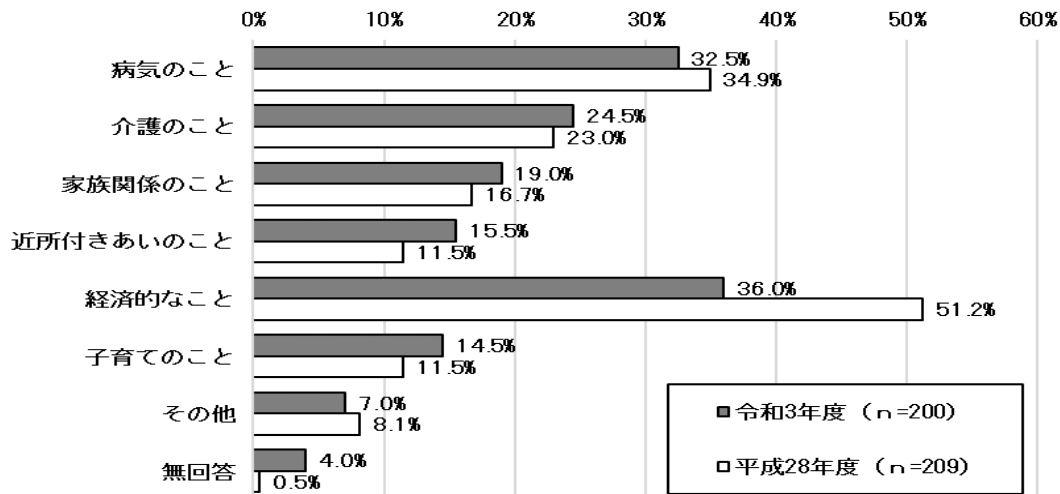
【住みよい地域社会を実現していくうえで問題は何かについて（3つ以内に〇）】



4. 福祉サービスについて

■日常生活で困っていることでは、「経済的なこと」が36.0%と最も多く、次いで「病気のこと」が32.5%「介護のこと」が24.5%となっています。前回調査と比較すると、「家族関係のこと」「近所付き合いのこと」「子育てのこと」などが増加し、「経済的なこと」が15.2ポイント減少しております。

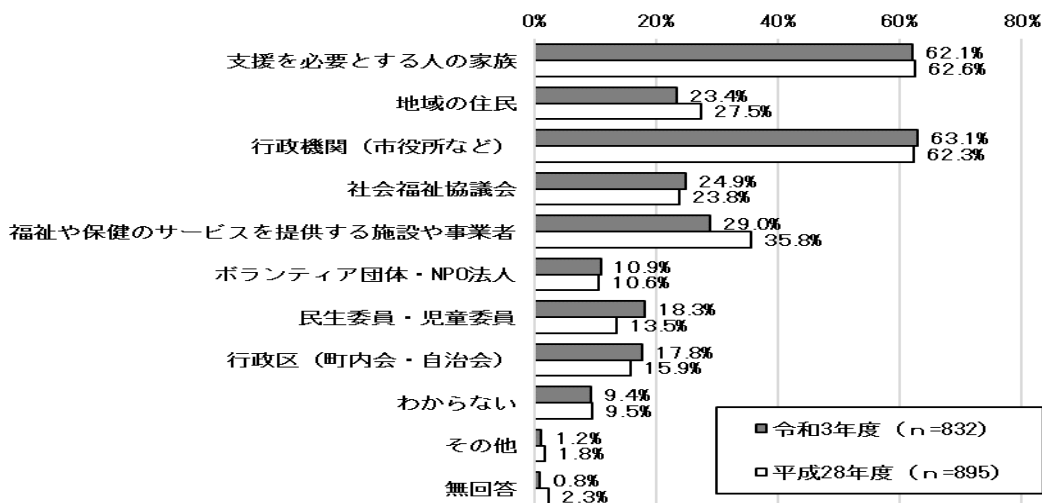
【日常生活で困っていることについて（あてはまるものすべてに○）】



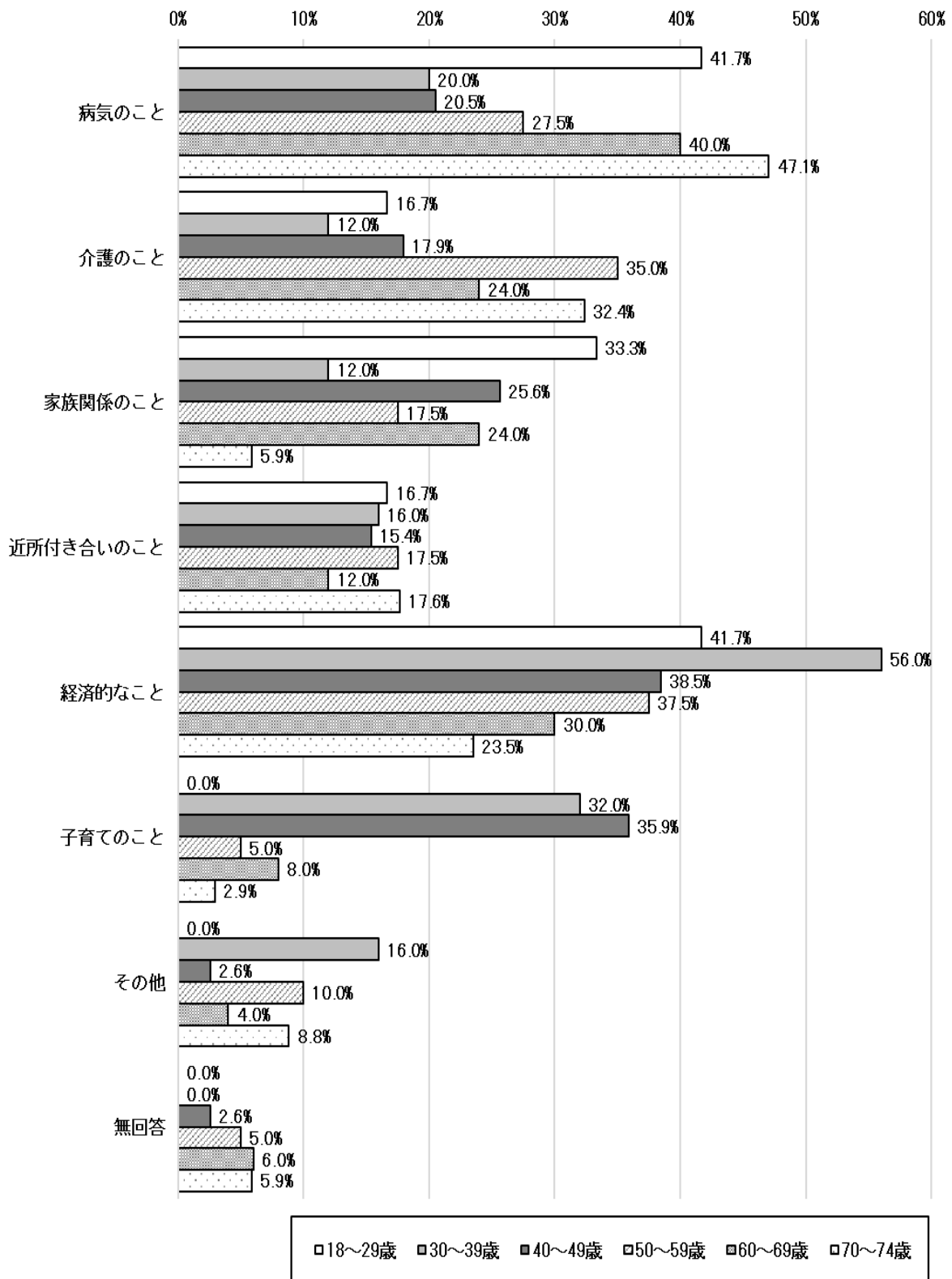
■住み慣れた地域で生活していくために必要な手助けでは、「行政機関（市役所など）」が63.1%と最も多く、次いで「支援を必要とする人の家族」が62.1%となりました。

前回調査と比較すると、僅かな差ではありますが、「行政機関（市役所など）」が最も多くなりました。

【日常生活で困ったことが起きた場合、誰が手助けをすべきと思うかについて（あてはまるものすべてに○）】



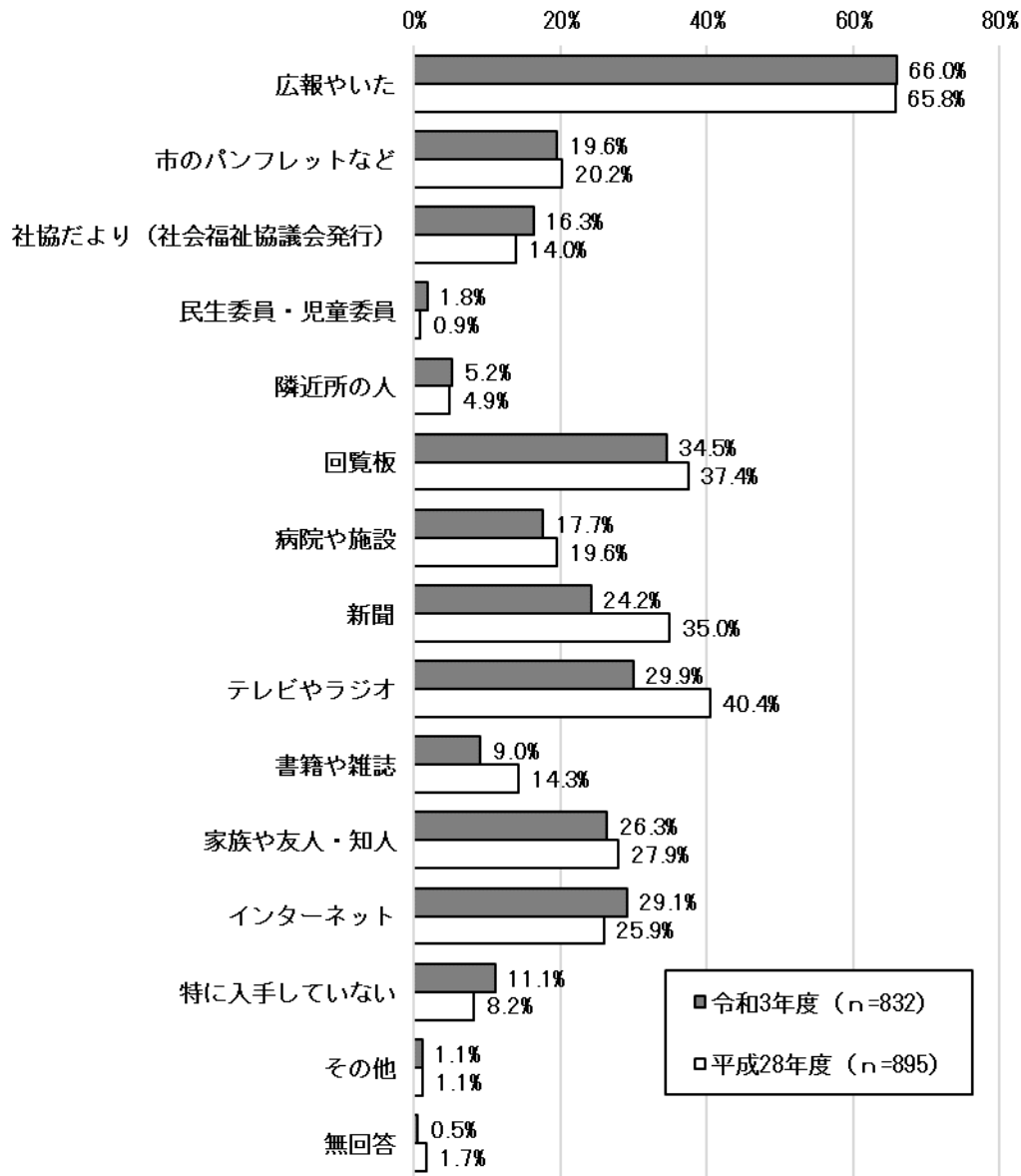
【日常生活で困っていることについて（年代別クロス集計）】



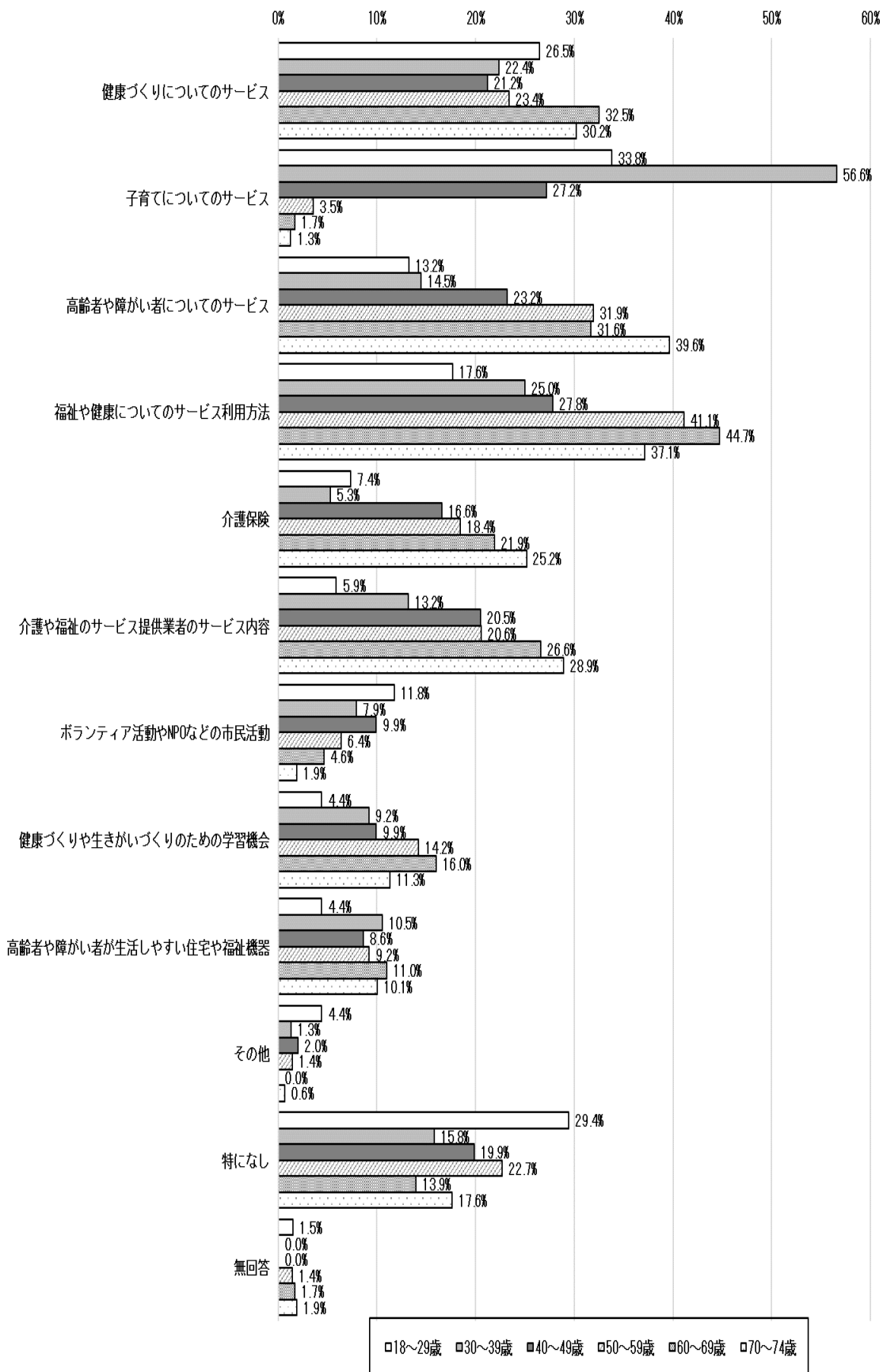
■福祉や健康に関する情報源では、「広報やいた」が66.0%と最も多く、次いで「回覧板」が34.5%、「テレビやラジオ」が29.9%、「インターネット」が29.1%となっております。

前回調査と比較すると、「新聞」は10.8ポイント、「テレビやラジオ」は10.5ポイントの減少となっております。

【福祉や健康に関する入手手段について（あてはまるものすべてに○）】



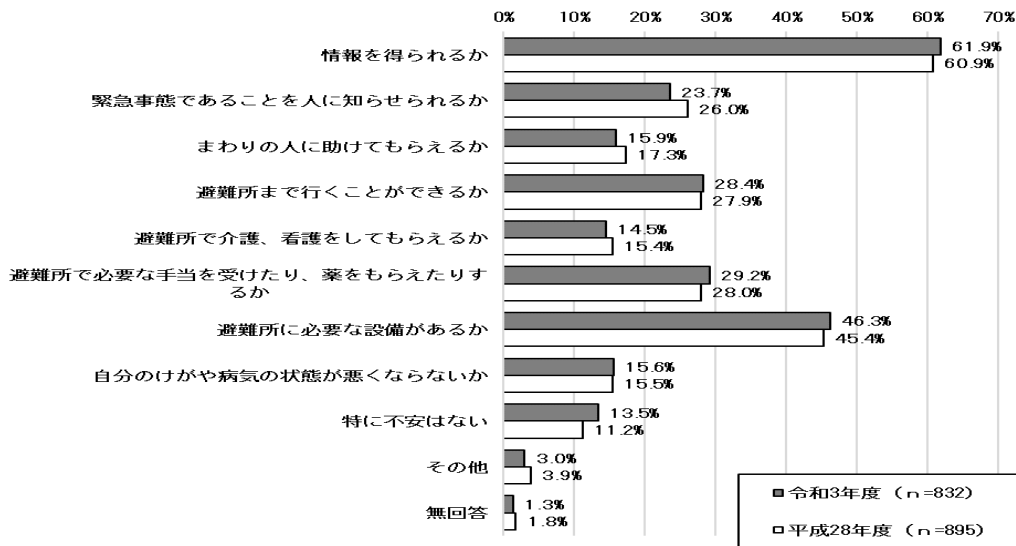
【福祉や健康についてどんな情報を知りたいかについて（年代別クロス集計）】



5. 災害への備えについて

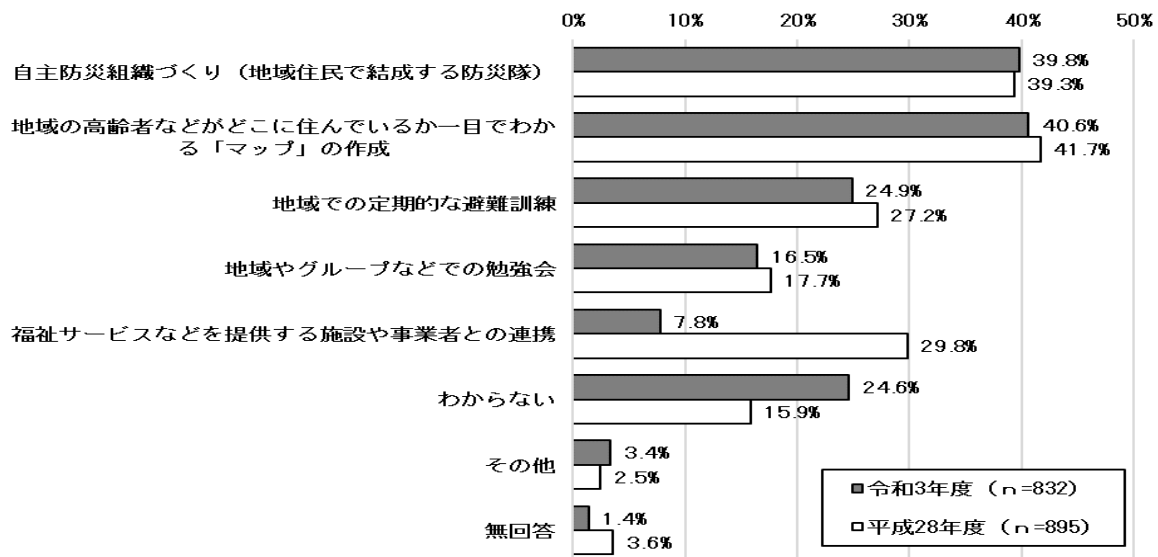
■災害時の避難や対応について不安に思うことでは、「情報を得られるか」が61.9%と最も多く、次いで「避難所に必要な設備があるか」が46.3%、「避難所で必要な手当を受けたり、薬をもらえたりするか」が29.2%、「避難所まで行くことができるか」が28.4%となっています。

【災害時の避難や対応で不安に思うことについて（あてはまるものすべてに○）】



■「災害時に住民が支えあう地域づくり」に必要なと思うことでは、「地域の高齢者などがどこに住んでいるか一目でわかる「マップ」の作成」が40.6%と最も多く、次いで「自主防災組織づくり（地域住民で結成する防災隊）」が39.8%となっています。

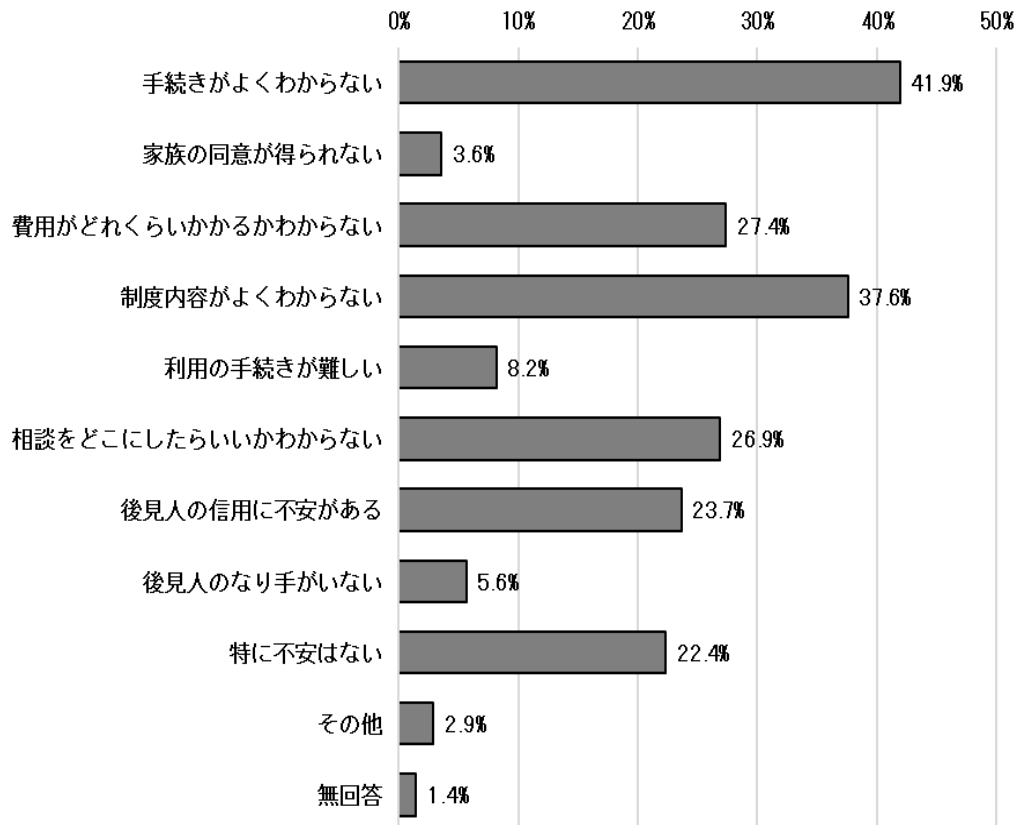
【災害時に住民が支えあう地域づくりに必要なことについて（3つ以内に○）】



6. 成年後見制度について

■成年後見制度については、「手続きがよくわからない」が41.9%、「制度内容がよくわからない」が37.6%、「相談をどこにしたらいいかわからない」が26.9%となっています。

【成年後見制度について思うことはありますか（あてはまるものすべてに○）】

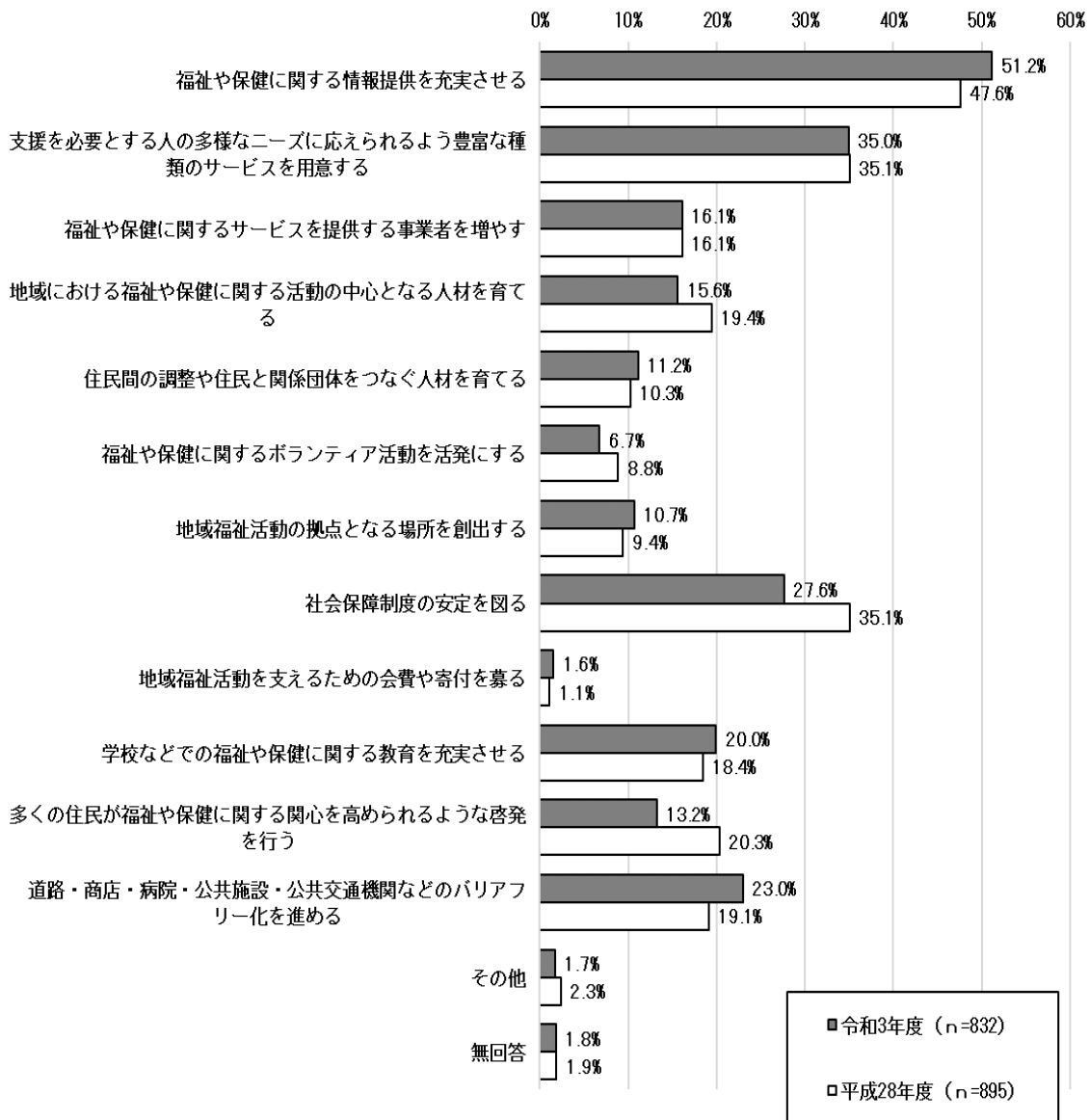


7. これからの福祉のあり方について

■ 住み慣れた地域で安心して生活していくために必要なことでは、「福祉や保健に関する情報提供を充実させる」が51.2%と最も多く、次いで「支援を必要とする人の多様なニーズに応えられるよう豊富な種類のサービスを用意する」が35.0%、「社会保障制度の安定を図る」が27.6%となっています。

■ 前回調査と比較すると、「社会保障制度の安定を図る」が7.5ポイント、「地域における福祉や保健に関する活動の中心となる人材を育てる」が3.8ポイントの減少となっている一方、「道路・商店・病院・公共施設・公共交通機関などのバリアフリー化を進める」が3.9ポイント、「福祉や保健に関する情報提供を充実させる」が3.6ポイントの増加となっています。

【住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要と思うことについて（3つ以内に○）】



(3) 調査結果から見える課題

- 近所付き合いについては「考え方」と「実際の状況」に乖離が見られます。住みよい地域社会を実現するための課題では「近所付き合いが減っている」と約6割の方が回答しており、近所付き合いは大切と考える方は多いです。
一方で、「あいさつをする程度で十分」は前回調査より 8.2 ポイント増加しており特に 40 代以下での回答が多く、これらの世代を中心とした働きかけが必要です。
- 地域活動については、「内容によっては参加」と約6割の方が回答していますが、前回調査から 8.1 ポイント減少しております。また、「わからない」と回答している方は 6.1 ポイント増加しており、地域活動の参加には消極的な回答が増えています。
一方で、将来も現在の地域で「暮らしたい」「できれば暮らしたい」を合わせると 70.1%と前回調査と変わらず、地元への愛着がうかがえます。
- ボランティア活動に参加したきっかけは「頼まれた」26.6%、「誘われた」33.0%と受動的な回答が多くなっています。
- 日常生活において困っていることは、「経済的なこと」が前回調査から 15.2 ポイント減少していますが 36.0%と最も高いです。困ったことが起きた場合には、「行政機関（市役所など）」が手助けすべき、と考える人が6割を超えており、行政サービスの充実が求められます。
- 災害時には「情報を得られるか」「避難所に必要な設備はあるか」が大きな不安として挙げられています。避難所設備の充実や情報提供の充実が必要です。
- 成年後見制度については「手続きや制度内容がよくわからない」といった回答が多く、制度内容の周知が課題です。
- これからの福祉のあり方について、「福祉や保健に関する情報提供を充実させる」との回答が多く、情報入手手段としては「広報やいた」が最も多く、存在感が高まっています。

3 第2期計画の進捗状況

(1) 第2期の矢板市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況

第2期の矢板市地域福祉計画・地域福祉活動計画の事業の進捗状況について、担当部門による評価を実施しました。結果は以下のとおりです。

【進捗状況】

基本目標 1 認めあい、支えあいの地域をつくる	
展開	進捗状況
市 気軽に 声かけを あいさつ や します	青少年の非行・被害防止全国強調月間にあわせ、あいさつ運動を市内小中学校で実施しました。 (令和3年度実績 7月：7回、11月：6回)
	市ホームページにて携帯電話・スマートフォンのモラルやマナーをまとめた「矢板市民の約束」を周知し、また、市内小中学校において親子を対象とした「ネット時代の歩き方講習会」を開催しました。
	「ふれあいカード」を配布し、子どもたちが各地の行事等に参加するきっかけとしました。また、秋まつりなど、市民同士がふれあい、世代間交流を深めるイベントを実施しました。ただし、令和2年度・3年度は新型コロナの影響によりイベント等が中止となりました。
	年3回発行の「社協だより」で、各地区のあいさつ運動・声かけ運動の実施状況を周知し、あいさつ運動・声かけ運動を推進しました。
	あいさつ運動・声かけ運動を実践するシニアクラブなどの団体へ、のぼり旗や啓発物品等を提供し活動を支援しました。 祖父母世代のシニアクラブ会員の知識経験を活用し、小中学生へ登下校時にあいさつ運動を展開しました。 高齢者等給食サービス(週2回)、愛の訪問事業(乳酸菌飲料を1人週2本配布)により高齢者の見守り・声かけをしました。
市 ふれあい 促進 活動 の 進 捗 を し ま す	「ふれあいカード」を配布し、子どもたちが各地の行事等に参加するきっかけ作りを行った。また、年々子ども会育成会への加入者が減少しています。
	ボランティア団体と協力し、秋まつりを開催しました(令和2年度・3年度は中止)。令和3年度より「学校支援ボランティア講座」を開催しました。
	生涯学習情報「まなび」においてボランティア団体を紹介しました。関係機関や団体等のイベントのチラシやポスターを生涯学習館のまなびコーナーで周知しました。
	社会福祉協議会を通じて、ボランティア団体の育成・支援を行いました。
	「社協だより」やホームページにより、きずな館の周知を図りました。
	きずな館において、ボランティアの登録・紹介・斡旋を行いました。
	「社協だより」でボランティア活動の基本や具体的な活動事例を紹介し、地域で活動に取り組む人材の養成に努めました。
	「社協だより」やホームページなどにおいて、地域活動の活発な団体の活動事例を紹介しました。
	マイクやプロジェクターなどの機材や備品の貸出により関係機関・団体が行うボランティア活動や地域行事を支援しました。
	外出に不安を感じている人を手助けするため「お元気マップ」を作成し、高齢者や障がい者が外出しやすいようにお店などを紹介しました。市内46店舗の紹介(平成30年4月1日)→市内91店舗の紹介(令和4年6月1日) 矢板市ボランティア連絡会への登録団体を増やし、協力体制の推進を図りました。 登録団体数64団体(平成30年4月1日)→71団体(令和4年4月1日)
学生を対象としたボランティアサマースクールを開催し、学生へボランティアの周知を行いました。	

展開	進捗状況
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">気軽に交流できる居場所を地域につくります</p>	<p>木幡北山はつらつ館：273人（高齢者：270人、子ども：3人）の運営にあたり、世代間交流行事を開催し、高齢者と子どもの交流を図りました。しかし、コロナの影響もあり、参加者が少ない状況となりました。 令和3年度参加延べ人数：82人（高齢者77人・子ども5人）</p>
	<p>市 泉元気センター1階を泉はつらつ館とし、高齢者の居場所づくりにつなげるとともに、2階を学童保育館とすることで、児童と高齢者の交流が図れる複合施設として活用しました。 令和3年度泉はつらつ館延べ利用者：1,619人（コロナにより約2か月半が休館） 県営木幡北山住宅敷地内にある木幡北山はつらつ館では、様々な事業を実施し、高齢者の居場所づくりとして、多くの方々に活用されました。 令和3年度木幡北山はつらつ館延べ利用者：3,271人（コロナにより約2か月半が休館）</p>
	<p>市広報誌や市ホームページにおいて、はつらつ館行事を中心として周知を図り、利用者増に努めました。</p>
	<p>社会福祉協議会 縁ジョイ講座、お試しサロンなどにより地域住民のふれあう機会づくりの場を提供しました。</p>
	<p>地域での行事などを実施する際、マイク・スピーカーやプロジェクターなどの機材や備品の貸し出しを行いました。</p>
	<p>社協だより・ホームページ・はつらつ館だより等により、はつらつ館の活動を周知をしました。また、木幡北山はつらつ館との情報交換会により、活動の活性化に努めました。 泉はつらつ館で市と連携し毎月2回程度の世代間交流行事を開催することで、高齢者と子どもの交流を図りました。 お元気ポイント活動拠点が増えました。60か所(平成30年4月1日)→70か所(令和4年4月1日) お試しサロンや既設サロン見学会を行い、きらきらサロン開設の支援を行いました。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">健康でいきいき元気なまちをつくりまします</p>	<p>市 コロナ禍で受診控えがあり、受診率は一時的に下がっているが、定期的に受診することが望ましいことから、受診勧奨をはがきや電話、通知などで行いました。また、コロナ禍でも安心して受診いただけるよう、感染対策に努めました。</p>
	<p>広報、ホームページ、やいこみゆにて健診情報の提供をし、特定健診勧奨用懸垂幕の設置や各公共施設のトイレに健診日程を記載したカードを設置、啓発に努めました。</p>
	<p>11月3日開催の健康まつりについて、測定（体組成、身長、血圧、骨密度）や相談（健康、歯科、お薬）を実施し、来場者の健康チェックを行い、自分自身の健康づくりに役立てていただける情報を発信しました。 （令和2年度、3年度は福祉まつりが新型コロナウイルス感染拡大により中止となり、それに伴い健康まつりも中止しました。）</p>
	<p>出前講座では、多岐にわたったテーマ（生活習慣病、フレイル、感染症など）での教室の実施をしました。運動教室では、平成29年より日中健康教室に参加できない動き盛りの層に向けて、運動習慣の定着化を目的にからだ見なおしフィットネスを夜間に実施しました。</p>
	<p>各種介護予防教室を実施し、「広報やいた」や市ホームページで周知しました。</p>
	<p>矢板市健康づくりみどりの会の会員の増員に務め、市民の健康づくりのボランティアを実施しました。 令和4年会員数56名。令和元年養成講座受講者9名、令和3年度養成講座受講者4名。 シルバーサポーター養成講座を令和3年度は1コース実施し、5人が受講しました。受講者の4人が登録し、全員で43人のシルバーサポーターが地域の介護予防教室で活動しました。月に1回、シルバーサポーター研修会を開催し、シルバーサポーターの介護予防の知識と技術の向上の支援しました。</p>
	<p>社会福祉協議会 自主的な健康づくり・いきがづくりを目的とするシニアクラブの活動にお元気ポイントを付与するなど、活動が活発となるよう支援を行いました。</p>
	<p>「社協だより」などで、ボランティアをしてみたい人に情報提供をしました。</p>
	<p>知識や経験を活かした活動ができる場をシルバー人材センターと協働して提供しました。</p>
	<p>矢板市ボランティア連絡会登録団体のプロフィールを作成、窓口に設置し、誰でも閲覧できるようにしました。</p>

2 困っている人を見逃さない体制をつくる

展開	進捗状況
困っている人を見つけてやすい体制をつくりまします	<p>第二のセーフティネットとして、自治体と社会福祉協議会が連携し自立に向けた支援を行いました。コロナ禍により新規の生活困窮相談が増え続けています。</p> <p>子どもへの虐待は、要保護児童対策地域協議会にケースとして挙げて、それぞれの適正機関で援助を行いました。また、家庭児童相談室において家庭の悩み相談や子どもの見守りを行いました。民生委員児童委員への地域の見守り依頼をしました。民生委員による高齢者の見守りをおとして、虐待などの早期発見に努めました。</p> <p>行政区における地域支え合い体制づくりの支援、強化に努めました。自治公民館等を活用した高齢者の集いの場（きらきらサロン）の運営支援を行いました。（サロン数26か所）生活支援コーディネーターを中心とし、地域における支え合い体制づくり、きらきらサロンの立ち上げなどの支援を行いました。</p> <p>平成29年度から地域包括支援センターは2箇所に設置となり、各圏域で高齢者等の相談を受け、訪問等の対応をしました。</p>
	<p>市と協働し、生活困窮者自立支援事業を推進しました。</p> <p>「心配ごと相談」「無料法律相談」「成年後見相談」などの各種相談機関と連携をしました。</p> <p>高齢者等給食サービス（週2回）や愛の訪問事業（乳酸菌飲料を1人週2本配布）による独居高齢者世帯の見守りを行いました。</p> <p>手話講習会を実施し、聴覚障がい者との意思疎通と相互理解を深め、助けを受けやすい環境をつくりました。</p> <p>日常生活自立支援事業（あすてらす）による認知症高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等を支援しました。</p> <p>地域支えあいマップの作製行政区数 1行政区(平成30年4月1日)→4行政区(令和4年4月1日) マップを作成することで、地域の課題や問題、解決策などを考えながら、地域づくりを進められたが、新型コロナウィルス感染症の影響によりマップ作製目標値は達成できませんでした。</p>
	<p>市</p> <p>矢板駅、片岡駅に防犯カメラを設置、平成25年度以降、カーブミラー63台、LED防犯灯385基を新設しました。</p> <p>「広報」やホームページ等で情報を発信しました。また、緊急を要する場合には、防災行政無線により特殊詐欺などの情報発信を実施しました。</p> <p>警察、消防、消防団との連絡網等を整え、連携を取りながら防犯活動に努めました。</p>
	<p>社会福祉協議会</p> <p>行政区など地域で高齢者の見守り活動を行う際に活動の支援を行いました。また、あいさつ運動・声かけ運動を実践するシニアクラブなどの団体へのほり旗や啓発物品等を提供し活動を支援しました。</p> <p>地域での防犯活動をする関係団体へ、子どもや高齢者・障がい者が犯罪に巻き込まれないよう啓発用チラシを配布し、活動支援を行いました。</p> <p>警察署などと協力し、関係機関・団体との連絡協議会により連携の強化に努めました。</p>
	<p>市</p> <p>備蓄品（アルファ米9,100食、長期保存パン1,836食、菓子500食、飲料水13,248本/500ml、簡易トイレ8,500回分、毛布640枚、段ボールベッド13台、簡易ベッド300台、パーティション250基）を整備しました。民間企業5社との物資供給協定を締結しました。</p> <p>現在65行政区中、44行政区において自主防災組織が形成され、避難訓練等の支援を実施しました。</p> <p>災害時対応マニュアルを作成し、災害発生時において、要支援者が迅速かつ安全に避難できる体制づくりを行いました。</p> <p>名簿を作成、毎年度更新し、災害対策担当課（生活環境課）・矢板警察署・矢板消防署・民生委員・行政区・消防団に提供しました。</p> <p>令和元年から広報やいたでの周知及び該当する要支援者に対し個別に制度の案内の通知を郵送しました。</p> <p>福祉避難所となり得る施設が市内に新たに開設（増床）された分について、協定を行いました。指定避難所のうち福祉避難所となる施設の検討を行いました。</p> <p>平成30年度は養成講座を2回実施しました。令和元年度は養成講座を1回実施しました。令和2年度・3年度は新型コロナ感染症の影響により、実施できませんでした。</p> <p>災害ボランティアセンターについての研修に参加し、災害ボランティアセンターの運営に備えました。</p> <p>市、市退職者親和会(市職員OB)と大規模災害時における支援協力に関する協定(3者)を締結しました(平成29年8月1日締結)。一般社団法人たかはら・さくら青年会議所と災害時における協力体制に関する協定を締結しました(令和3年12月19日締結)。市と災害ボランティアの設置・運営等に関する協定を締結しました(令和4年5月20日締結)。</p> <p>災害ボランティア活動マニュアル(平成27年2月策定)を活用し、災害時には効率的に対応できるよう備えました。</p>
	<p>社会福祉協議会</p>
	<p>市</p>
	<p>社会福祉協議会</p>
	<p>市</p>
	<p>社会福祉協議会</p>

3 地域の誰もが社会参加できる環境をつくる

展開	進捗状況
相談情報つくりやすい体制を	市外からの転入者に対して、市民生活ガイドブックの他にも観光マップ、医療機関一覧、まなび、保険事業のお知らせ、指定ゴミ袋など一つの封筒にまとめ、転入者が情報を得やすいよう配布しました。
	広報紙は、全ページカラー刷りで作成し、情報を探しやすいようコーナー毎に色分けをして作成しているほか、読者の読みやすさを重視し、文字の大きさや分かり易い言い回し等に配慮しました。ホームページについては、アクセシビリティの規格を守り、検索しやすいページ構成としました。
	紙媒体から電子媒体への情報伝達手段の大幅な進化が見られることから、広報紙のみならず、ホームページ、携帯アプリケーション、各SNSやテレビ・ラジオ番組により市の情報を発信しました。特にSNSに関しては、情報が拡散されることから、工夫を凝らし、情報を発信しました。
	「市政への手紙」や各種懇談会のほか、市のホームページにおいても市政に関する問い合わせがしやすい環境づくりを実施しました。また、市民へ広報事業に関するアンケート調査を行い、どのような情報ニーズ等があるか把握しました。
	各課や担当の連携を図り、お待たせしない窓口、分かりやすい対応に努めました。
	随時、問題を抱えている保護者や子どもの把握に努め、状況により他の機関につなぐ等の対応をしました。
社協	「きずな館」において各種相談を行いました。 ・心配ごと相談・無料法律相談・成年後見相談・高齢者支援等・結婚相談（未来クラブで実施）
適切な福祉サービスを提供します	広報、ホームページにてサービスの周知をするほか、窓口にて相談者の状況に応じてサービスの利用を促しました。
	家庭相談員が相談者のニーズを把握し状況に応じて対応しました。
	介護者健康相談、家族介護者の会の開催、介護手当の支給などを実施し、家族介護者を支援しました。重度身体障害者、重度知的障害者を常時介護している方に、日頃の苦勞を労い、毎年度10月と4月に重度心身障害児者介護手当を支給しました。令和3年度末時点対象者数：59名 支給金額：6,024,000円
	介護保険の要介護認定において、要介護4及び要介護5と認定された方を在宅で常時介護している方に、日頃の苦勞を労い、毎年度10月と4月に在宅寝たきり老人等手当を支給しました。令和3年度末時点対象者数：74名 支給金額：3,560,000円
	窓口に来た市民に困りごとはないか確認し、状況に応じて対応しました。
	市が指導権限を持つ地域密着型サービス事業所について、サービスの種類に応じ、地域住民や有識者が参加する「運営推進会議」による事業評価や、監査法人や運営推進会議において実施する「外部評価」、県及び市職員による運営・会計監査を実施しました。サービス提供事業者がサービスの質を高め、利用者が適切にサービスを選択できるよう、第三者評価制度の導入を働きかけました。
成年後見制度について広報等で周知するとともに、社会福祉協議会への事業委託による無料相談会を定期的に開催することで、制度利用の促進を図り、高齢者や障がい者の権利擁護支援を行いました。	
社協	「社協だより」やホームページを通して、地域の方々に情報をわかりやすく伝えました。 「きずな館」に情報提供コーナーを設け、来館者に情報の提供をしました。
社会参加しやすい環境づくりを支援します	NPO法人栃木県北地区手話通訳派遣協会及び栃木県社会福祉協議会に委託し、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行いました。手話通訳者：延べ利用者数227人、要約筆記：延べ利用者数0人、移動支援事業：延べ利用者数125人
	認知症を理解し、認知症の方やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を養成しました。認知症サポーター数3,961人（事業開始から令和4年5月末まで） 障害者週間に合わせて、例年「障害者週間のつどい」を実施していたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、つどいは実施せず、代わりに市内の障がい者就労支援施設で製作した啓発グッズ及びパンフレットの配布を行いました。 障がい者の存在や傷つきやすい方の気持ちを分かち合うため、自らも体験することにより、支援の仕方を学ぶため、障がい福祉出前講座を実施しました。 手助けが必要な人と、手助けがしたい人をつなぐ「ヘルプカード」の配布を行いました。
	シルバー人材センターや栃木県運営する「とちぎ生涯現役シニア応援センター（ぶらっと）」などと連携し、高齢者雇用や技術講習会等に関する情報提供に努めました。 地域自立支援協議会を通じて、公共職業安定所などの情報共有など連携に努めました。
	令和3年度矢板市ファミリーサポートセンターにおいて、合計32件の活動がありました。
	社協だより、ホームページ、ボランティアプロフィールの窓口閲覧等でボランティア団体の活動情報を提供しました。
	「社協だより」でシニアクラブ活動や高齢者の地域活動を紹介・支援をしました。 「福祉まつり」などの機会を通じて、福祉についての啓発を行いました。令和2年度・3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため「福祉まつり」を中止しました。 「福祉のつどい」を通じて、市民全体が福祉について考え、参加者自らの活動への意欲を高める機会を設けました。令和2年度・3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため「福祉のつどい」を中止しました。

4 地域福祉を推進するしくみをつくる

展開	進捗状況	
支えあう地域福祉を 広めます	市	「広報やいた」やホームページ等で情報を発信しました。
		社会福祉協議会を通じて「福祉のつどい」において地域福祉についての講演会等を行いました。
		平成29年度、令和元年度については「福祉まつり」を地域福祉について広く周知していく目的の一つとして支援しました。令和2年度・3年度については新型コロナウイルス感染症対策のため、実施は中止となりました。
	社会福祉協議会	「社協だより」やホームページなどで、地域福祉の考え方や趣旨について広く周知しました。
		「社協だより」やホームページなどで先進事例の紹介をし、地域福祉活動の重要性を情報発信しました。
		「福祉のつどい」を実施し、支え合う地域福祉を推進しました。令和2年度・3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため「福祉のつどい」を中止しました。
地域を支える人材を 育てます	市	学校や地域などの地域福祉活動の担い手となるよう働きかけを行いました。
		福祉まつりの際、矢板市民生委員児童委員協議会連合会のPRと民生委員児童委員の活動の啓発を行いました。
		地域で活動するリーダーや定年などで退職した市民を地域福祉の担い手として人材育成に努めました。
	社会福祉協議会	高齢者等給食サービス(調理)、きらきらサロン、泉はつらつ館等でボランティア体験の機会を提供しました。
		市内小中学校及び指定高等学校が福祉教育活動に取組めるよう、福祉教育推進費を交付しました。
		行政区、福祉団体などと連携し、地域活動に取り組む人材の確保に協力しました。
さまざまな団体の交流や 連携を図ります	市	社会福祉協議会を通じて、各種団体（ボランティア団体等）などの活動支援や情報提供の充実を図りました。
		団体同士の連携体制構築のため、地域の活動団体などの情報を収集・提供し、活動の効率化への助言など、支援に努めました。
	社会福祉協議会	福祉まつりなどのイベントの開催や地域行事などを活用し、各種団体が交流をする機会を提供しました。令和2年度・3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため「福祉のつどい」を中止しました。
		マイク・スピーカーなどボランティア活動に必要な備品を貸し出しました。
		チラシなどを配付し、ボランティア活動保険への加入を促進しました。
		新型コロナウイルス感染症の影響により、団体同士が情報共有を図れるような場が持てませんでした。
社会福祉協議会の活性化を図る 仕組みをつくります	市	社会福祉協議会と連携し「社協だより」や「社協ホームページ」により社会福祉協議会の活動内容を周知しました。
		社会福祉協議会へ各種補助金を支出し支援しました。
		赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金について、社会福祉協議会からの配布物を活用し、その活動に協力しました。
	社会福祉協議会	PDCAサイクルにより社会福祉協議会で実施している各種事業の充実に努めました。
		それぞれの事業に必要な専門性を持った職員を確保するため、各種研修会への参加を積極的に勧め、必要に応じた資格取得に努めました。
		各行政区に、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金について、募金の活用方法や配分先について広報活動を積極的に行いました。また、小中高校生と協力して作成した赤い羽根共同募金の広報資材を活用し協力を呼び掛けました。
	国・県・市及び民間が実施している各種制度事業や補助事業の積極的な活用を図りました。	
	「社協だより」や社協ホームページなどの内容の充実を図りました。	
	行政区、行政区長会、自治公民館長連絡協議会、民生委員児童員などの総会や役員会へ出向き、社会福祉協議会活動の理解促進に努めました。	
	社協だよりや事業所への会募集通知などにより、「社協会員」の拡大に努めました。	

第2期計画における重点項目

目標	重点項目	現状	目標	実績	達成（未達成）の理由	
(1)	福祉意識を高める必要が	① シニアクラブによる、あいさつ運動を推進する	23クラブ	25クラブ	20クラブ	新規会員の加入が無く、会員の高齢化により運営ができなくなったクラブがあったため。
		② 福祉のこころ推進校を認定する	中学校1校の認定 高等学校1校の認定	小中学校13校の認定 高等学校3校の認定	中学校1校(泉中)を認定しました。 高等学校1校(矢板高)を認定しました。	小中高等学校との連携事業は実施してきたが、認定要件(全校生が社協の実施する福祉教育講座を受講)を満たす学校がなかったため。
		③ 地域福祉について考える機会を提供する	年2回の開催	年3回の開催	平成30年度・令和元年度は年2回開催しました。 令和2度・3度は開催を中止しました。	新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止したため。
(2)	地域のコミュニティを強化	④ 泉はつらつ館の利用者数を増やす	年間3,150名	年間3,500名	平成30年度：3,082人 令和元年度：3,163人 令和2年度：1,797人 令和3年度：1,619人	令和2年度・3度は、コロナ禍により休館した日があったため。
		⑤ 地域活動の拠点を増やす	お元気ポイント活動拠点 60か所 きらきらサロン活動拠点 26か所	お元気ポイント活動拠点 65か所 きらきらサロン活動拠点 28か所	お元気ポイント活動拠点 70か所 きらきらサロン活動拠点 27か所	お元気ポイント活動拠点は、第2層協議体等新たな活動拠点が対象となったため。きらきらサロン活動拠点は、廃止となったサロンと新規立ち上げになったサロンがほぼ同数あったため。
		⑥ 地域支え合いマップを作成する	1行政区	市内全65行政区	4行政区	令和2年度・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりマップづくりができなかったため。
(3)	地域活動やボランティア活動などを活発にする必要ががあります	⑦ 「お元気マップ」の内容をより充実させる	市内46店舗の掲載	市内55店舗の掲載	市内91店舗の掲載	店舗から障がい者支援施設や会社といった事業所に対象枠を拡げたため。
		⑧ ボランティア登録者を増やす	シニアボランティア登録者数 98名 一般ボランティア登録者数 11名	シニアボランティア登録者数 110名 一般ボランティア登録者数 30名	シニアボランティア登録数 144名 一般ボランティア登録数 41名	ボランティア人材の発掘及び養成のための周知や声かけを積極的に行ったため。
		⑨ 若年層へ福祉について学ぶ場を提供する	—	ボランティアサマースクールの年1回開催	平成30年度から令和3年度において、令和2年度を除き年1回開催しました。	令和2年度はコロナ禍により中止となったため。
		⑩ 社会福祉協議会の事業内容を積極的に周知する	—	年2回程度の出前講座の開催	年4回の出前講座を開催しました	泉中、矢板高、矢板東高定時制、シルバー大北校にて実施したため。
(4)	地域防犯体制を高めるための防災が	⑪ 災害ボランティアを養成する	—	年1回程度の研修会や講演会の実施	平成30年度は講座を2回開催しました。 令和元年度は講座を1回開催しました。	令和2年度・3年度はコロナ禍により中止となったため。
(5)	問い合わせが求められる情報の提供	⑫ 情報の提供方法を増やす	—	情報の提供方法を増やす	市外からの転入者に対して、市内情報冊子を配布しました。	市民生活ガイドブックの他に、観光マップ、医療機関一覧、まなび、指定ゴミ袋などひとつの封筒にまとめて配布したため。
		⑬ 提供する情報を深くする	—	提供する情報を深くする	各種相談等の開催日時を広報やいたの行事カレンダー(おとな用)に掲載した。併せて社協だよりによる周知を図りました。	各種相談等の説明だけでなく、開催日時をカレンダーに掲載する(見える化した)ことで、より詳しい情報を提供できたため。
(6)	地域に特化した必要課題の解決	⑭ 老人給食事業・愛の訪問事業の利用者を増やす	老人給食事業利用者 1回30名程度 愛の訪問事業利用者 65名	老人給食事業利用者 1回40名程度 愛の訪問事業利用者 75名	老人給食事業利用者は、利用者の入院や介護施設への入所等により新規利用者と対象外となる人がほぼ同数であったため。 愛の訪問事業利用者は、利用者の入院や介護施設等への入所に加えて介護サービス利用回数の増により対象外となる人が増えたため。	

【取り組みの総括】

第2期計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間で計画期間でしたが、コロナ禍の影響が特に大きかった令和2年度・3年度は、人と人の接触の機会が大きく制限されたことでイベント等が中止になったこともあり、思うような活動が実施できませんでした。

しかしながら、活動が制限された中においても、感染症対策を講じたうえで、基本目標1では、市内小中学校でのあいさつ運動を実施しました。また、高齢者や障がい者が外出しやすいように、店舗の紹介を46店舗から91店舗まで増やした「お元気マップ」を作成しました。基本目標2では、災害に対して安心できる地域をつくるために、備蓄品を整備し、民間企業5社と物資供給協定を締結しました。基本目標3では、社会参加しやすい環境づくりを支援するために、例年は「障害者週間のつどい」を実施しておりましたが、コロナ禍でも実施できることを検討した結果、市内障がい者就労支援施設で製作した啓発グッズやパンフレットの配布を実施しました。基本目標4では、「広報やいた」「社協だより」や社会福祉協議会ホームページ等で情報を発信しました。

同様に、重点項目においても活動が大きく制限され、中止や思うように実施できなかった活動もありましたが、そのような中でも、周知や声掛けを行った結果、ボランティアの登録者数については大きく人数を増やすことができました。

これからの活動も、感染症対策を講じたうえで、高齢者や障がい者、子育て世帯への理解を深め、助けあいの心を育むことができる取り組みが必要です。

また、福祉活動の大切さや重要性を理解してもらうために、活動を継続していくことが必要です。

4 矢板市の主な地域課題

(1) 支えあい・助けあいの意識に関すること

市民アンケート調査では、近所付きあいの希薄化が進行している状況がうかがえます。また、少子高齢化が進む中、現在の福祉ニーズは多様化・複雑化し、更に個別化・分散化しています。

これらのニーズを満たし、地域の人々の安心と幸せを実現するためには、公助によるものだけでなく、市民の福祉意識を高め、「互助」を活発にしていける必要があります。

そのため、市民一人ひとりが日常的に助けあいの心を育むことができるような取り組みが重要です。

(2) 地域のコミュニティ強化に関すること

互助が活発に行われていくためには、市民がお互いに関心を持ちあい、地域でのふれあいや交流を通じて日常的に付きあいを深めていくことが大切です。

近年、台風や地震などの自然災害が多くなっていることから、災害時には地域での支えあい・助けあいが必要となります。市民アンケート結果から、市民の多くは、近所の人たちとの助けあいの必要性を感じてはいるものの、深い付きあいはあまりされていないことがわかります。また、行政区やシニアクラブなどの参加率が低下していることから、地域コミュニティも希薄化していることがうかがえます。

よって、地域活動でのふれあいや交流機会の確保などの活動支援が必要です。また、実施にあたり、その活動を支えるボランティア活動の活性化と人材の育成が重要です。

(3) 福祉サービスの情報提供に関すること

市民アンケート調査では、地域福祉推進の中心的な役割を担う社会福祉協議会や民生委員・児童委員の認知度は低く、更なる周知が必要とされます。

日常生活での困りごとは「経済的なこと」や「病気のこと」「介護のこと」「家族のこと」など多岐にわたり、さまざまな問題解決に向けた相談体制が求められます。

福祉や健康について知りたい情報は「福祉や健康についてのサービスの利用方法」「高齢者や障がい者についてのサービス」等があり、周知方法の充実が求められます。

(4) 地域福祉の推進に関すること

市民アンケート調査では、住みよい地域社会を実現するうえで問題となることは、「近所付きあいが減っている」「地域での交流機会が減っている」との回答が多く見られました。地域には多くの団体があり、その活動が幅広く連携・交流していくことが地域のさまざまな問題を解決するために必要です。

第3章 目指すべき地域福祉

1 基本理念

地域に暮らす人々が互いに認めあい、支えあうことで、一人ひとりの個性を尊重した幸せな地域社会の実現に近づくことができます。第3期計画では、第2期計画の基本理念を継承し、市民がともに認めあい支えあう「地域共生社会」の実現に向けたまちづくりを目指し、基本理念を次のように定めます。

**ともに認めあい 支えあい
いきいきと暮らせる
安心・安全なまち 矢板**



2 基本目標

矢板市地域福祉計画・地域福祉活動計画では、基本理念を達成するため4つの基本目標を定めました。

これらの基本目標は、第2期計画の趣旨を引き継ぎ、地域福祉を推進していくにあたって、これまでに実施した地域福祉に関する市民アンケートや策定委員会などから得られた意見を踏まえ、今後、目指していく方向性を示したものです。

基本目標1 地域福祉を担う人づくり

地域共生社会の実現を目指し、一人ひとりの個性を尊重し、支えあいの地域をつくるためには、コミュニティづくりが基本となります。まずはあいさつや声かけから始め、地域のつながりを深めていくとともに、地域で行われているさまざまな活動の活性化を図ることで、認めあえる、支えあえる人づくりを目指します。

基本目標2 みんなでつながる安心安全なまちづくり

市民の誰もが住み慣れたまちで、安全で安心して暮らし続けられるよう、災害や犯罪などから市民の生活を守るための活動を進めるとともに、権利擁護の普及啓発や、市民一人ひとりの人権を尊重し、困っている人を見逃さないまちづくりを目指します。

基本目標3 安心して社会参加できる地域づくり

住み慣れた地域で生活するためには、質量ともに充実した福祉サービスが必要となります。地域において、誰もがニーズに合ったサービスを利用でき、安心して社会参加できる地域づくりを目指します。

基本目標4 地域共生社会推進の仕組みづくり

地域共生社会の実現に向けて、制度の狭間にあるさまざまな課題を抱える方に、適切な支援ができる仕組みをつくります。

社会福祉協議会やボランティア活動などへの支援を図るとともに、さまざまな活動を担う人材の育成に努めます。

3 計画の体系

この計画の基本理念・基本目標の実現に向けて、私たちが具体的に取り組むことを次のとおり体系化し、展開していきます。

基本目標 1 地域福祉を担う人づくり

- (1) 気軽にあいさつや声かけをします
- (2) ふれあいや助けあいの活動を促進します
- (3) 気軽に交流できる居場所を地域につくります
- (4) 健康でいきいき元気なまちをつくります

基本目標 2 みんなでつながる安心安全なまちづくり

- (1) 困っている人を見つけやすい体制をつくります
- (2) 地域ぐるみで防犯活動を強化します
- (3) 災害に対して安心できる体制をつくります

基本目標 3 安心して社会参加できる地域づくり

- (1) 情報が得やすく、相談しやすい体制をつくります
- (2) 適切な福祉サービスを提供します
- (3) 社会参加しやすい環境づくりを支援します

基本目標 4 地域共生社会推進の仕組みづくり

- (1) 支えあう地域福祉を広めます
- (2) 地域を支える人材を育てます
- (3) さまざまな団体の交流や連携を図る仕組みをつくります
- (4) 社会福祉協議会の活性化を図る仕組みをつくります

第4章 地域福祉計画

基本目標 1 地域福祉を担う人づくり

(1) 気軽にあいさつや声かけをします

市民が共に支えあう地域づくりのため、あいさつ・声かけの大切さを周知します。あいさつをする関係は、お互いを尊重し、信頼することにもつながります。

市民一人ひとりが率先してあいさつをするよう心がけ、良好な関係を築き、つながりのあるまちをつくる必要があります。

なお、感染症拡大防止の観点から、移動や集会の自粛や制限が求められる中、「新しい生活様式」に留意しながら取り組みます。

取り組みの方向性	○あいさつや声かけの励行を推進します。 ○地域のモラル・マナーを向上するための情報を発信します。 ○地域コミュニティ（※）の市民意識を高めるまちづくりを支援します。
----------	--

主な取り組み	●あいさつ運動を実施します。	関係各課
	●携帯電話やスマートフォンのモラルやマナーをまとめた「矢板市民の約束」を周知します。	生涯学習課
	●「ふれあいカード」を配布し子どもたちが各地の行事等に参加するきっかけとします。	生涯学習課

(※) 地域コミュニティ

ある一定の地域に属する人々のつながり、またはある一定の地域において、自主性と自らの責任において、住みよい地域づくりを行う地域集団のこと。

(2) ふれあいや助けあいの活動を促進します

これからの地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりの参画が重要であり、そのための推進体制や組織をどのようにつくっていくかが今後の課題です。

こうした中、地域で暮らす元気な高齢者や、豊富な知識・経験・能力を持った退職者などの地域の人材や、福祉サービスの事業者や民生委員・児童委員などの連携をもとに、協力体制をつくる必要があります。

<p>取り組みの方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域行事への参加を呼びかけます。 ○ボランティア活動や地域行事の情報発信を通して、市民が参加しやすい環境をつくります。 ○ボランティア団体の育成・支援を行います。
-----------------	--

<p>主な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「ふれあいカード」を配布し、子どもたちが各地の行事に参加するきっかけをつくります。 	<p>生涯学習課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習情報「まなび」においてボランティア団体を紹介します。関係機関や団体等のイベントのチラシやポスターを生涯学習館の学びコーナーで周知します。 	<p>生涯学習課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会を通じて地域活動を担うボランティア団体の支援を行います。 	<p>社会福祉課</p>



(3) 気軽に交流できる居場所を地域につくります

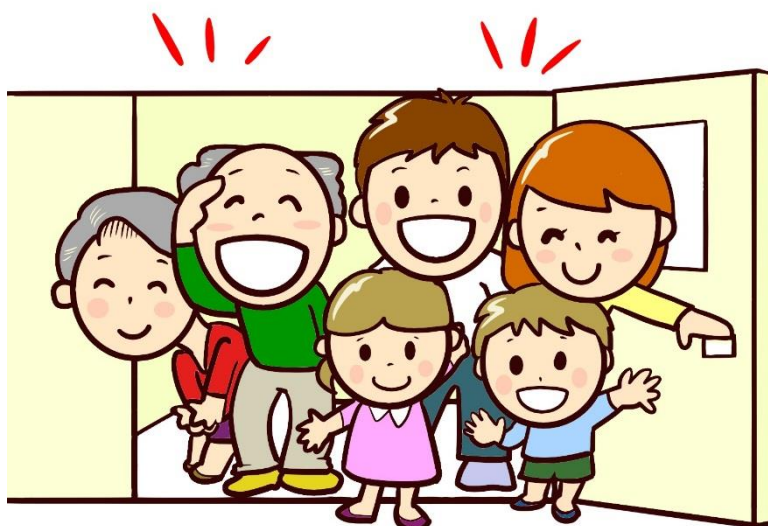
近所付き合いなど、身近なつながりが地域づくりの基本となりますが、核家族化や価値観の多様化などにより、近所付き合いが希薄となりつつあります。

お互いに支えあい、助けあって生活できる地域をつかっていくためには、あいさつする関係から一歩進んで、お互いを知る関係になることが大事になります。

支えあい、助けあって生活できる地域をつくる第一歩として、市民一人ひとりが身近なところからの交流やふれあいを大切にすることが重要であり、さらに地域の活動や交流の場に参加して、居場所をつくることが大切です。

<p>取り組みの方向性</p>	<p>○地域の居場所や世代間交流の場づくりを社会福祉協議会と協働して支援します。 ○集える場所を確保するため、公共施設の有効活用に努めます。 ○高齢者生きがい通所施設の活動の周知を図るとともに、活動の活性化に努めます。</p>
-----------------	---

<p>主な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の高齢者サロンへ運営支援を行います。 ●高齢者生きがい通所施設の運営にあたり、世代間交流事業を開催します。 	<p>高齢対策課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●泉はつらつ館については、公共施設の複合化にあたり、事業内容の検討と効果的な事業実施を図ります。 	<p>高齢対策課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●「広報やいた」や市ホームページに、高齢者生きがい通所施設の行事等を掲載し周知に努めます。 	<p>高齢対策課</p>



(4) 健康でいきいき元気なまちをつくります

がん、脳卒中、心臓病、糖尿病などの生活習慣病は増加を続けています。こうした中で、高齢社会を迎えた今、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを見つけ、健康でいきいきと末永く暮らすことができるよう、「助けあい支えあう地域づくり」を推進することが重要となります。

取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○健康診査やがん検診などを実施します。 ○年代に応じた健康づくりに関する情報提供に努めます。 ○健康づくりの必要性の情報を発信します。 ○健康づくりに関する講座の実施に努めます。 ○介護予防に関する情報を発信します。 ○健康づくりや介護予防を推進するボランティアを養成します。
----------	---

主な取り組み	●受診勧奨をはがきや電話で行い、受診率を上げるよう努めます。	健康増進課
	●健診結果の説明や、栄養相談、歯科相談を行い健康に対する意識づけに努めます。	健康増進課
	●広報やいた、市ホームページ、やいこみゆにて健診情報の提供や、各公共施設に健診日程を記載したカードの設置をします。	健康増進課
	●健康まつりにおいて体組成、身長、血圧、骨密度等の測定を行い、来場者の健康チェックを実施します。	健康増進課
	●出前講座では、生活習慣病やフレイル予防、感染症対策などの教室を実施します。 ●運動教室は、フィットネスやヨガを実施します。	健康増進課
	●介護予防教室を市内自治公民館等で実施し、介護予防に対する意識づけに努めます。	高齢対策課
	●シルバーサポーターの会員の増員に努めます。 また、シルバーサポーター研修会を開催し、介護予防の知識と技術向上の支援をします。 ●矢板市健康づくりみどりの会の会員の増員に努めます。	高齢対策課 健康増進課

基本目標 2 みんなでつながる安心安全なまちづくり

(1) 困っている人を見つけやすい体制をつくります

地域においては、高齢者をはじめ、障がいのある人、子育てをしている人、日々の生活に困難を抱えている人など、支援を必要とする人たちが暮らしています。

近年では、社会的孤立、ダブルケア（※1）、ヤングケアラー（※2）、8050問題（※3）、生活困窮等の問題が、複雑化・複合化しており、こうした問題を抱えた人たちが、身近な地域で安心して生活していけるよう、困っている人を早期に発見するとともに、適切な支援を行う活動や体制が必要です。

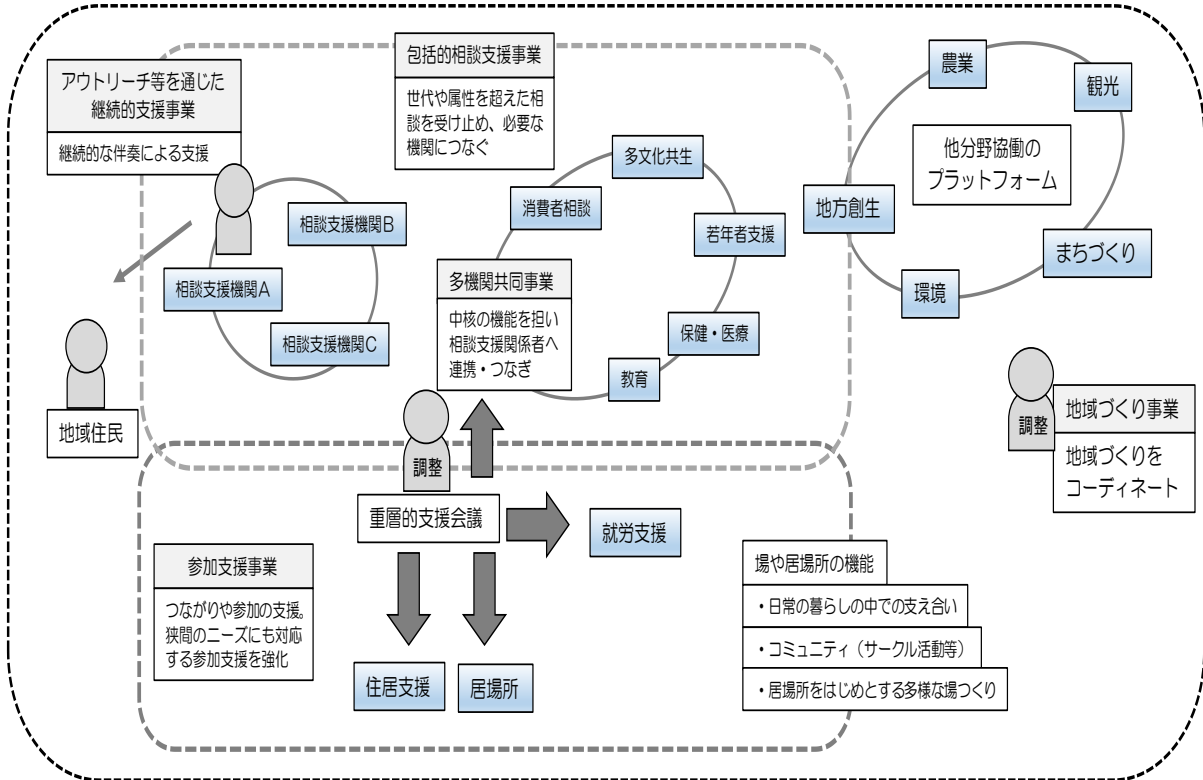
また、国が示す新たな事業である重層的支援体制整備事業（1.相談支援、2.参加支援、3.地域づくりに向けた支援）の実現に向けて、体制の構築に取り組みます。

取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者自立支援事業を推進します。 ○虐待などの早期発見に努め、関係機関と連携して問題解決に努めます。 ○関係団体と連携し、地域支えあい体制づくりを支援します。 ○地域包括支援センターで高齢者等の相談を受け、訪問します。 ○地域共生社会の実現のため、庁内協議や関係機関との連携会議を実施し、重層的支援体制整備事業の実現に向けた具体的な体制づくりを進めます。
----------	--

主な取り組み	●第二のセーフティネットとして、社会福祉協議会と連携して自立に向けた支援をします。	社会福祉課
	●民生委員・児童委員へ地域の見守りを依頼し、虐待などの早期発見に努めます。	社会福祉課 高齢対策課 子ども課
	●子どもの虐待については、要保護児童対策地域協議会にケースとして挙げて援助を行います。	
	●自治公民館等を活用した高齢者の集いの場（きらきらサロン）の運営支援を行います。	高齢対策課
	●生活支援コーディネーターを中心として、地域の支えあい体制づくり、きらきらサロン立ち上げ支援を行います。	
	●地域包括支援センターの各圏域で高齢者等の相談を受け、訪問等を行います。	高齢対策課
●属性や世代を問わず包括的に相談を受け止めます。（包括的相談支援事業）	関係各課	
●利用者ニーズを踏まえた、丁寧なマッチングメニューをつくります。（参加支援事業）		

<p>主な取り組み</p>	<p>●世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備します。(地域づくり事業)</p>	<p>関係各課</p>
---------------	---	-------------

【重層的支援体制整備事業のイメージ】



資料：厚生労働省資料より

(※1) ダブルケア

子育てと親や親族の介護の時期が重なったため、両方を並行して担わなければならない状態のこと。

(※2) ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されているような、家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものこと。

(※3) 8050問題

80代の親と50代の子どもの組みあわせによる生活問題のこと。80代前後の高齢の親が、同居する50代前後の子どもの生活を支えることにより、社会的孤立を深め、経済的にも困窮する世帯が増えています。

(2) 地域ぐるみで防犯活動を強化します

子どもや高齢者、障がい者などの市内の交通事故や犯罪被害、消費生活トラブルを防止するため、市民、警察などと連携しながら、地域の見守り活動や児童・生徒への登下校時の声かけ運動の支援、防犯灯の設置など、犯罪の発生しにくい環境づくりに努めます。

今後も、警察や学校、関係機関と連携し、地域の自主的な活動を支援し地域ぐるみの見守りを推進します。

取り組みの方向性	○安心して安全なまちづくりを積極的に推進します。 ○防犯・交通安全の情報発信をします。 ○警察署など関係機関・団体との連携の強化に努めます。
----------	--

主な取り組み	●カーブミラーや防犯灯を設置します。	生活環境課
	●広報やいた、市ホームページで情報を発信するほか、緊急を要する場合は防災行政無線により情報発信を行います。	生活環境課
	●警察・消防・消防団との連絡網を整え、連携を取りながら防犯活動に努めます。	生活環境課

(3) 災害に対して安心できる地域をつくります

台風や地震などの自然災害の発生や感染症の拡大は、すべての地域住民に大きな被害を及ぼす可能性があります。そのため、平時から市民一人ひとりが防災意識を持つことと、感染症対策への対応を図ることが必要です。

そのため、自主防災組織の設立を支援し、さらに防災訓練などにより機能強化を図ることが重要です。

更に防災に強いまちづくりを進めるためには、自主防災組織の強化だけでなく、自助・互助・公助による防災対策がそれぞれ協力・連携しあうことが必要です。

取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○防災対策の充実を図ります。 ○地域の防災活動を支援します。 ○災害発生時において、要支援者が迅速かつ安全に避難できるような体制づくりに努めます。 ○避難行動要支援者名簿を作成・管理し、関係機関・団体へ提供します。 ○避難行動要支援者名簿の周知に努めます。 ○福祉施設を災害発生時の要支援者のための避難所にできるよう、各施設事業者と協議します。 ○感染症対策の推進を図ります。
----------	--

主な取り組み	●備蓄品の充実及び物資供給の拡充を図ります。	生活環境課
	●行政区において自主防災組織を形成する支援を行います。	生活環境課
	●災害対応マニュアルを作成し、要支援者が迅速かつ安全に避難できるような体制づくりを行います。	社会福祉課
	●避難行動要支援者名簿を作成・更新し、災害対策担当課や警察、消防等に提供します。	社会福祉課
	●避難行動要支援者名簿について広報やいたにて周知し、該当者に対し個別に制度の案内を通知します。	社会福祉課
	●福祉避難所となり得る施設が市内に新たに開設された場合、協定締結となるよう努めます。	社会福祉課
	●感染症防止対策に関する情報提供や周知啓発に努めます。	健康増進課

基本目標 3 安心して社会参加できる地域づくり

(1) 情報が得やすく、相談しやすい体制をつくります

市民が抱える課題や問題を早期に発見し、深刻な事態に陥る前に適切に対応するには、気軽に相談することができる場を確保することが必要となっています。

各相談窓口の周知を図り、認知度を高めるとともに、身近な地域の中で、生活に関する相談を気軽にすることができることや、必要に応じて最適な相談機関などを紹介してくれるような、総合的な相談支援体制の充実を図ることが必要となっています。

多様化している福祉サービスを、相談だけでなく利用者自身でも適切に選択できるように、情報提供を工夫する必要も求められています。

取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○市外からの転入者に対して、お知らせを配布します。 ○市民にわかりやすく情報を伝えます。 ○必要な情報が簡単に入手できるよう、情報提供の方法を工夫します。 ○市民のニーズの把握に努めます。 ○福祉サービスに関する情報や、関係機関・団体の活動内容についての情報提供に努めます。 ○市の各種相談窓口の充実に努めます。 ○子育て支援（ファミリーサポート・児童館・学童保育館）を行います。
----------	--

主な取り組み	●転入者に対して「市民生活ガイドブック」の他医療機関一覧、保健事業のお知らせなどを配布します。	市民課
	●「広報やいた」は全ページカラー刷りとし、コーナーごとに色分けし、読みやすく作成します。ホームページはアクセシビリティの規格を順守します。	秘書広報課
	●ホームページ、携帯アプリ、テレビやラジオにより市の情報を発信します。	秘書広報課
	●市政に関する問い合わせがしやすい環境づくりを実施します。	秘書広報課
	●福祉サービスに関する制度や施設内容の情報はじめ、各種制度や施設の案内、活動報告書等を設置し情報提供します。	社会福祉課

主な取り組み	●各課連携を図り、お待たせしない、わかりやすい対応に努めます。	社会福祉課
	●問題を抱えている保護者や子どもの把握に努めます。	子ども課
	●介護サービスに関する制度や施設の情報を提供します。	高齢対策課



(2) 適切な福祉サービスを提供します

住み慣れた地域で生活するためには、福祉サービスの充実も必要となります。

特に、高齢者福祉や障がい者福祉においては、住み慣れた地域で自立した生活を送ることが求められており、在宅サービスの充実や家族介護者への支援がますます重要となってきています。

サービスの量的充実だけでなく、利用者の立場にあった福祉サービスを提供できるよう、人材の資質の向上などによる、サービスの質的向上を図ることも必要となっています。

また、誰もが安心して必要なサービスを利用できるよう、成年後見制度を周知するとともに、利用の促進を図り、制度を定着させることが大切です。

<p>取り組みの方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各福祉分野の計画に基づき、福祉サービスの利用を促進します。 ○新たな福祉ニーズの把握とその対策について検討します。 ○家族介護の労をねぎらうための支援に取り組みます。 ○各窓口において、苦情や相談などを積極的に受け付け、速やかに苦情を解決し、再発防止につなげるよう取り組みます。 ○サービス提供事業者が、サービスの質を高め、利用者が適切にサービスを選択できるよう、第三者評価制度の導入を働きかけます。 ○成年後見制度について周知するとともに、制度利用を支援します。
-----------------	--

<p>主な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●広報やいた、市ホームページ、窓口にて適切なサービスの利用を促します。 	<p>社会福祉課 高齢対策課 子ども課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●相談者のニーズを把握します。(家庭相談員の設置など) 	<p>社会福祉課 高齢対策課 子ども課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●介護者健康相談、家族介護者の会の開催、介護手当、重度心身障害児者介護手当の支給を行います。 	<p>社会福祉課 高齢対策課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●窓口に来庁した市民に困りごとはないか、積極的に声かけをします。 	<p>社会福祉課 高齢対策課 子ども課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●運営推進会議による事業評価や、監査法人や運営推進会議による外部評価を実施します。第三者評価制度の導入を働きかけます。 	<p>社会福祉課 高齢対策課</p>

<p>主な取り組み</p>	<p>●成年後見制度利用促進基本計画を定め、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的な促進を図ります。 (矢板市成年後見制度利用促進基本計画参照)</p>	<p>社会福祉課</p>
---------------	--	--------------

矢板市成年後見制度利用促進基本計画

ア) 計画の目的

成年後見制度とは認知症や知的障がい、精神障がい、発達障がいなど判断能力が十分でない方が、さまざまな契約や財産管理などをするときには不利益を生じることがないように、本人を守り、支援する人（成年後見人等）を選任する制度です。

核家族化や、超高齢社会を迎えた現在、単身高齢者や認知症高齢者は増加傾向にあり、判断能力が十分でない方の権利を擁護する成年後見制度の必要性が高まっています。

本市では「矢板市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、ノーマライゼーション（※）、自己決定権の尊重、身上保護の理念の尊重を図ることとします。

イ) 計画の位置づけ・期間

本計画は「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 条）」第 14 条第 1 項の当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画として位置づけます。

また、本計画は「矢板市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第 3 期）」と一体の計画として策定することから、計画期間は令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間とします。

ウ) 矢板市の現状と課題

○本市の知的障がい者と精神障がい者及び高齢者は、平成 30 年から令和 4 年にかけて、いずれも増加傾向にあります。

○市民アンケート調査における成年後見制度の認知度は、
「知らない」 … 36.4%

「聞いたことはあるが内容はよく知らない」 … 29.4%

約 65%の方が、制度について知らない、分からないという結果になっています。

○市民アンケート調査における成年後見制度が必要になった場合の利用意向は、
「分からない」 … 59.9%

という結果となっています。

○今後は制度の周知及び権利擁護の重要性についての周知が必要となります。また、相談・対応体制の整備が求められます。

工) 今後の取り組み

取り組み	内容
成年後見制度の周知啓発 相談対応	○地域包括支援センターや関係機関等と連携し、利用促進に向けた周知啓発を行います。 ○権利擁護に関する相談に対応します。
成年後見制度利用支援事業 の実施	○単身や親族関係の事情により手続きを進められない場合は、家庭裁判所に後見開始の審判等を市長が申し立てるなどの支援を行います。 ○申し立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な方への助成を行います。
成年後見制度と他の公的 サービスとの一体的提供	○他の公的サービス等と連動した一体的なサービスの提供を図ります。 ○関係機関と連携し、スムーズな成年後見制度の利用を支援します。
地域連携ネットワークの 構築	○地域の専門職団体等の協力を得ながら地域連携ネットワークの構築を目指します。
実施体制の整備	○関係機関と協力して権利擁護に関わる支援や制度の利用促進に取り組みます。 ○権利擁護支援が必要な人への早期把握と支援が行われる体制づくりを目指します。

(※) ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支えあい、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すこと。

(3) 社会参加しやすい環境づくりを支援します

高齢者も障がいのある人も自由に外に出て、それぞれの能力を活かしながら、就労・趣味や地域活動、ボランティア・スポーツ・レクリエーションなど、さまざまな活動に参加できる環境づくりが求められています。

そのためには、不特定多数の人が利用する公的な施設が、誰にとっても使いやすく安全なものになるようバリアフリー化を進める必要があります。また、より多くの方が使いやすく快適に利用できるユニバーサルデザインをまちづくりに取り入れ、すべての人が活動しやすい生活環境の整備を進めることが必要です。

高齢者が培ってきた豊富な知識・技能・経験などを地域で活かすことは、高齢者本人の生きがいにつながるだけでなく、地域の活性化にも大きく貢献します。よって、高齢者の地域活動への参加の促進や、就労を望む高齢者への就労支援が求められています。

また、障がいのある人の雇用や働く場づくりも課題となっています。今後はさらに、障がいの度合いや障がいの種別に応じた雇用の場の確保が求められています。

<p>取り組みの方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法（※）に基づく移動支援事業や意思疎通支援事業などの地域生活支援事業の充実を図ります。 ○高齢者や障がいのある人などを街なかで気軽に手助けできるよう、「心のバリアフリー」について周知を図ります。 ○高齢者・障がい者雇用に関する情報提供に努めます。 ○子育て支援の充実を図ります。
-----------------	--

<p>主な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●移動支援事業を行います。また手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。 	<p>社会福祉課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●「認知症サポーター」を養成します。 ●「障がい者週間のつどい」を実施します。 ●障がい福祉出前講座を実施します。 ●手助けが必要な人と、手助けをしたい人とをつなぐ「ヘルプカード」の配布を実施します。 	<p>社会福祉課 高齢対策課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●シルバー人材センターや公共職業安定所などの関係機関と連携し、高齢者や障がい者の雇用に関する情報提供に努めます。 	<p>社会福祉課 高齢対策課</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●ファミリーサポート事業の周知を図り提供会員を増やします。 	<p>子ども課</p>

(※) 障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略称

基本目標 4 地域共生社会推進の仕組みづくり

(1) 支えあう地域福祉を広めます

行政区加入率の低下などに見られるように、地域社会のつながりや助けあい意識が希薄化してきている上、介護保険制度や障害者自立支援制度など、各種の公的な福祉サービスが分野ごとに整備されてきたことに伴い、自助・互助の意識が薄れてきています。

しかしながら、地域福祉の推進には、お互いに支えあい、助けあうことによって、誰もが安心して暮らすことのできる地域をつくるという考え方を、みんなで共有することが第一歩です。

そのため、地域福祉の考え方や趣旨について広く周知し、地域に住む一人ひとりが地域の主役は自分たちであることを自覚し、それぞれの役割をしっかりと認識・実行するよう、働きかけをしていく必要があります。

取り組みの方向性	○地域福祉の考え方や趣旨について広く周知していきます。 ○地域福祉についての講演会・勉強会などを開催します。 ○「福祉まつり」を支援します。
----------	--

主な取り組み	●「広報やいた」や市ホームページなどで、地域福祉の考え方や趣旨をわかりやすく発信します。	社会福祉課
	●「福祉のつどい」にて地域福祉についての講演会を行います。	社会福祉課
	●感染症を考慮しつつ、「福祉まつり」が開催された際には、地域福祉について広く周知していく目的の一つとして支援します。	社会福祉課

(2) 地域を支える人材を育てます

近年、社会の変化や家族形態・価値観の多様化などにより、地域社会の交流が減少しています。そのため、人と人との心のふれあいの機会も減り、思いやりやいたわりを育むことも難しくなりつつあります。

子どもから大人まで、すべての市民がお互いを思いあい、気持ちを大切にし、尊重しあえる心を育てていくことが、地域福祉を推進していくうえで必要なこととなります。

また、地域福祉を進める上での主役は市民であり、まちづくりへの市民の参画は必要不可欠なものです。地域づくりに意欲を持った人材を発掘・育成するための仕組みをつくるとともに、活動したいと考えている人を、ボランティア団体などにつなげていくことが、地域福祉の推進へ向けて必要となっています。

<p>取り組みの方向性</p>	<p>○学校や地域などへ地域福祉活動の担い手となるよう働きかけます。</p> <p>○行政区や民生委員・児童委員の活動内容を情報発信するとともに、活動への支援を行います。</p> <p>○地域福祉の担い手としての人材育成に努めます。</p>
-----------------	--

<p>主な取り組み</p>	<p>●さまざまな団体を通じて地域福祉活動の担い手となる方へ働きかけを行います。</p>	<p>社会福祉課</p>
	<p>●イベント開催時に民生委員・児童委員協議会連合会のPRや民生委員・児童委員の啓発活動を行います。</p>	<p>社会福祉課</p>
	<p>●より多くの市民が地域福祉活動の担い手となるよう働きかけを行い、人材育成に努めます。</p>	<p>社会福祉課</p>



(3) さまざまな団体の交流や連携を図る仕組みをつくります

地域には、地域福祉に関連する活動を行うさまざまな団体があり、地域に根ざした活動を行う団体や、ボランティア団体のように地域を越えた広い範囲で活動している団体など、それぞれが目的を持って活動しています。

これからの地域福祉を考えていくうえで、これらの活動が幅広く連携、交流していくことが地域のさまざまな問題を解決するために必要です。

取り組みの方向性	○各種ボランティア団体の活動支援や、情報提供の充実を図ります。
----------	---------------------------------

主な取り組み	●ボランティア養成やコーディネート機能の強化に向けて社会福祉協議会と連携し、活動の支援を行います。	社会福祉課
--------	---	-------

(4) 社会福祉協議会の活性化を図る仕組みをつくります

社会福祉協議会は、地域福祉を推進するための中心的な団体として位置づけられており、市全体の福祉意識の高揚を図り、活発な活動に結びつけていくための重要な役割を果たしていくものとして期待されています。

今後は、これまで以上に幅広い市民の参加を積極的に勧め、地域に根ざした事業を進めるとともに、関係機関や団体などとの連携を強化し、活発に地域に入り地域福祉を推進していくことが必要となります。

取り組みの 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会の活動内容を周知します。 ○社会福祉協議会の積極的な活動展開を期待し、支援を行います。 ○募金活動の必要性を周知し、その活動に協力します。
--------------	---

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会と連携し「社協だより」や「社協ホームページ」により活動内容を周知します。 	社会福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会を地域福祉推進のための中核的役割を担う組織として位置づけ、定期的な情報交換・連携を図りながら活動を支援します。 	社会福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ●「赤い羽根共同募金」「歳末たすけあい募金」等、各種募金について協力します。 	社会福祉課



第5章 地域福祉活動計画

基本目標 1 地域福祉を担う人づくり

(1) 気軽にあいさつや声かけをします

日頃から、市民一人ひとりが率先してあいさつしたり、声をかけあったりするなど、隣近所との関わりがもてる地域づくりを進めます。

市民などの役割	<ul style="list-style-type: none">○基本的なあいさつや社会のモラル・マナーを小さい頃から習慣づけます。○「おはよう」「こんにちは」など、あいさつを積極的に実践します。○学校や地域の行事などへ積極的に参加します。
---------	--

■社会福祉協議会が取り組むこと

取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none">○各地区でのあいさつ運動・声かけ運動を推進します。○あいさつ運動・声かけ運動を実践する関係機関・団体の活動を支援します。○シニアクラブ会員の知識経験を活用し、あいさつ運動を展開します。○高齢者の見守り・声かけをします。
----------	--

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">●年3回発行の「社協だより」で各地区のあいさつ運動・声かけ運動の実施状況を周知し、推進を図ります。●シニアクラブ等の団体へのぼり旗や啓発物品等を提供し活動を支援します。●シニアクラブ会員による、小中学生へ登下校時にあいさつ運動を展開します。●高齢者等給食配送、愛の訪問事業により高齢者の見守り・声かけを行います。
--------	---

(2) ふれあいや助けあいの活動を促進します

地域のことや各種団体の活動内容などの情報を発信することで、地域活動への関心を高め、参加の促進を図ります。また、社会福祉協議会の周知やコーディネート機能の強化に努め、ボランティア活動の活性化を図ります。

市民などの役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動への関心を持ち参加します。 ○隣近所で困っている人がいれば、できる範囲でボランティア活動をします。 ○行政区、シニアクラブ、子ども会などが行う地域行事へ、できる限り参加します。 ○隣近所で、地域行事への参加を呼びかけ、誘いあいます。 ○若い世帯や転入者が地域行事へ参加しやすい仕組みをつくります。 ○関係機関・団体は、自らが行うボランティア活動や地域行事の情報を市民に発信します。
---------	--

■社会福祉協議会が取り組むこと

取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会の周知を図ります。 ○社会福祉協議会において、ボランティアの登録・紹介・斡旋を行います。 ○地域で活動に取り組むボランティアの人材養成に努めます。 ○地域活動の活発な団体の活動事例を紹介します。 ○関係機関・団体が行うボランティア活動や地域行事を支援します。 ○外出に不安を感じている高齢者や障がい者などが外出しやすいように支援します。 ○矢板市ボランティア連絡会への登録団体を増やし、有事の際における協力体制を構築します。 ○学生を対象としたボランティアの周知を行います。
----------	--

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●「社協だより」や社協ホームページを活用して社会福祉協議会の周知を図ります。 ●ボランティア活動の普及推進を図るため、ボランティア活動を行おうとする個人及び団体の登録・紹介・斡旋を推進します。 ●「社協だより」でボランティア活動の基本や具体的な活動例を紹介します。 ●地域活動の活発な団体を「社協だより」やホームページにて紹介します。 ●マイクやプロジェクターなどの機材や備品の貸し出しによりボ
--------	---

主な取り組み	<p>ランティア活動や地域行事を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none">●「お元気マップ」登録事業所を増やし、高齢者や障がい者などが外出しやすいようにお店などを紹介します。また、誰でも座れるベンチを設置する「やいたベンチプロジェクト」を展開します。●矢板市ボランティア連絡会への登録団体数を増やします。●ボランティアサマースクールの開催、福祉の心推進校の認定など、学生を対象としたボランティアの周知を行います。
--------	--

(3) 気軽に交流できる居場所を地域につくります

日頃から隣近所との関わりを持ち、いざというときに支えあい・助けあえる関係づくりを進めるとともに、子どもから高齢者まで、さまざまな世代間の交流を促進し、誰もがつながりのもてる地域づくりを目指します。

また、高齢者生きがい通所施設をはじめとして、地域の人同士がふれあえる交流の場の確保に努めます。

市民などの役割	○引越しをした先では、隣近所へあいさつ回りをします。 ○隣近所に新しい住民が引越ししてきたら、地域のルールや行事を教えるなど、声かけをするように心がけます。 ○地域にある社会資源を有効活用し、集える場所を提供できるように努めます。
---------	---

■社会福祉協議会が取り組むこと

取り組みの方向性	○地域住民のふれあう機会づくりを支援します。 ○地域で行事などを実施する際、機材や備品の貸し出しを行います。 ○高齢者生きがい通所施設の活動の周知を図るとともに、活動の活性化に努めます。 ○世代間交流の場づくりを市と協働して支援します。 ○お元気ポイント事業（※1）における拠点（居場所）を増やすとともに、きらきらサロン（※2）開設の支援を行います。
----------	---

主な取り組み	●縁ジョイ講座、お試しサロンなど地域住民のふれあう機会づくりを支援します。 ●マイク・スピーカー・プロジェクターなどの機材や備品を貸し出します。 ●社協だより・社協ホームページ等により、高齢者生きがい通所施設の活動を周知します。また、木幡北山はつらつ館との情報交換会により、活動の活性化に努めます。 ●高齢者生きがい通所施設で市と連携し毎月2回程度の世代間交流行事を開催することで、高齢者と子どもの交流を図ります。 ●お元気ポイント活動拠点を増やします。お試しサロンや既設サロン見学会を行い、きらきらサロン開設の支援を行います。
--------	--

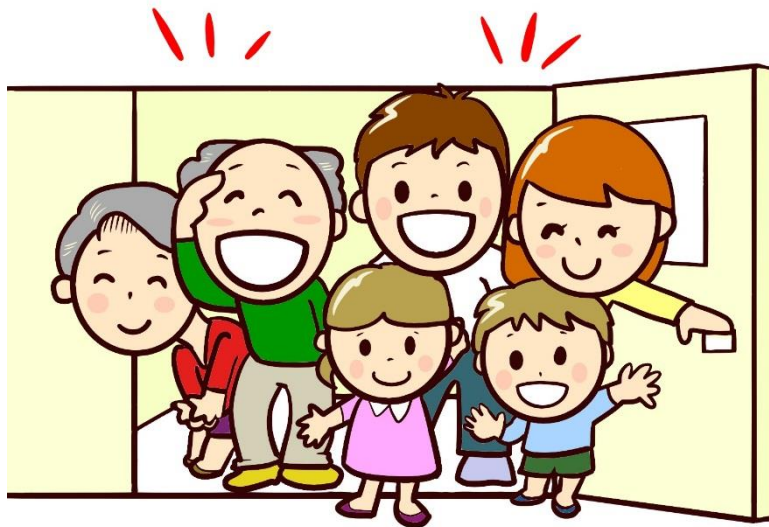
(※1) お元気ポイント事業

「やいた元気シニア地域活動応援ポイント事業」の略称。充実した高齢期を送ることができるよう、また、まちづくりの担い手として活躍できるよう、高齢者

の社会参加や健康づくり、生きがいつくりを応援する事業。活動実績に応じて交換可能なポイントを付与する。貯めたポイントは、城の湯温泉の回数券や道の駅やいたの商品券などへの交換や団体などへ寄付することができる。

(※2) きらきらサロン

高齢者やその他支援の必要な方々の閉じこもりや地域での孤立の防止などを目的とした、いつまでも元気にいきいきと暮らすための「誰でも気軽に立ち寄れる集いの場」。行政区の公民館等で開催されている。



(4) 健康でいきいき元気なまちをつくりま

健康づくりを実践することができるよう、市民の健康意識の高揚を図るとともに、既存施設の活用や各種団体などと連携しながら、運動などの健康づくりに取り組める機会や場の確保に努めます。特に、高齢者が未永く健康でいられるよう、介護予防に関する情報発信や活動も重要です。

市民などの役割	<ul style="list-style-type: none">○体調管理に気をつけます。○定期的な健康診査を受けるように努めます。○適度な運動を日常に取り入れます。○近所にかかりつけ医を見つけます。○地域行事やイベントなどで健康づくりに関する講座に参加します。
---------	---

■社会福祉協議会が取り組むこと

取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none">○市民の自主的な健康づくり・生きがいづくりの活動を支援します。○ボランティアをしてみたい人に情報提供をします。○知識や経験を活かして活動できる場を提供します。○矢板市ボランティア連絡会の活性化を図り、市民の方が参加できるように情報の提供をします。
----------	--

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">●自主的な健康づくり・生きがいづくりの活動を目的とするシニアクラブの活動においてお元気ポイントを付与するなどの支援をします。●「社協だより」などで、ボランティア活動をしてみたい方に情報を提供します。●知識や経験を活かして活動ができる場をシルバー人材センターと協働して提供します。●矢板市ボランティア連絡会登録団体のプロフィールを、窓口を設置し誰でも閲覧できるようにします。
--------	---

基本目標 2 みんなでつながる安心安全なまちづくり

(1) 困っている人を見つけやすい体制をつくります

地域課題を解決するために、地域の見守り体制の充実を図り、各種団体間のネットワークづくりに努めます。また、虐待やDVについて、身近な問題としての認識を高めるとともに、相談体制の充実や関係機関との連携を強化し、迅速な対応に努めます。

市民などの役割	<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所で支援が必要な人の見守りに努めます。 ○身近に相談できる相手をつくります。 ○隣近所で異変を発見したら、関係機関へ相談・連絡・通報します。 ○民生委員・児童委員を中心に、支援が必要な人の把握に努め、見守り支援をします。
---------	--

■社会福祉協議会が取り組むこと

取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者自立支援事業を推進します。 ○各種相談機関との連携を強化します。 ○高齢者等給食や愛の訪問事業により、独居高齢者世帯等の見守りをします。 ○手話講習会を開催し、助けを受けやすい環境をつくります。 ○日常生活自立支援事業（あすてらす）により、認知症高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者などを支援します。 ○行政区内における「地域支え合いマップ」（※）作成を推進し、地域の課題や問題、解決策などを考えながら、地域づくりを進めます。
----------	--

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●市と協働し、生活困窮者自立支援事業を推進します。 ●「心配ごと相談」「無料法律相談」「成年後見相談」などの各種相談機関と連携します。 ●高齢者等給食配送（週2回）や、愛の訪問事業（乳酸菌飲料を1人週2本配布）による独居高齢者世帯等の見守りを行います。 ●手話講習会を実施し、聴覚障がい者との意思疎通と相互理解を深め、助けを受けやすい環境をつくります。 ●日常生活自立支援事業（あすてらす）による認知症高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等を支援します。
--------	---

主な取り組み	●地域支え合いマップを作成することで、地域の課題や問題、解決策などを考えながら、地域づくりを進めます。
--------	---

(※) 地域支え合いマップ

行政区の班を基準として、どのような方が住んでいるのかを地図に記入し、その地域での課題や問題、解決策などを考えながら、地域づくりを進めること。

(2) 地域ぐるみで防犯活動を強化します

子どもや高齢者、障がいのある人などが犯罪や交通事故に巻き込まれないよう、見守り活動や声かけ運動を進めます。

市民などの役割	<ul style="list-style-type: none">○地域の防犯活動や交通安全運動に参加します。○児童・生徒の登下校の時間にあわせて、見守りや巡回など外出をするように心がけます。○「スクールガード」「こども110番の家」に協力します。○防犯灯やカーブミラーなどに不具合がある場合は、関係機関へ連絡をします。○自動車や自転車を運転する人は、安全運転に努めます。特に、生活道路では、歩行者に注意しながら速度を抑えて走行します。○関係機関・団体との連携・連絡のできる関係を日頃からつくり、地域の安全を守るよう努めます。
---------	---

■社会福祉協議会が取り組むこと

取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none">○高齢者の見守り活動、児童・生徒への登下校時の声かけ運動などを支援します。○地域で防犯活動をする関係団体を支援します。○警察署など関係機関・団体との連携の強化に努めます。
----------	---

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">●行政区などで高齢者の見守り活動を行う際に活動の支援を行います。また、あいさつ運動・声かけ運動を実践するシニアクラブなどの団体へのぼり旗や啓発物品等を提供し活動を支援します。●地域での防犯活動をする関係団体へ、子どもや高齢者・障がい者が犯罪に巻き込まれないよう啓発用チラシを配布し、活動支援を行います。●警察署などと協力し、関係機関・団体との連絡協議会により連携の強化に努めます。
--------	--

(3) 災害に対して安心できる地域をつくります

一人ひとりが防災意識を持ち、災害に対し地域単位での防災に当たる必要性を認識します。また、自主防災組織や防災訓練に積極的に参加します。

一人暮らし高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者を把握するとともに、災害時の準備を整え、迅速な対応ができるような体制づくりに努めます。

市民などの役割	<ul style="list-style-type: none">○防災訓練に参加します。○避難場所を事前に確認します。○家具の転倒防止対策を講じます。○住宅用火災警報器を設置します。○自主防災組織の活動に協力します。○支援が必要な人は、避難行動要支援者制度へ登録します。○日頃から、避難行動要支援者への声かけ・交流に努めます。○関係機関・団体は、連携して避難行動要支援者名簿の作成支援や災害時における要支援者の避難支援に努めます。
---------	--

■社会福祉協議会が取り組むこと

取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none">○要支援者を災害時に支援する災害ボランティアを養成します。○災害ボランティアセンターの運営に努めます。○防災対策の充実を図ります。○災害時に効率的に対応できるよう備えます。
----------	---

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">●養成講座を実施し、災害ボランティアを育成します。●災害ボランティアセンターについての研修に参加し、運営に備えます。●関係機関・団体と協定締結ができるよう努力します。●災害ボランティア活動マニュアルを活用し災害時に効率的に対応できるよう備えます。
--------	--

基本目標 3 安心して社会参加できる地域づくり

(1) 情報が得やすく、相談しやすい体制をつくります

保健や福祉のサービスを誰もが円滑に利用できるように、相談窓口の充実を図るとともに、地域の身近なところで誰もが気軽に相談することができ、相談内容によっては、専門機関などにつないでいけるよう、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

市民などの役割	<ul style="list-style-type: none">○「広報やいた」や「社協だより」、回覧板などを読み、市をはじめ関係機関・団体からの情報に目を通します。○市からのアンケートに回答するように努めます。○地域情報の提供手段として回覧板をさらに活用します。○民生委員・児童委員をはじめ地域福祉に関係する人が、必要な人に必要な情報を提供し、行政窓口につないでいきます。
---------	--

■社会福祉協議会が取り組むこと

取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none">○社会福祉協議会において、各種相談を行います。
----------	---

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">●社会福祉協議会において、各種相談を行います。<ul style="list-style-type: none">・心配ごと相談・無料法律相談・成年後見相談
--------	--



(2) 適切な福祉サービスを提供します

市や社会福祉協議会、地域の各種団体が連携しながら、質量ともに充実した福祉サービスの提供に努めます。

また、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の周知などに努め、利用促進を図ります。

市民などの役割	<ul style="list-style-type: none">○福祉サービスについての正しい認識を深めます。○自分の周りに支援を必要とする人がいる場合には、民生委員・児童委員や行政機関などへつなぎ、福祉サービスの利用を勧めます。○成年後見制度についての知識を身につけるよう努めます。
---------	--

■社会福祉協議会が取り組むこと

取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none">○情報をわかりやすく伝えます。○社会福祉協議会来館者に情報の提供を行います。
----------	---

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">●「社協だより」や社協ホームページを通して、地域の方々に情報をわかりやすく伝えます。●社会福祉協議会に情報提供コーナーを設け、来館者に情報の提供をします。
--------	--

(3) 社会参加しやすい環境づくりを支援します

誰もが自由に行動できるよう、公共施設などのバリアフリー化を推進していくとともに、高齢者や障がいのある人などをはじめ、誰もが社会参加できるような地域の実現を目指します。

また、高齢者や障がいのある人が地域活動などに参加しやすい仕組みをつくるとともに、その人に応じた就労ができるよう、働く場の確保や就労に関する情報提供、相談支援の充実に努めます。

特に高齢化率の高い泉地区に、社会福祉協議会や施設管理公社など市の関係団体が移転することによって、地域福祉のセンター的機能を担うとともに市内でもモデルとなるような事業展開をしていきます。

市民などの役割	<ul style="list-style-type: none">○公共施設や公共交通機関に関し、日常的な利用の中で感じる不便なところなどの情報を市に提供します。○集会や行事などへの参加に際し、介助が必要な人に対し人的なサポートを行います。○シルバー人材センターの利用に努めます。○障がいのある人への理解を深め、働きやすい環境づくりに努めます。
---------	--

■社会福祉協議会が取り組むこと

取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none">○ボランティア団体の活動情報を提供します。○シニアクラブ活動など、高齢者の地域活動の紹介・支援を行います。○福祉についての啓発を行います。○市民全体が福祉について考え、参加者自らの活動への意欲を高める機会を設けます。○泉地区の人が集う居場所や生きがいづくりに取り組みます。
----------	--

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">●社協だより、社協ホームページ、ボランティアプロフィールの窓口閲覧等でボランティア団体の活動情報を提供します。●社協だよりでシニアクラブ活動や高齢者の地域活動を紹介・支援をします。●「福祉まつり」などの機会を通じて、福祉についての啓発を行います。●「福祉のつどい」を通じて、市民全体が福祉について考え、参加者自らの活動への意欲を高める機会を設けます。●統合される複合施設に、大人でも子どもでも、高齢者でも、障がい者でも、誰でも集える常設型の集いの場を設け、誰でも社会参加できる環境づくりをします。
--------	--

基本目標 4 地域共生社会推進の仕組みづくり

(1) 支えあう地域福祉を広めます

地域に住むすべての人が、地域の主役は自分たちであることを自覚し、それぞれの役割をしっかりと認識・実行していくよう、地域福祉の考え方や趣旨を広く周知していきます。

市民などの役割	○「地域福祉」の考え方や趣旨を理解します。 ○地域福祉についての講演会・勉強会などに参加します。
---------	---

■社会福祉協議会が取り組むこと

取り組みの方向性	○地域福祉の考え方や趣旨について広く周知していきます。 ○地域福祉活動の重要性を情報発信します。 ○支えあう地域福祉を推進します。 ○地域福祉やボランティア活動などについて、広く周知します。
----------	--

主な取り組み	●「社協だより」や社協ホームページなどで、地域福祉の考え方や趣旨について広く周知します。 ●「社協だより」や社協ホームページなどで、先進事例を紹介し、地域福祉活動の重要性を情報発信します。 ●「福祉のつどい」を開催し、支えあう地域福祉を推進します。 ●小中高等学校やシルバー大北校などで出前講座を実施し、地域福祉やボランティア活動などについて、広く周知します。
--------	---

(2) 地域を支える人材を育てます

より多くの市民が地域福祉活動の担い手となるよう、地域、学校、事業者などへの働きかけを行うほか、ボランティア連絡会などを通じて各地域や市民団体などでの人材確保に努めます。

市民などの役割	<ul style="list-style-type: none">○行政区に積極的に加入し、活動に参加します。○民生委員・児童委員の活動を理解します。○行政区は、加入促進に向けて、活動内容などの情報発信に努めます。○民生委員・児童委員協議会は、活動内容などの情報発信に努めます。
---------	---

■社会福祉協議会が取り組むこと

取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none">○ボランティアに関心のある市民に、ボランティア体験の機会を提供します。○学校で行う福祉教育活動に対して協力します。○地域活動に取り組む人材の確保に努めます。○地域で活動するリーダーの人材の育成に努めます。
----------	---

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">●高齢者等給食サービス(調理・配送)、きらきらサロン、介護施設、障がい者施設等でボランティア体験の機会を提供します。●市内小中学校及び指定高等学校が福祉教育活動に取り組めるよう、福祉教育推進費を交付します。●行政区、福祉団体などと連携し、地域活動に取り組む人材の確保に努めます。●行政区、福祉団体などと連携し、地域で活動するリーダーの人材の育成に努めます。
--------	---



(3) さまざまな団体の交流や連携を図る仕組みをつくります

地域福祉活動の推進のため、情報の共有化など地域を構成する多種多様な機関・団体との連携を強化していきます。また、ボランティア活動の拠点機能を強化するため、社会福祉協議会の利用を促進し、地域活動の活性化を図ります。

市民などの役割	○地域にある機関・団体を知ります。
---------	-------------------

■社会福祉協議会が取り組むこと

取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none">○団体同士の連携強化のための支援に努めます。○各種団体が交流をする機会を提供します。○ボランティア活動に必要な備品などを貸し出します。○ボランティア活動保険への加入を促進します。○団体同士が情報共有を図れるような場を提供します。○ボランティア活動に関するさまざまな講座や研修会を実施します。○ボランティアの登録を推進し、必要な人が必要なときに、必要なボランティアを活用できるよう円滑な利用の仕組みをつくります。
----------	---

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">●地域の活動団体などの情報を収集・提供し、活動の効率化への助言など、団体同士の連携強化のための支援に努めます。●福祉まつりなどのイベントの開催や地域行事などを活用し、各種団体が交流をする機会を提供します。●マイク・スピーカーなどボランティア活動に必要な備品を貸し出します。●チラシなどを配付し、ボランティア活動保険への加入を促進します。●情報交換会を開催するなど団体同士が情報共有を図れるような場を提供します。●きらりんサポーター養成講座などボランティア活動に関するさまざまな講座や研修会を実施します。●ボランティアの登録を推進し、必要な人が必要なときに、必要なボランティアを活用できるよう閲覧用のボランティア団体プロフィールを作成し、窓口に設置します。
--------	---

(4) 社会福祉協議会の活性化を図る仕組みをつくります

市民とともに歩む組織として、既存事業の見直しや地域ニーズにあった事業展開など、さらなる活動内容の充実に努めます。

また、社会福祉協議会の自主性・主体性を高め、民間組織にふさわしい柔軟性・即応性のある活動・事業を行うため、財源の確保に努めるとともに、市民に「見える」「頼られる」団体にするため、その事業内容の効果的な啓発促進を図ります。

市民などの役割	<ul style="list-style-type: none"> ○「社協会員」となり積極的に社会福祉協議会の活動に参画します。 ○赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の活動に、積極的に協力をします。 ○社会福祉協議会が発行している「社協だより」やホームページなどを読み、活動内容の把握と理解に努めます。
---------	---

■社会福祉協議会が取り組むこと

取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会で実施している各種事業の充実に努めます。 ○それぞれの事業に必要な専門性を持った職員の確保に努めます。 ○赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金について、市民に協力を呼びかけます。 ○国・県・市及び民間が実施している各種制度事業や補助事業の積極的な活用を図ります。 ○社会福祉協議会が発行している「社協だより」やホームページなどの内容の充実に努めます。 ○社会福祉協議会活動の理解を深めるため、各地区で開催される勉強会を支援します。 ○「社協会員」の拡大に努めます。
----------	--

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●PDCAサイクルにより社会福祉協議会で実施している各種事業の充実に努めます。 ●それぞれの事業に必要な専門性を持った職員を確保するため、各種研修会への参加を積極的に勧め、必要に応じた資格取得に努めます。 ●各行政区に、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の活用方法や配分先について広報活動を積極的に行います。また、小中高校生と協力して作成する赤い羽根共同募金の広報資材を活用し、協力を呼び掛けます。
--------	--

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">●国・県・市及び民間が実施している各種制度事業や補助事業の積極的な活用を図ります。●「社協だより」や社協ホームページなどの内容の充実を図ります。●行政区、地区行政区長会、自治公民館長連絡協議会、地区民生委員・児童員協議会などの総会や役員会へ出向き、社会福祉協議会活動の理解促進に努めます。●社協だよりや事業所への会員募集通知などにより、「社協会員」の拡大に努めます。
--------	--

各地区の重点項目について

矢板市の総面積は約 170 km²で、北部は日光国立公園の一部である山林が連なり、中心部から南部一帯は肥沃な関東平野の一部として、宅地や農地等に利用されています。

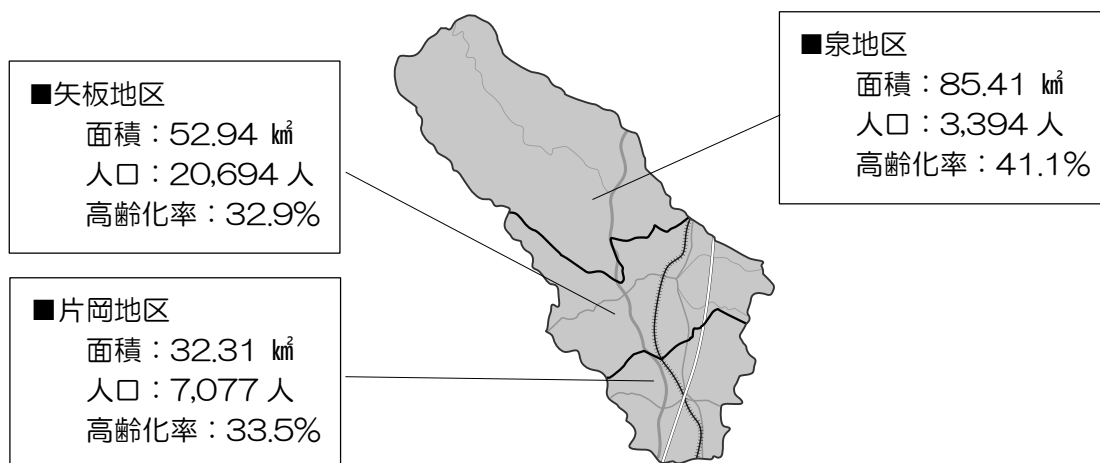
気候は雪の少ない内陸型気候で、一年を通じ寒暖の差が大きく、四季折々の豊かな自然を感じることができます。地質や地理的な立地条件等から、大規模な風水害など自然災害の発生件数も少ないなど災害に対して比較的安全性の高い都市です。

これらの地理的な要因や生活様式の違いなどから、同じ市内にあっても地区ごとに福祉課題が異なります。そのため、各地区の実情にあわせた活動を検討していく必要があります。

第3期地域福祉活動計画では、市全体の活動計画と併せて、各地区の重点項目を定めました。市全体と各地区単位の両面で地域福祉を推進していきます。

	地域福祉計画	地域福祉活動計画	各地区の重点項目
計画の概要	地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするために、社会福祉法第 107 条に基づき市町村が策定する計画です。	社会福祉法第 109 条に基づく社会福祉協議会が主体となって、地域の社会福祉の推進を目的として策定する実践的な活動計画です。	矢板・泉・片岡各地区の実情にあわせて重点項目を定めます。 地区ごとに、課題と取り組み名称を決めて、みんなで取り組むこと、社協が取り組むことを示します。

【地区区分】



出典：国勢調査 小地域（令和2年 10月1日）

1 矢板地区

(1) 地区の概況

本地区は、さまざまな都市機能を有する矢板市街地と、その市街地を取り囲む田園により構成されています。本地区内は、JR 宇都宮線が縦断し矢板駅が立地するほか、主要な幹線道路として国道4号、国道461号や（主）矢板那須線等により道路網が形成されています。

矢板駅東側の市街地は、宅地化が進行しています。また、駅周辺には商業施設が集積し、市民の生活を支える商業地が形成されています。

矢板駅西側の市街地は、市役所や生涯学習館等の公共公益施設が集積し、行政サービスの中心として機能しています。

矢板東部地域は、大部分が丘陵地や田園であり、江川や箒川沿いに優良農地が広がる農業中心の地域です。

矢板西部地域は、大部分が丘陵地や田園であり、水源地としても機能しており、倉掛湧水池や塩田ダム等の地域資源が立地しています。

(2) 矢板地区の課題

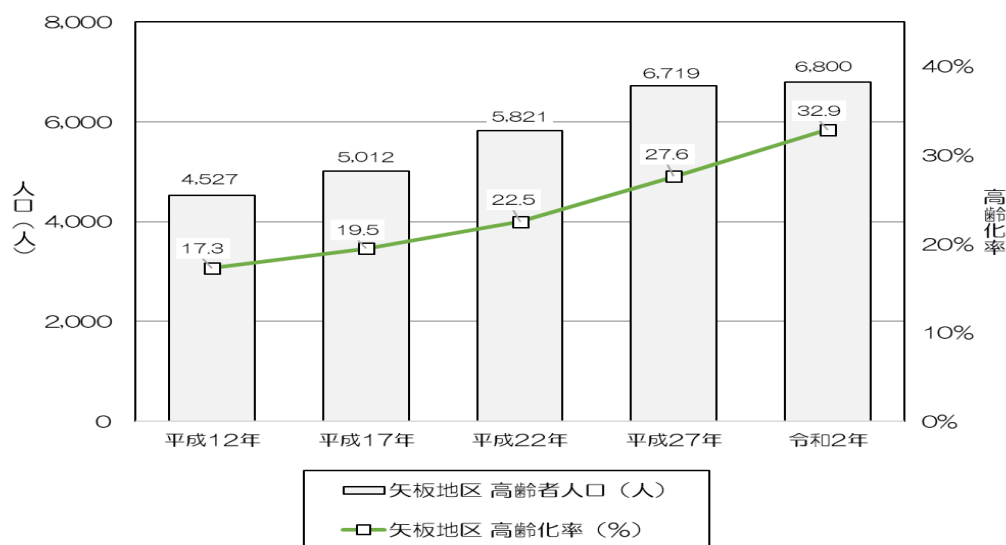
本地区は中央地区、東部地区、西部地区によって人口構造や公共機関の状況、食料品や日用品の購入ができる店舗の有無など、生活状況に大きな違いがみられます。それに伴い、地域の中で抱えている課題はそれぞれ違っています。

そのような中で、地域交流の希薄化や地域の中で孤立してしまっているために、誰にも助けを求めることができないといった課題も増えてきています。

今後も続く人口減少・高齢化率の上昇などから、地域全体でお互いを支えあうことが必要となっています。

高齢化率については、平成27年から令和2年の5年間で5.3ポイント上昇しています。

【矢板地区の高齢者人口と高齢化率】



出典：国勢調査 小地域（各年10月1日）

(3) 取り組み

日頃から、市民一人ひとりが、互いに声をかけあい・支えあい・助けあいのできる矢板地区を目指します。

取り組み名称	“あい”がある、あいさつあられる矢板地区 ～声をかけあい・支えあい・助けあいのある矢板地区を目指して～
--------	--

■みんなで取り組むこと

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">○基本的なあいさつや社会のモラル・マナーを小さい頃から習慣づけます。○あいさつを積極的に実践します。○行政区、シニアクラブ、子ども会などが行う地域行事へ、積極的に参加します。○隣近所で、地域行事への参加を呼びかけ、誘いあいます。○民生委員・児童委員を中心に、支援が必要な人の把握に努め、見守り支援をします。
--------	---

■社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">●「社協だより」であいさつ運動・声かけ運動の実施状況を周知し、あいさつ運動・声かけ運動の推進を図ります。●あいさつ運動・声かけ運動を実践するシニアクラブ等の団体へのぼり旗や啓発物品等を提供し活動を支援します。●シニアクラブ会員による小中学生の登下校時にあいさつ運動を展開します。●高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域でできる助けあい・支えあいの話しあいの場「矢板助け合いの会」を運営していきます。
--------	---

2 泉地区

(1) 泉地区の概況

本地区は、本市のシンボルである高原山の山地・山麓部のほか、丘陵地で占められた地域です。主要な幹線道路として（主）矢板那須線、（主）塩原矢板線や（一）県民の森矢板線等により道路網が形成されています。

令和3年3月に矢板北スマートインターチェンジが開通しました。これにより八方ヶ原、県民の森、観光りんご園等観光施設へのアクセスが向上し、観光業の振興が期待されるとともに、市外の第2次救急医療施設への搬送時間が短縮され、安心して暮らせる生活環境の向上や高速道路から指定避難場所へのアクセスが向上し、緊急物資輸送の迅速化・効率化が期待されます。

（主）矢板那須線の泉交差点周辺において、学校や公民館等の公共公益施設が集積し、地域の中心となる集落が形成されています。

山地・山麓部では八方ヶ原や県民の森等が立地するとともに、丘陵地においても特産品であるりんごの観光農園や山縣有朋記念館等の観光レクリエーション施設が多数立地しています。

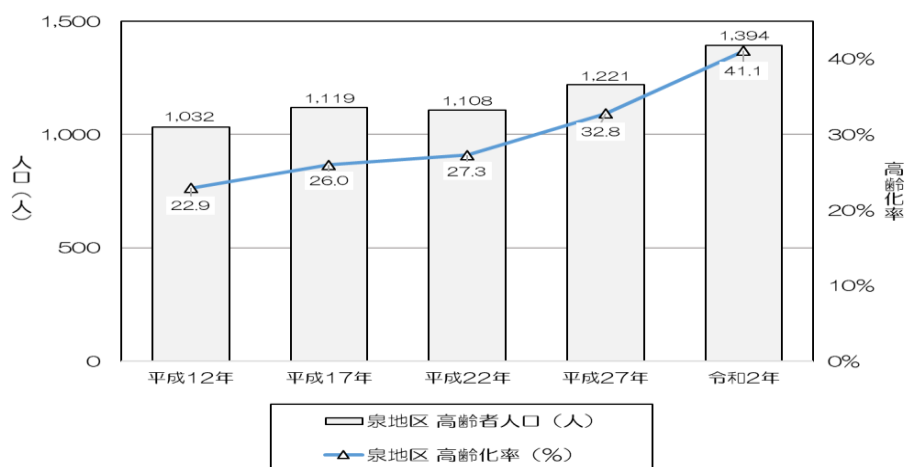
(2) 泉地区の課題

昔から住んでいる人が多く、住民同士のつながりが深い本地区ですが、令和2年の調査では高齢化率が、矢板地区・泉地区・片岡地区の中で最も高く41.1%となり、高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯が増加している状況にあります。

また、生活を支える病院や福祉サービス、スーパーなどの社会資源が地区内に少なく、公共交通機関の利便性も高くないといった課題があります。

そのため、高齢者が住み慣れた本地区で自分らしく楽しみを持ちながら生活を続けていくためにも、健康や生きがいを推進していく必要があります。

【泉地区の高齢者人口と高齢化率】



出典：国勢調査 小地域（各年10月1日）

(3) 取り組み

高齢者の一人ひとりが健康で、生きがいをもって生活することができる泉地区を目指します。

特に高齢化率の高い泉地区に、社会福祉協議会や施設管理公社など、市の関係団体が移転することによって、地域福祉のセンター的機能を担うとともに、市内でもモデルとなるような事業展開をしていきます。

取り組み名称	つくろうよ 子どもも大人も集う場所 ～幅広い世代が集う、顔の見える泉地区を目指して～
--------	---

■みんなで取り組むこと

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">○統合される複合施設で開催される集会や行事に積極的に参加します。○集会や行事などへの参加に際し、介助が必要な人に対し人的なサポートを行います。○シルバー人材センターの利用に努めます。○民生委員・児童委員を中心に、支援が必要な人の把握に努め、見守り支援をします。
--------	---

■社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">●統合される複合施設に、大人でも子どもでも、高齢者でも障がい者でも誰でも集える常設型の集いの場を設け、誰でも社会参加できる環境づくりをします。●「社協だより」でシニアクラブ活動や高齢者の地域活動を紹介・支援をします。●「福祉まつり」などの機会を通じて、福祉についての啓発を行います。●「福祉のつどい」を通じて、市民全体が福祉について考え、参加者自らの活動への意欲を高める機会を設けます。●高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域でできる助けあい・支えあいの話しあいの場「泉ぼっちの会」を運営していきます。
--------	--

3 片岡地区

(1) 片岡地区の概況

本地区は、市域南部の中心として機能する片岡市街地と、本市工業の中心として機能する矢板南産業団地があり、それらを取り囲むように田園及び丘陵地が広がっております。

本地区内は、JR 宇都宮線及び東北自動車道が縦断し、それぞれ片岡駅や矢板インターチェンジが立地しています。また、主要な幹線道路として国道4号線、(主)矢板那須線や(主)塩谷喜連川線等により道路網が形成されています。

片岡駅東側は、地域住民の生活を支える商業地が形成されています。

片岡駅西側は、つつじが丘ニュータウンが整備され、良好な住宅地が形成されています。

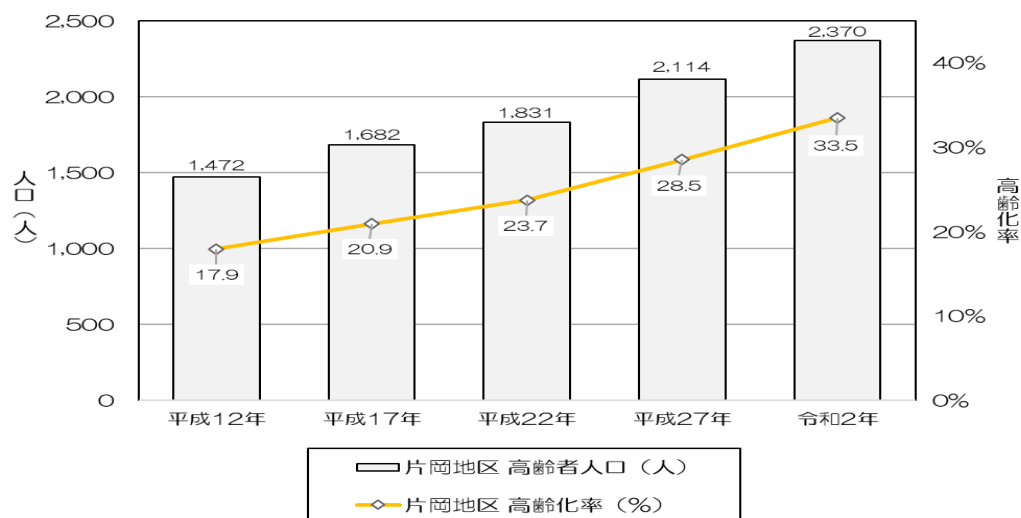
(2) 片岡地区の課題

良好な住宅地が形成され、若い世帯が多くなる一方で、高齢化の影響を受け、本地区においても高齢化率は33.5%と決して低い数字ではありません。

今後、地区内の高齢者人口が増加し、歳を重ねるごとに、さまざまな困りごとが生じる可能性が高まりつつあります。

地区に住む誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、みんなが互いに気をかけ、見守りあう関係性を育み、生活課題の早期発見・対応に地域全体で取り組んでいくことが必要となってきます。

【片岡地区の高齢者人口と高齢化率】



出典：国勢調査 小地域（各年10月1日）

(3) 取り組み

見守り活動が日常に溶け込み、隣近所がお互いに気にかけて、一人ひとりをみんなで支えあう片岡地区を目指します。

取り組み名称	「お元気ですか」その一言で片岡みんな見守り隊 ～声かけで見守りの輪が広がる片岡地区を目指して～
--------	--

■みんなで取り組むこと

主な取り組み	○隣近所で支援が必要な人の見守りに努めます。 ○身近に相談できる相手をつくります。 ○隣近所で異変を発見したら、関係機関へ相談・連絡・通報します。 ○民生委員・児童委員を中心に、支援が必要な人の把握に努め、見守り支援をします。
--------	--

■社会福祉協議会が取り組むこと

主な取り組み	●各種相談機関との連携を強化します。 ●独居高齢者世帯等の見守りを行います。 ●認知症高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等を支援します。 ●高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域でできる助けあい・支えあいの話しあいの場「片岡ささえあいの会」で、お互いを気にかけて、声かけができる仕組みづくりをしていきます。
--------	--

第6章 計画の推進と進捗管理

1 計画の推進体制

地域福祉は行政だけでなく、市民・行政区等の地域・社会福祉協議会等の関係団体など、多くの方が担い手となって推進されます。それぞれの担い手には、以下の役割が期待されています。

(1) 市民

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚を持ち、自分たちの地域について考えること、手を取りあい、地域の行事に取り組んでいくことが第一歩です。

日頃からあいさつなどを通じて身近な人とのコミュニケーションを取り、交流を深めていくことで、困ったときに助けあえる関係をつくっていくことが必要です。

(2) 地域

その地域に住む人たちが助けあいながら、住みやすい環境にしていくため自主的な取り組みを展開しています。また、見守り活動や災害時の協力体制など、地域活動においてもますます大きな役割を担うことが期待されます。

(3) 社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、社会福祉法に定められた、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体であり、社会福祉事業の企画・実施、事業に関する調査・普及・周知・連絡・調整・助成、社会福祉活動への住民参加の援助などを行います。

(4) 行政

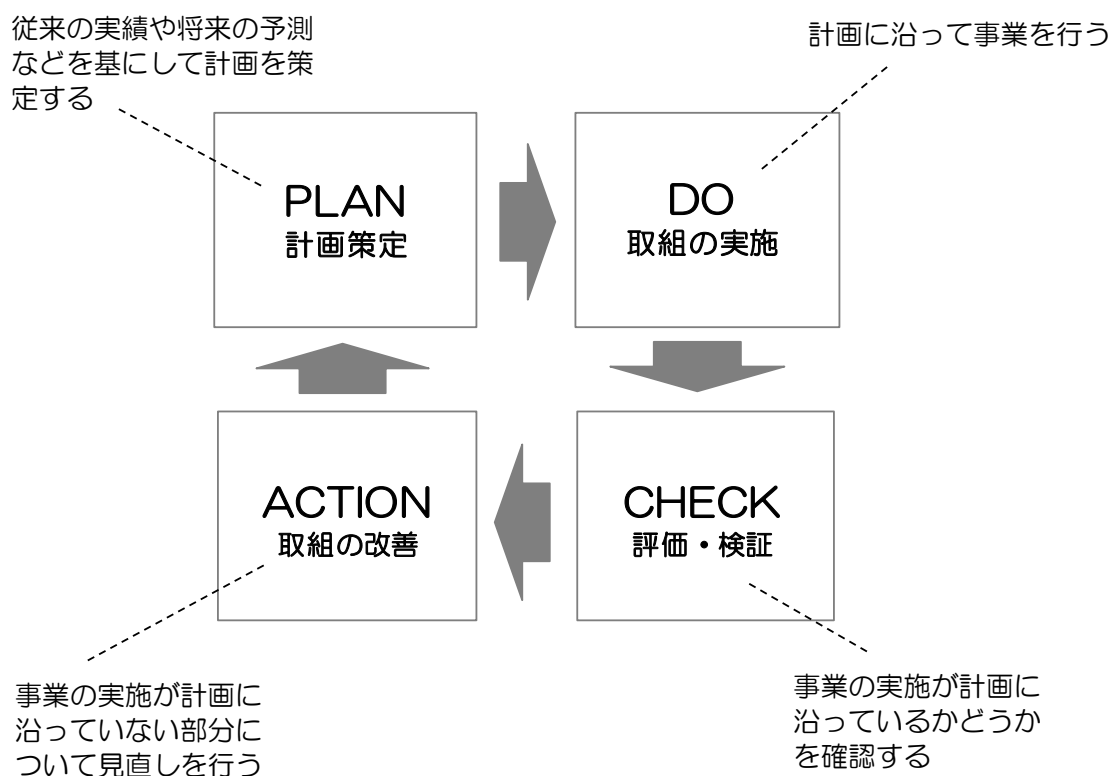
地域福祉計画の策定主体である行政は、市民に対する福祉サービスの向上を目指し、効果的な福祉施策を効率的・総合的に推進する責務があります。そのために、庁内の福祉に関係する部署はもとより、市民・ボランティア・NPO 法人・福祉に関する事業者や社会福祉協議会などとも相互に連携しながら、地域における福祉活動を支援していきます。

2 計画の進捗を管理する体制

本計画の進捗管理は、計画の策定（P：Plan）、計画の実行（D：Do）、計画の評価（C：Check）、計画の見直し（A：Action）という各段階を順次踏みながら計画の実効性を高めるPDCAサイクルで行います。

サイクルのポイントとなるCのステップでは、施策の実施状況を点検と必要な改善に関する協議を行い、次のAのステップにつなげていきます。

計画内容の見直し等にあたっては、社会情勢や地域の変化を踏まえ、効果的な改善方策を進めます。



資料編

1 第3期矢板市地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策とSDGs

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月に国連で採択された2030年までの国際開発目標です。17の目標と169のターゲット達成により、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、積極的に取り組むものです。

こうした動きを踏まえて、本計画では基本目標ごとに関連するSDGsの目指すゴールを示します。



目 標	内 容
1 貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
2 飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安定供給と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
8 働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
10 人や国の不平等をなくそう	国内及び国家間の格差を是正する
11 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
12 つくる責任 つかう責任	持続可能な消費と生産パターンを確保する
13 気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとる
14 海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさを守ろう	陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

基本目標 1 地域福祉を担う人づくり

- (1) 気軽にあいさつや声かけをします
- (2) ふれあいや助けあいの活動を促進します
- (3) 気軽に交流できる居場所を地域につくります
- (4) 健康でいきいき元気なまちをつくります

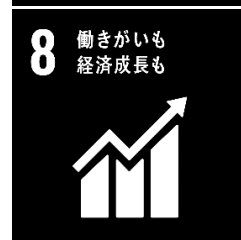
【SDGs（該当する開発目標）】



基本目標 2 みんなでつながる安全安心のまちづくり

- (1) 困っている人を見つけやすい体制をつくります
- (2) 地域ぐるみで防犯活動を強化します
- (3) 災害に対して安心できる体制をつくります

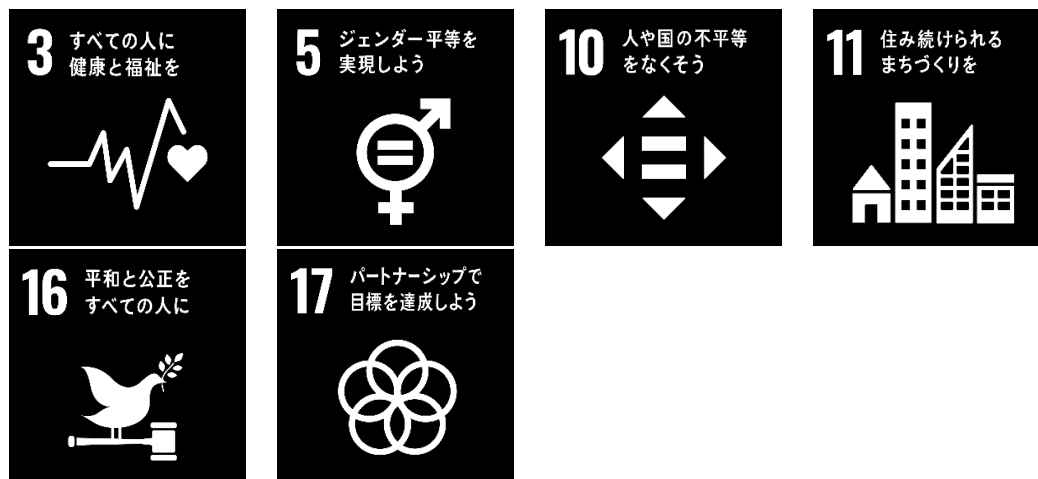
【SDGs（該当する開発目標）】



基本目標3 安心して社会参加できる地域づくり

- (1) 情報が得やすく、相談しやすい体制をつくります
- (2) 適切な福祉サービスを提供します
- (3) 社会参加しやすい環境づくりを支援します

【SDGs (該当する開発目標)】



基本目標4 地域共生社会推進の仕組みづくり

- (1) 支えあう地域福祉を広めます
- (2) 地域を支える人材を育てます
- (3) さまざまな団体の交流や連携を図る仕組みをつくります
- (4) 社会福祉協議会の活性化を図る仕組みをつくります

【SDGs (該当する開発目標)】



2 第3期矢板市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、第3期矢板市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の案を策定すること。
- (2) 計画を策定するために必要な調査及び研究をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1の職にある者をもって構成し、市長が委嘱する。

2 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によってこれを定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

2 前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(検討委員会)

第7条 委員会の所掌事項を補佐するため、委員会に検討委員会を置く。

2 検討委員会は、別表第2の職にある者をもって構成し、検討委員長に社会福祉課長を、検討副委員長に矢板市社会福祉協議会事務局長を充てる。

3 検討委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 検討副委員長は、検討委員長を補佐し、検討委員長に事故があるとき又は検討委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 検討委員会は、必要に応じて検討委員長が招集し、会議を主宰する。

(報告)

第8条 委員長は、第2条に規定する計画案の策定等が終了したときは、その結果を

速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により報告を受けた事項については、計画の策定において尊重するものとする。

(庶務)

第9条 委員会及び検討委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

2 第2期矢板市地域福祉計画策定委員会設置要綱は、令和3年7月31日をもって廃止する。

3 第3期矢板市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人矢板市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、矢板市が策定する地域福祉計画と相互に補完し、協働しながら地域における新たな社会福祉の仕組みを構築するための計画となる地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、第3期矢板市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の案を策定すること。
- (2) 計画を策定するために必要な調査及び研究をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本会会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、14名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、矢板市の策定する地域福祉計画との整合性を図るため、矢板市地域福祉計画策定委員を充て、本会会長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によってこれを定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

- 2 前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は、本会会長が招集する。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(検討委員会)

第7条 委員会の所掌事項を補佐するため、委員会に検討委員会を置く。

- 2 検討委員は、矢板市の策定する地域福祉計画との整合性を図るため、矢板市地域福祉計画策定検討委員会委員を充て、検討委員長に矢板市社会福祉課長を、検討副委員長に本会事務局長を充てる。
- 3 検討委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 検討副委員長は、検討委員長を補佐し、検討委員長に事故あるとき又は検討委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 検討委員会は、必要に応じて検討委員長が招集し、会議を主宰する。

(報告)

第8条 委員長は、第2条に規定する計画案の策定等が終了したときは、その結果を速やかに本会会長に報告しなければならない。

2 本会会長は、前項の規定により報告を受けた事項については、計画の策定において尊重するものとする。

(庶務)

第9条 委員会及び検討委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

2 第2期矢板市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱は、令和3年7月31日をもって廃止する。

4 第3期矢板市地域福祉計画及び矢板市地域福祉計画策定委員会委員名簿

別表第1 矢板市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会委員

番号	所 属	氏 名	備 考
1	矢板市民生委員児童委員協議会 連合会	山 口 政 雄 池 田 文 枝	令 和 3 年 ・ 4 年 度 令 和 4 年 度
2	矢板市区長会	松 岡 祥 峰 関 塚 利 幸	令 和 3 年 度 令 和 4 年 度
3	矢板市シニアクラブ連合会	三 好 良 重	
4	矢板市ボランティア連絡会	中 村 有 子	委 員 長
5	矢板市社会福祉協議会	齋 藤 幸 男	副 委 員 長
6	矢板市女性団体連絡協議会	中 嶋 加 代 子	
7	矢板市地域自立支援協議会	瀬 端 道 男	
8	矢板市地域包括支援センター	関 谷 光 裕	
9	矢板市保育所（園）保護者会 連合会	桧 山 佑 介 井 上 悦 男	令 和 3 年 度 令 和 4 年 度
10	県北健康福祉センター	池 田 美 智 雄	
11	住民代表	鈴 木 亜 矢 子	公 募

別表第2 矢板市地域福祉計画及び地域福祉活動計画検討委員会委員

番号	所 属	職名等	氏 名	備 考
1	総合政策課	政策企画担当 GL	小 林 徹	
2	高齢対策課	高齢福祉担当 GL	前 野 路 代	
3	健康増進課	健康増進担当 GL	藤 田 仁 美	
4	子ども課	子育て支援担当 GL	吉田佐江子	
5	生活環境課	企画・危機対策担当 GL	星 宮 良 行	
6	生涯学習課	まなび担当 GL	和 氣 千 晴	
7	社会福祉協議会	事務局長	小 瀧 新 平	副 委 員 長
8	社会福祉協議会	次長	阿 久 津 功	
9	社会福祉課	生活福祉担当 GL	田 城 宣 宏	
10	社会福祉課	障がい福祉担当 GL	白 田 修 一	
11	社会福祉課	社会福祉担当 GL	橋 本 幸 江	
12	社会福祉課	課長	沼 野 晋 一	委 員 長

5 計画策定の経過

計画策定の経過

年月日	会議名等	内容
令和3年 10月21日	第1回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画、地域福祉活動計画について 地域福祉に関する市民アンケート調査（案）について 今後のスケジュールについて
11月5日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画、地域福祉活動計画について 地域福祉に関する市民アンケート調査（案）について 今後のスケジュールについて
令和3年 12月6日～ 令和4年1月4日	地域福祉に関する市民 アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> 市内在住の18歳から74歳までの2,000人を対象にアンケート調査
3月7日	第2回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉に関する市民アンケート調査結果報告
3月18日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置期間の延長に伴い中止（書面報告）
5月26日	第3回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケート分析結果について 現行計画の進捗状況調査について 第3期計画の構成（案）及び骨子（案）について
5月31日～ 6月17日	現行計画の進捗状況調査	<ul style="list-style-type: none"> 庁内関係各課へ進捗状況調査を依頼
6月29日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケート分析結果について 第3期計画の構成（案）及び骨子（案）について
8月18日	第4回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3期計画素案について
9月21日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3期計画素案について
12月21日	第5回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの結果について 第3期計画素案について
令和5年 1月6日	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの結果について 第3期計画素案について

第 3 期
矢板市地域福祉計画
矢板市地域福祉活動計画

令和5年3月発行

矢板市
健康福祉部 社会福祉課

〒329-2192
栃木県矢板市本町5番4号
TEL : 0287-43-1116
FAX : 0287-43-5404

社会福祉法人
矢板市社会福祉協議会

〒329-2161
栃木県矢板市扇町2丁目4番19号
TEL : 0287-44-3000
FAX : 0287-43-6661
